

博士論文

ローカル・コミュニティの変容とシティズンシップ

Transformation of Local Community and Citizenship

秋田大学

石沢真貴

ISHIZAWA Maki

2020年3月

## 目次

はじめに	1
序章 ポストナショナル・シティズンシップ以後の理論展開とその課題	4
第1章 シティズンシップ論の系譜—ナショナルからポスト・ナショナルへ	13
第2章 定住外国人の社会的権利とコミュニティ	36
第3章 社会参加支援としての定住外国人教育の役割と課題 —秋田県羽後町の日本語教育を事例として—	47
第4章 グローバル化にみる地場産業と住民参加の変容 —稲川町の川連漆器産業を事例として—	62
第5章 近代地方都市の文化資源化と住民参加のまちづくり —横手市「増田蔵の日」を事例として—	77
第6章 集落維持・再生支援事業の展開と地域コミュニティにおけるシティズンシップの変容 —秋田県湯沢市を事例として—	96
終章 ローカル・コミュニティにおけるシティズンシップの可能性	114
注	122
引用参考文献	130
あとがき	142

## はじめに

### 1. 研究の目的

近年の社会学理論の潮流の一つとして、アーリは「グローバル化」と「シティズンシップ」が今日的テーマとなっていると論じている（Urry 2000a:162, 2000b:62）。また岩永は、シティズンシップをめぐる議論は1980年代後半以降の大きな社会変動であるグローバル化の進展のなかで、1990年代初頭にそのグローバル化の理論化をめぐり発展した議論の行き着いた先の一つと指摘している（岩永2005:224）。こうした社会学理論の流れを受け、本論ではグローバル化時代におけるシティズンシップについて論考する。

グローバル化と個人化が進む社会において、日本におけるローカル空間としてのコミュニティの課題は、人口の少子高齢化、人口減少など人口構造の変動も伴い、複雑化し深刻さを増している。いかにしてコミュニティを維持し、あるいは再生、活性化させていくのか。そのために地域住民はどのようにコミュニティに参画していくことが必要なのか。そうしたコミュニティの課題を考察する上で、シティズンシップのあり様を再考する必要があると考える。そのため、特に参加、アイデンティティとしてのシティズンシップに注目し、実際のローカル・コミュニティにおける具体的事例を通し、その変容とシティズンシップの現代性について実証的に考察を試みていく。

シティズンシップ論の系譜としては、国家の枠組みが所与のものとしていた時代におけるナショナル・シティズンシップ論から、グローバル化により国家が相対化されてくることで論じられるようになるポストナショナル・シティズンシップ論へと移行してきた経緯がある。近年では、リベラル・ナショナリズムの台頭から再びナショナルな社会的統合の色彩を帯びたシティズンシップ論への流れがでてきているが、本論においては、ポストナショナル・シティズンシップ論を基軸に、グローバル時代におけるローカル・コミュニティの変容とそれに伴い立ち現れてくる新たなシティズンシップについて論じることとしたい。

### 2. ローカリティとシティズンシップとを結びつける議論の重要性

グローバル化が進展する今日、「ローカルな諸課題は不可避免的にグローバルな課題に接続」しており、その「グローバルな課題は、具体的な実践の場としてローカルに展開される」と言われる（伊豫谷2002:45）。しかし、このようにグローバルとローカルの関連性が常に指摘され取り上げられていながら、シティズンシップ論は一般に抽象論の域をでることはなく、シティズンシップの具体的な実践

の場としてのローカル・コミュニティと自覚的に結びつけて議論する研究が展開されているとは言い難い。具体的なコミュニティの地域構造分析をふまえたシティズンシップ論は展開していないのである。しかし、グローバル化が進行する時代におけるシティズンシップ論は、もはや抽象的、理念的な議論を超え、具体的、実践的レベルでの議論に踏み込むべき段階にきているのではないだろうか。

そこで、本論では、抽象的、理念的なシティズンシップ論だけでなく、ローカル・コミュニティにおけるシティズンシップの具体的事例をもとに、具体的、実践的要素をもつ参加、アイデンティティとしてのシティズンシップ論に力点をおく。また、その際に、マジョリティの文化的支配に重きを置くようなコミュニタリアニズムの主張に安易に組み込まれないシティズンシップのあり方、差異を認めつつ公共性を維持しうる、また多様なローカル・コミュニティのあり方に寄り添うシティズンシップの可能性を考察したい。

### 3. 本論の章構成

本論の章構成であるが、まず序章では、最新のシティズンシップ論の動向であるリベラル・ナショナリズムの台頭を背景にした議論に言及したうえで、そこから本論において注目するポストナショナル・シティズンシップ論がどのような位置づけにありどのような意義があるのかを示す。

第1章では、これまでの社会学におけるシティズンシップ論の系譜を改めて整理する。シティズンシップの社会学的研究の先駆とされるマーシャルの国民国家の枠組みを前提としたナショナル・シティズンシップの議論とその批判的議論を整理したうえで、ポスト・ナショナルなシティズンシップ論へと展開していくグローバル時代のシティズンシップ論の論点と課題を論じる。

第2章から第6章では、1980年代以降顕著になってくるグローバル化や少子高齢化といった社会変動の影響を受けて変容を余儀なくされていくローカル・コミュニティについての具体的事例を示すことで、ポストナショナル・シティズンシップの新しいかたちを捉えていく。社会変動により従来地域社会構造を維持することは困難になり衰退する時代を迎える。そうした「不幸なるコミュニティ」の経緯を経ることは、コミュニティにおける社会関係に変化が生じることになり、そのことはローカル・コミュニティの住民自らがコミュニティへの参加や自らのアイデンティティのあり方を再考する契機になっている。

こうした変容のプロセスを、第2章で1980年代以降川崎市の在日コリアン集住地区において繰り広げられた外国人のシティズンシップをめぐる運動、第3章で秋田県の農山村である羽後町における

外国人妻の社会参加、第4章で秋田県の伝統的地場産業である川連漆器産業集積地の湯沢市（旧稲川町）における漆器の職人集団や女性たちの関係性の変容、第5章で横手市増田地区（旧増田町）における内蔵の文化資源化とまちづくりによる住民参加変容、第6章で湯沢市における少子高齢化、家族変動による限界集落問題と集落維持・再生プロセスの事例をもとに、地域住民による参加やアイデンティティの変容がローカル・コミュニティにおける新たなシティズンシップ生起の契機になっていることを示す。

## 序章 ポストナショナル・シティズンシップ以降の理論展開とその課題

### 1. はじめに

シティズンシップ論は、1980年代におけるサッチャリズムを契機に社会政策的に現代的な議論が活発になされるようになったが、1990年代初頭、ナショナル・シティズンシップの限界という批判を受け、グローバル化した社会におけるシティズンシップのあり方を議論すべきという論調が高まり、ナショナル・シティズンシップ論からポストナショナル・シティズンシップへの議論が提唱されるようになった。しかし、こうした議論は、「グローバルな市民」という構想を強調するあまり、人々が実際の生活を営むコミュニティとの結びつきを欠いたままの議論になりがちであり（Delanty 2000=2004）、またグローバル・シティズンシップはコスモポリタニズムに起因する克服しがたい問題をはらんでいるといった批判的議論もだされるなど（Bowden 2003）、ナショナルからポスト・ナショナルな議論へと展開して以降、シティズンシップの議論は停滞したかのように見受けられた。

しかし1990年代後半以降、2000年代に入ると様相は一転してくる。グローバル化や個人化が進み、少子高齢化や人口減少により、人々が拠り所としてきた家族や地域といったコミュニティの機能が失われその喪失感が大きくなっている現在において、リベラル・ナショナリズム論といわれる政治哲学的な議論が注目されるなか、新たなシティズンシップへの新たな関心、議論が展開してきている。グローバル化が進み人々が帰属する場としてのコミュニティの喪失感が大きくなっている反動としてかえってコミュニティへの希求が高まり、社会統合の方向性としてリベラル・ナショナリズムが展開してきている。

そうしたなか、シティズンシップ論はいかなる方向へ進むのか、またその議論の意義はどこにあるのか。新たな局面に入ってきたシティズンシップの課題がここにきて浮上してきている。

本章では、シティズンシップ論のナショナル・シティズンシップからポストナショナル・シティズンシップへの変遷、そして新たな動向としてリベラル・ナショナリズムとシティズンシップ論の関係を捉えつつ、改めてポストナショナル・シティズンシップ論の現代的意義、重要性を示すことを目的とする。

### 2. シティズンシップ論の変遷

#### (1) 社会学におけるシティズンシップ論

シティズンシップを議論する研究領域は多岐に渡り、諸分野にお

いてシティズンシップ概念が議論され援用されている。しかし、ロッシェ（Roche 1992）によれば、シティズンシップの社会学は十分に展開されてきていなかったという。社会学的なシティズンシップ論として古典とされるマーシャル、T.H.のシティズンシップ論以後数十年もの間、政治的議論においてもシティズンシップは活発に議論されてこなかった（Hall & Held 1989）。1970年代後半にはすでに、「政治理論家のあいだでシティズンシップの概念は時代遅れになってしまった」とされていた（Van Gunsteren, Herman, 1978:9-35）。例外的に人種や移民問題を対象とするような研究を除けば、シティズンシップは現代社会における一般的な人々にはあまりにも当然のものと思われているため軽視されてきたという（ロッシェ 1992:2）。

社会学においてシティズンシップが議論されずにきた理由は、市民的地位の現代的達成や定義が、「ブルジョア」階級に強固に結びつけられた権利概念とされ、マルキストや左派の研究者からはシティズンシップがイデオロギー的であるとして懐疑的にみられてきた経緯があるという（Roche 1992:2）。また、シティズンシップの典型的な議論として、国際労働力移動によって生み出される移民労働者や難民問題を対象とした、国籍や国民といった成員資格をめぐる問題のような非常に分かりやすい課題が扱われる傾向が強い<sup>1)</sup>。そのため、部分的に取り上げられることはあっても、シティズンシップが社会学の主題として論じられることは、日本においてはもちろん世界的にみてもほとんどなかった（岩永 2005:224）。

## （２）サッチャリズムを背景にしたシティズンシップ論の興隆

1980年代以降になると、シティズンシップへの無関心や軽視されている状態は一転し、批判的に再考されるようになってくる。特に1980年代の英国において、ギデンズやターナー、キング、バーバレット、ホールとヘルドといった社会政治論者がシティズンシップの社会的な分析を再考し始めた。（Giddens 1985, Turner 1986, 1990, King 1987, Barbalet 1988, Hall & Held 1989, et al）。

その背景には、英国における政治的局面において、ニューライトと位置づけられる福祉国家の再編に切り込んだサッチャリズムへの関心の高まりがあげられる。1970年代のオイルショックを機に世界経済が停滞期に入ることによって福祉国家体制への批判が高まり、サッチャー政権を代表とする、社会福祉政策を切り捨てるような新保守主義政権が確立するなかで、シティズンシップ、特に福祉国家体制で重要な社会的権利（社会的シティズンシップ）が軽視される傾向となったことが大きい。こうした政治局面、特に社会福祉政策において、右派、左派ともにシティズンシップを重要な概念として取り上げて議論するようになっていく（Hall & Held 1989）。

シティズンシップ概念は、右派、左派両派の主張の根拠として使われた。市場メカニズムを擁護するニューライト（新自由主義）としては、シティズンシップは、「市場関係を超えそれを修復する一連の諸権利を意味している」（Moor 1992）ために、シティズンシップが国民のヴォランティアリズム、多元的共存、自助を衰退させている原因であると批判する。そこにはいわゆる福祉家族の「依存文化」に対する敵意（Bottomore 1992:195）がみられる。こうした右派、保守党政府のレトリックとしては、義務の強調があげられる（Lister 1990）。

一方、左派は保守主義により批判される福祉国家や社会的権利を守るべき立場、つまり本来であればシティズンシップを擁護する立場であるはずの左派からは、結局のところ、シティズンシップは完全な平等社会をもたらさないという批判がだされる（Turner 1993:15）。中道派・左派は、民主主義のプロセスに参加するような権利をはじめとした市民としてのシティズンシップ（Lister 1990）や「社会的生産物が社会のすべての住民の快適で文化的な生活の実現のために配分されるべきこと」（Bottomore 1992:195）を強調する論調がベースになっていた<sup>2)</sup>。

このように、英国ではサッチャリズムに端を発し、福祉国家や社会福祉政策の研究において、シティズンシップ、特に社会的シティズンシップの研究が重要な議論の一つになっていったのである（Glennister 1983, Jordan 1989, Plant 1988, Alock 1989, Taylor 1989, Lister 1990, et al.）。こうして、1990年までに、シティズンシップはいかなる政治的立場をとる政治思想家のあいだでも「流行語」となっていた（Heater 1990:293）。

### （3）ナショナル・シティズンシップの限界

シティズンシップは、国家の枠組みを前提としていた時代背景にもよるが、当初、国家内のシティズンシップの平等性を重視し、その平等性を形式的に拡大するような主張が展開されてきた。権利と義務の諸形態に関心をよせる形式的シティズンシップに関する研究であるが、それは成員間の平等性を重要視する点で国家における資格付与としてのナショナルなシティズンシップの限界をもつ。その平等性の希求のなかで外国人の権利拡大に関するデニズンシップの扱いをめぐる議論など、シティズンシップ拡大の主張がなされてきた傾向がある<sup>3)</sup>。

しかし、グローバル化が進展した時代においては、国境を越える移民労働者の急増や普遍的な人権意識の高揚を背景にナショナル・シティズンシップ論の意義は失われ（Soysal 1994）、形式的な平等性を重視した権利・義務論、平等性の議論から、文化的差異を前提と



しその承認を求めるアイデンティティや能動的シティズンシップとしての参加の議論に関心が寄せられ、ポストナショナル・シティズンシップ論<sup>4)</sup>へと移行していく。

### 3. 1990年代以降の動向

#### (1) グローバル化とシティズンシップ論

英国をはじめとした福祉国家体制の再編が議論された1980年代から1990年代にかけては、世界的にグローバル化が顕著になってくる時代であり、ヨーロッパを中心に移民や若年層の失業問題などが顕著化し、社会的排除、社会的包摂の議論も同時に関心をもたれるようになっていく。そして特に、1990年代はグローバルな統治への期待が高まった時代となった(安達2013:15)<sup>5)</sup>。また、1990年代初頭には、1992年のマーストリヒト条約を契機に、EUといういわば国境を越えた共同体が誕生しEU市民権なるものが誕生する。EUによってナショナル・シティズンシップとは質の異なる、超国家的なシティズンシップが宣言され統合が進められたことになる。

グローバル化という世界的な社会変動は、社会科学における社会の概念自体の再考を促し、シティズンシップ概念は、従来の国民国家システムを無条件に前提としてきた社会科学における社会理論が再考を迫られる、一つの重要な概念、アプローチとしても位置づけるようになっていく<sup>6)</sup>。

このように「グローバル化」と「シティズンシップ」は今日的テーマとなっており(Urry 2000a:162, 2000b:62)、またシティズンシップはグローバル化社会におけるコミュニティの課題として議論されている。岩永によれば、シティズンシップをめぐる議論は、1980年代後半以降の大きな社会変動であるグローバル化の進展のなかで、1990年代初頭にそのグローバル化の理論化をめぐり発展した議論の行き着いた先の一つであるという(岩永2005:224)。グローバル化は、社会学がシティズンシップの新たな研究へと向かう道筋をつくったともいえる。

#### (2) ポストナショナル・シティズンシップとその批判

1990年代初頭、こうしてシティズンシップ論は、グローバル化した社会におけるシティズンシップのあり方を議論すべきという論調が高まり、ナショナル・シティズンシップ論からポストナショナル・シティズンシップの議論が提唱されるようになった。

国家や国民を前提としたナショナルなシティズンシップ論を越えて、ポストナショナルなシティズンシップの提唱をするのが、コスモポリタニズムによる主張である。コスモポリタンなコミュニティにおけるシティズンシップに関する議論は、デランティによると、

ハーバーマス、フーク、ターナー、アーリ、リンクレーター、ヘルド、サッセン、ギデンズらが代表的とされるが（Deranty 2000=2004）、コスモポリタニズムは国内外における参加と権利を視野に入れ、アイデンティティの多元性を強調する。

しかし、コスモポリタニズムは、グローバル化がもたらした議論とはいえ、「グローバルな市民」という構想を強調するあまりに人々が実際の生活を営むコミュニティとの結びつきを欠いたままの議論になりがちである（Ibid., 2000=2004）。グローバル・シティズンシップに関し、それがコスモポリタニズムに起因する克服しがたい問題をはらんでいるといった批判的議論がだされている。1990年代にはグローバル化した社会におけるシティズンシップを議論すべきといわれてきたが、現在はすでに、その批判的検証の時期にきている。グローバル、アクティヴ、といったコンセプトは非現実的であり、望み薄であるとさえいわれた（Bowden 2003）。また、ムフも「人類（humanity）という抽象的理念にのみ基づくような、世界市民主義的なシティズンシップの可能性を想像することは危険な幻想である。民主主義は、『デモス（人民）』を限定することなしに考えることはできない」（Mouffe 2001=2001: 33）と否定的である。シティズンシップ論はナショナルからポスト・ナショナルな議論へとナショナルな枠組みを超え拡がりをもせた分、逆に迷走していった側面がみられる。こうしてリベラリズムとコミュニタリアニズム論争後の、グローバル時代に対応すべく提唱されたポスト・ナショナルなシティズンシップ議論も、その意義が問われることとなった。

一方で、コスモポリタニズムなシティズンシップの流れのなかで、コスモポリタニズムに対し支持を示しつつも批判的な立場をとっているデランティは、個人的権利への関心にかわり集団的権利や文化的権利が台頭してきたことを指摘しており（Deranty 2000=2004: v）、シティズンシップが文化の領域にかかわっている「文化的シティズンシップ」の重要性を論じている（Ibid. 2000=2004）。これは同質ということではなく対等であるという意味における平等性に加え、文化的な差異を承認することをも求める、つまり対等であるが差異があるということの意味するシティズンシップの考え方である（Ibid. 2000=2004: 256）。1990年代におけるシティズンシップの論点は、このように国家を超えたところにあると同時に、ローカルな場において具体的に発生する文化的差異と関連させた議論が重要な要素として示されている。

#### 4. リベラル・ナショナリズムとナショナル・シティズンシップの再評価—シティズンシップ論の再転回

ポストナショナル・シティズンシップのなかで触れた、文化的シ

シティズンシップのような文化的差異を強調する議論は、多文化主義を基調とするものであるが、この思想はグローバル化が進展し社会が多様化し、移民や難民といった存在が増大するにつれ、今日、社会を分断するといった批判を受けるようになってきている。つまり、社会統合の原理としての支持を失ってきているのである（安達 2012: 275）

それにかわって支持されてくるのが、「社会的結束と文化的多様性の両立の実現を目指す」リベラル・ナショナリズムである（安達 2013:51）。リベラル・ナショナリズムとは、安達の整理にしたがって示すと、「ポスト多文化主義における社会統合の指針として注目を浴びている政治哲学的潮流」であるが、「社会的連帯の前提としてナショナリティを位置づけ、リベラルで民主主義的な価値を体現するシティズンシップと、その具体的な表象であるナショナルな文化やアイデンティティを強調することを通して、諸民族の多様性の承認と民族間の平等と連来を目指す」（Tamir 1993=2006, Miller 1995=2007, Kymulicka 2001）立場である。このリベラル・ナショナリズム論への支持は、2000年代に入ると拡大していく（安達 2013: 15）。その主要な主張点は、代表的な論者であるミラーが主張するように、「文化的多様性と社会的結束の最適なバランスをとるためにも、ある種の共通のナショナリティが不可欠である（Tamir 1993=2006:23）」という点である。

またリベラル・ナショナリズム論の特有性として、「従来のリベラリズムが等閑視してきた社会的結束、多文化主義が軽視してきた福祉平等、そしてリベラリズムやナショナリズムが否定してきた文化的多様性への承認という、社会的統合をめぐる三つの価値にそれぞれ配慮する形で、その統治可能性を示したこと」にある。その要となるのが、「民主主義的に再定義された『ナショナリティ』の共有である（安達 2013: 14）。リベラル・ナショナリズムの主張は、社会統合としてのナショナリティ（国民性）と多文化主義の融合を目指すものといえる。

そうしたリベラル・ナショナルズムへの関心が高まるなか、1990年代後半になると、これまで終焉を迎えたと評されていたナショナル・シティズンシップが再び評価される流れが生じてくる。安達はその背景として、「ポスト冷戦体制というグローバルな統治体制が進展する中で急激に高まる文化的多様性を前にして、ナショナルな共通性の再構築が求められるようになった」ことを指摘している（Ibid., 2013:14）。

このナショナリティを担保するのが、シティズンシップということになり、シティズンシップ論はリベラル・ナショナリズムの台頭によって、ナショナル・シティズンシップ論への回帰のような様相

を示すかたちになっている。シティズンシップがもつ共通価値や市民としての義務を強調する側面が重要な要素として位置づけられるのである (Tamir 1993=2006)。

## 5. リベラル・ナショナリズムにおけるコミュニティ問題—「コミュニティの復権」とリベラル・ナショナリズムの接近

1990年代におけるナショナル・シティズンシップ論の限界、その後には生じたポストナショナル・シティズンシップ論、そして政治哲学的理論から台頭してきたリベラル・ナショナリズムの流れにより、2000年代に入り再びナショナル・シティズンシップが再評価されてきている流れを概観してきた。

ここでシティズンシップ論として問題となるのは、リベラル・ナショナリズムが、ナショナルリティすなわち「ナショナルな共通性の再構築」(安達 2013:14)を重要視するなかで、シティズンシップ論は、再びナショナル・シティズンシップへの回帰という方向性をたどるのであるか、ということである。

伊豫谷は、「今日、コミュニティといわれるものの復権が世界的な規模で声高に叫ばれ」、それがリベラル・ナショナリズムと共鳴していると指摘する(伊豫谷 2013:87)。また、「グローバルへの対抗としてローカルが、そしてコミュニティの復権が叫ばれる際に、しばしばナショナルな領域が、暗黙のうちに、想定されている」と危惧し、ナショナルな境界を超えるコミュニティをどのように構想しうるのであるかを問うている (Ibid., 2013:87)。

常に繰り返されてきていることであるが、社会的な結束にほころびが見出されるような危機の時代に叫ばれるのが、「コミュニティの復権」である。グローバル化によって「社会の不安定化が進むにしたがって、安全と自由の要<sup>かなめ</sup>として、コミュニティが求められる」のである (Ibid., 2013:84)。

吉原は、日本社会にもたらされた大きな社会変動ともいえるであろう東日本大震災—3.11が、その後の社会に様々な議論をもたらしているとし、特に「コミュニティにたいする過剰な期待や願望がコミュニティの実態から乖離<sup>かいり</sup>したところで一方的にふくらむといった『コミュニティ・インフレーション』の状態—コミュニティにたいする過剰な期待・願望論が高まり続けている」とする(吉原 2011:45、2013:92)。また吉原は、リベラル・ナショナリズムについて「文化=『文化的なもの』を取り込むことによって、帰属意識、忠誠心、そして連帯に基づくナショナルリティを蘇えらせようとする」ものと平易に説明しているが、その視角から、コミュニティ論が「リベラ

ル・ナショナリズムによって新しい解釈が加えられているナショナル・アイデンティティの深部をなす『文化的なもの』に根を下ろすことによって、リベラル・ナショナリズムに深く結びついて」(Ibid., 2013:102) おり、そうしたコミュニティへの過大な期待、願望が、「リベラル・ナショナリズムの裾野を広げることに貢献している」としている (Ibid., 2013:106)。

ここにあげた伊豫谷、吉原のリベラル・ナショナリズムに対する通底した思考は、コミュニティが過度に期待されているという視点からリベラル・ナショナリズムが評価されることへの警鐘と読み取れるが、これはコミュニティにおけるメンバーシップをどのように想定しうるのかというシティズンシップの課題としても看過できない指摘といえよう。

## 6. おわりに シティズンシップ論の現在性

シティズンシップ論におけるナショナル・シティズンシップからポストナショナル・シティズンシップへの変遷、そして新たな動向としてリベラル・ナショナリズムの台頭からナショナル・シティズンシップ論が再評価されてきている動きを捉えたが、改めて本章の論題であるシティズンシップ論の現在的意義、特にポストナショナル・シティズンシップ論の重要性を示すとすれば、どのようなことがいえるだろうか。つまり、なぜシティズンシップ論を改めて問う必要があるのかということである。

逆説的ではあるが、リベラル・ナショナリズムの台頭の時点で、ポストナショナル・シティズンシップについて改めて再考されうる余地が生じてきているのではないか。たとえば、移民や難民の増加に伴う文化的多元性を考えるとき、そこには伊豫谷が指摘したように、「ナショナルな境界を超えるコミュニティをどのように構想しうるのか」(伊豫谷 2013:87) を問い続ける姿勢が必要になってくる。実際に、グローバル化への反動としてのナショナリズムへの傾倒はアメリカの自国主義や英国の EU 脱退の政治的経済的動向として具現的に捉えられるようになってきている。

グローバル化が進むほどに、ローカル・レベルでのコミュニティにおけるシティズンシップ論が必要になってきていると考えられる。ここにシティズンシップ論の現在性を問う必要があるのではないか。

ただしそれは、国家にからめとられ利用される危惧のあるナショナル・シティズンシップ論ではない。コミュニティ再生(地域創生)を掲げるコミュニティ政策は、国家が先導するかたちで各自治体が進めているが、コミュニティ政策がナショナル・レベルの文化や伝統といったものを旗印にコミュニティへの期待を膨らませていることには改めて注意を払っていく必要がある。またコミュニティにコ

ミットするにあたって、コミュニタリアニズムにみるようなマジョリティの文化的支配により閉じられたコミュニティにおけるシティズンシップ論に陥ることも危険である。ローカル・コミュニティは、かつての村落としての社会的統合、閉鎖性、排除性を伴うコミュニティとは異なる、多様性や流動性を含みもつものへと変容を遂げつつある。改めて、市民社会におけるアソシエーション的なまとまりにおいて培われ、多様性を含みもつメンバーシップのあり方が問われると考えられる。

以上、なぜ今シティズンシップ論なのか、つまりシティズンシップの現在性を問うことの意義を簡単に示唆した。次に続く第1章では、改めて社会学におけるシティズンシップ論の系譜を戦後のシティズンシップ論の先駆者として注目されたマーシャルの議論まで遡って整理していくなかで、シティズンシップの現在性の意義を浮き彫りにする契機をつかみたい。

## 第1章 シティズンシップ論の系譜—ナショナルからポスト・ナショナルへ

本章では、まず 1980 年代後半以降のグローバル化による社会変動が、国民国家の枠組を前提としていたナショナル・シティズンシップ論の限界を明らかにし、文化的シティズンシップをはじめとしたポスト・ナショナルなシティズンシップ論への展開をもたらした議論の流れをみる。そして、グローバル化のなかで様々な変容を余儀なくされるローカル・コミュニティにおけるシティズンシップの議論の必要があることを論じたい。

### 1. ナショナル・シティズンシップ論の系譜と課題

#### (1) 古典的なシティズンシップ論—権利・義務を中心とする議論

古典的なシティズンシップ論は、従来ほとんど規範的政治理論によって占められてきた。このシティズンシップ論の主要な論点は、コミュニティにおける成員の資格についてであり、大半がこの点に関する研究である。つまり、「シティズンとは誰か、何を為し、どのような資格で、いかなる特権・権利・義務・責任・徳を有するのか」という議論の総体として、政治学のメインテーマの一つとなっていた（岡野 2009: 22）。これはシティズンシップのなかではリベラル論として位置づけられる議論である。

#### (2) 近代的シティズンシップ—ナショナル・シティズンシップ論

17世紀以降になると、国家の成立、生まれながらにしてある権利—生存権のような古典的なシティズンシップとは異なる、人々の自由と平等を実現するための国家のあり方に関わって、国民の権利と義務としてのシティズンシップ論がでてくる。ここからが社会学的なシティズンシップ論と関連してくる議論である。社会学においては、マーシャルが社会政策とのかかわりで論じたのが始まりとされる<sup>1)</sup>。

マーシャルのシティズンシップ論は、戦後におけるシティズンシップ論の特に社会学における古典と位置づけられ、常に再考の対象とされるマーシャルは、シティズンシップを「ある共同体（コミュニティ）の完全な成員である人びとに与えられた地位身分」（Marshall 1963:87）であり、「共同体（コミュニティ）自体によって創出され、その市民の地位に付随している諸権利」（Marshall 1981:88）と定義し、「この地位身分を持っているすべての人びとは、その地位身分に付与された権利と義務において平等」（Marshall 1963:87）であるとした。コミュニティ内の権利と義務において、成員同士が互いに平等、対等であることを示すものである。そして、

それは市民的、政治的、社会的という三つの束で構成されるものと説明する。市民的権利（身体の自由、言論、思想、信教の自由など）、政治的権利（参政権、自治権など）、そして社会的権利（教育を受ける権利、労働の権利、経済的福祉への権利、文化的生活を営む権利など）の三要素である。

マーシャルによれば、市民的権利は18～19世紀にかけ、信仰の自由、人身保護、カトリック解放などの一連の動きによる権利保障として形成された。政治的権利は19世紀の普通選挙法制定という民主主義の動きと結びついた権利として形成された。社会的権利は、20世紀の社会保障や社会保険といった社会的な平等を達成するための権利保障として形成された。これら三つの権利は、それぞれ異なる形成史をもちながら発展し、20世紀になると「一本の織り糸へとよられ」一応の完成をみる（Marshall and Bottomore 1992:8）。こうして近代的シティズンシップは、段階を経て社会全体へ拡大し、つまるところ国家の成員資格として完成したのである。それは特権階級から労働者、女性へと拡大し、グローバル化時代においては外国人を含む形で拡大した。

なかでも社会的シティズンシップは、福祉国家という政治経済体制が確立した戦後以降の重要な構成要素として位置づけられている。マーシャルは、これが福祉国家の核心となる理念であると主張した。そして福祉国家の興隆を背景にして、「福祉国家」概念の内実を権利概念であるシティズンシップによって理念化しようとした（岡野 2009:37）。

シティズンシップは、マーシャルが定義しているように、基本的にコミュニティのメンバーシップという性格をもつ。ということは、第一義的には必ずそこにメンバーとそうでないものとの区分がつくられる性格をもつものと考えねばならない。つまり、シティズンシップには、メンバー内における平等原理とそれ以外を排除する差別するという問題が必然的に付随してくることになる。よって、シティズンシップの権利・義務の拡大は社会学的にも論点の一つとなる。

近代的な、つまり普遍的なシティズンシップにおいては、公共性は、一般性、共通性を具体化するものである。シティズンシップは、それがもつ平等性を同等性、共通性の意味合いにすり替えて理解することによって、コミュニティ内部の成員間での権利と義務において平等性を帯びることになり、それは権利の対象者を拡大させることになった。しかし、一方では、なんらかの差異のある成員や集団に対し同一性を強制し、そうでなければ排除、差別、不平等の問題を生じる火種にもなる。

### （3）T.H. マーシャルのシティズンシップ理論とその批判



## 1) T. H. マーシャルのシティズンシップ理論

シティズンシップ概念は、西洋に特有の概念であり、ある社会への完全な参加成員である市民に付与されるものである。その概念はギリシャ、ローマ時代に起源をもち、中世都市国家を経て、近現代的な資本主義社会に至るまで、発展、拡大されてきた。その概念は、そもそも公正、権利、義務、社会契約を議論する政治哲学の理論の中心に位置するものである (Turner 1993:Preface,x)。そして従来、それは社会政策の分析によく使われてきたのだが、概念自体が分析、議論の対象になることは、政治学的領域以外においてはほとんどなかった (Roche 1989:363)。

そうしたなかで、シティズンシップ理論の社会学的研究を先駆的行ったのがマーシャルである。マーシャルの理論におけるシティズンシップは、前述したように「コミュニティの完全な成員に与えられる地位」(Marshall 1963:87)であり、「コミュニティそれ自体によって創出され、市民の地位に付随している諸権利」と定義される (Marshall 1981:88)。またシティズンシップは、それを有する「すべての人が、その地位が付与する権利と義務において平等である」という平等主義的な性格をもつ (Marshall 1963:87)。

こうしたシティズンシップを、マーシャルは、形式的な国籍や参政権としてではなく、いくつかの実質的な諸権利、つまり市民的権利 (身体の自由、言論、思想、信教の自由など)、政治的権利 (政治的権力の行使への参加の権利)、社会的権利 (教育制度や社会的サービスに結びついている、最低限の経済的福祉と安全への権利から社会的遺産を十分に共有する権利や社会の支配的基準に見合った文化的な生活を営む権利) という三要素のセットとして捉え、それぞれ 18 世紀、19 世紀、20 世紀に、独自の原理に基づき異なる速度で展開してきたとする (Ibid.,1963:73-74)。

まず、市民的権利は、17 世紀から 19 世紀にかけ、奴隷身分の消滅を経、自由が普遍的なものとなることでシティズンシップは地方的な制度から全国的なものへと成長していき、すべての成人成員に対して与えられるようになった (Ibid.,1963:77-79)。政治的権利は、市民的権利に比べ、民主主義的なシティズンシップという基準からみて分配のあり方に欠点があり、限られた経済的階級に与えられていたものであったが、それが 19 世紀において経済的な競争で成功をおさめた人々を承認するようになり、20 世紀に至ってようやくその基準が経済的資産から人間と

しての地位へと転換し、成年男子の普通選挙が採用されていく (Ibid.,1963:80-81)。これらの市民的権利、政治的権利は、不平等を残存しながらも、徐々に人々の権利の拡大をもたらしていったといえる。

一方で、これらの二つの権利に比較し最も遅く発展する社会的権利は、一様に前進的な経緯をたどるものではなく、性格を異にしている。それはもともと地方のコミュニティや職能組織の成員性であり、救貧法や賃金規制システムによって補完されていたのだが、次第にそれらにとって代わられていく。さらに後者は 18 世紀に衰退し、残る救貧法が賃金体系の領域や自由市場に介入し、社会保障の進展の兆しをみせていたのだが、19 世紀の新救貧法への改正で、そうした介入の働きが弱まり、年齢や疾病によって生存競争を続けられない人々、慈善を請うような弱者に対してのみ救済を施すというかたちになる。しかし、その施しを受けることはすなわち、自らの市民である地位を放棄する代償として得られるものであることを意味し、そのことによって社会的権利はシティズンシップの要素として後退をみせ、それから切り離され、20 世紀に至ってようやく再確立されていく (Ibid.,1963:81-86)。

マーシャルの理論で特徴的なのは、資本主義における市場原理とシティズンシップの原理との緊張関係あるいは矛盾を捉えている点である。つまり、資本主義が社会階級における不平等を内包しているのに対し、シティズンシップは諸権利の平等な分配を求めるものである。これらの資本主義と民主主義の両原理は、古典的な社会理論においては両立不可能とされてきたが、マーシャルは、それらが実際には同時期に発展してきていることに注目し、両立しうる説明とした。シティズンシップが、社会的、経済的不平等を基礎とする資本主義の発展と調和し、さらにはその不平等を解消していく装置であると捉えたのである (Ibid.,1963:88)。

## 2) 国民国家の所与性とエスニシティ

こうしたマーシャルのシティズンシップ理論に対しては、多くの論者が批判検討をおこなってきている<sup>2)</sup>。主な批判を整理すると、第一に、マルクス主義論者を中心に、マーシャルのシティズンシップの歴史的展開の叙述が進化論的であり、シティズンシップを含む諸権利が階級間の闘争により媒介され、それらの力関係によってその範囲が決定されうることを看過しているとする批判がある (Mishra 1981:37, Giddens

1982:171-172)。

第二には、マーシャルが、戦後直後の同質的なイギリス社会、より狭義にはイングランドを考察対象にしており、彼のシティズンシップ理論は他の諸国にも適用できる普遍的モデルになりえないという批判である (Bottomore, T., 1992:65)。マーシャルが戦争直後のイギリス (イングランド) という同質的な社会を対象にシティズンシップの発展を考察した点で、現代的文脈としては適当ではないと指摘している (Ibid., 1992:154)。

第三に、シティズンシップの三要素間の関係についての理論的分析が不十分であるという点である。例えば、マーシャルがシティズンシップの三要素を説明する際、それらの間には、価値と原理において規範的な葛藤がほとんど存在しないものと考えていたという批判がある (Roche 1987, p.372)。

こうした批判が多くのシティズンシップ論者によって指摘され、再考されてきたが、本章では、特にグローバル化による国民国家の枠組の相対化を象徴的に示す問題であるエスニシティとの関連性に限り、マーシャル理論がなぜこの問題に言及していないのか、その理論的前提を整理してみる。現代日本でより一層重要性、喫緊性を帯びてきている移民、移動の問題に焦点を当てる意味でも、特に言及すべき課題であるといえよう。

まず、シティズンシップの発展における進化論的な叙述であるが、これはギデنز (Giddens 1982:171-172) が指摘しているように、諸権利が階級間の力関係によって決定され、ある社会においてより権力をもちうる集団がより権利の獲得に優位である点を看過している。多様な価値観、生活様式をもった人々から構成されている現代社会では、競合する諸集団が社会サービスの分配をめぐる闘争が生じ、そのときシティズンシップは特定の地位集団に、既得権を与えたり、あるいはスティグマを付与したりすることで、新たな不平等を生み出す原因となりやすい (伊藤 1996:175,190)。マーシャルの進化論的な議論は、闘争においてより不利な状況におかれたエスニック・マイノリティが諸権利を獲得することの困難さを捉ええなかったことになる。これに関して、李光一は、諸権利獲得におけるかつての在日韓国・朝鮮人の処遇の歴史や、近年の EC 統合の背後で行われている国籍法の「修正」により、市民の地位にあった者が、外国人の地位に逆戻りするという、「後退」の史実をもとに批判をしている (李 1995:56)。

また、マーシャルが対象としたイギリスは、外国人の定義そのものに特殊性があり、伝統的に服従者個人と君主という臣従という関係で法的、政治的地位が考えられ、自らを国民国家として定義してこなかった。このため、ブルベイカーは、戦後に大英帝国が解体し、かつての植民地から大量の移民が移り住んだが、当初ほとんどの移民がイギリスへのパスポートをもった英国臣民（British subject）であり、ほとんど外国人とみなされなかったという例外的な状況があると指摘する（Brubaker 1989a:10-11）。リースは、マーシャルがシティズンシップの議論を展開し始める 1949 年という年代的な問題をあげ、こうした植民地からの大規模な移民が予期されず、国家の成員性（membership）の問題が政治的関心事として喚起されえなかった点を指摘している（Rees 1996:17）。しかし、マーシャルは、後のエスニシティの問題に言及した著作（Marshall 1965）、そしてその 1975 年の改訂版においても、人種差別問題は将来的に解消されうるという楽観的見解を示すにとどまっている（Rees 1996:17）。

もちろん、社会学におけるイギリスとアメリカの研究の方向性の違いが、エスニック問題に対する研究への関心の度合いに影響している点は否めない。エスニシティの議論は、もともとアメリカ社会学の潮流であり、社会学のなかでは、例えばパーソンズがシティズンシップを市民革命以後の平等主義思想と密接な関連をみせつつ発展してきた「社会コミュニティの包容の基盤」として捉え、アメリカの人種問題の解決に向けた理論としてマーシャルの理論を援用してきた（Parsons 1969=1973）。こうしてアメリカにおけるシティズンシップ理論への着目は、一般に、人種問題（race relations）、社会正義（social justice）、国家形成（nation-building）の観点から論じられてきたといえる（Turner 1993:Preface x）。

しかし、1960 年代からヨーロッパにエスニックな変化が生じた。非ヨーロッパ系、第三世界及び南欧からの移民労働者の大量流入である<sup>3)</sup>。そして 1980 年代から明瞭になってきた事実は、多くの国での移民労働者の定住化傾向である。移民の増加を危惧した各国の移民制限政策の強化が、かえって、再入国できないことを恐れた移民労働者の家族の呼び寄せを増加させる結果となり、子どもの出生、家族ぐるみの市民生活への参加によって、移民は一世代から二、三、あるいは四世代に至っており、ホスト社会の中にある一定の地位を占めるようになってきている（宮島・

梶田 1991:5)。この移民の変容は、近年の世界的な経済変動に伴い、移民労働者が本質的に自由性をもっている労働市場に参入する機会を相対的に増やし、結果的に福祉国家の閉鎖性と市場の自由性の矛盾を大きくし、福祉国家の社会政策に動揺をもたらしたのである(Freeman 1986)。

重要なのは、マーシャルの理論では、近代国家の成立以後のシティズンシップが考察の対象となっていることである。マーシャルはシティズンシップを、そもそもの定義からして国民的(national)なものであるとする(Marshall 1963:75)。シティズンシップの概念は、都市国家の成員性や、キリスト教の普遍主義的な議論のなかに、すでにみられるものであるが(Turner 1986:13-17)、フランス革命以後、ナショナリズムの確立の中で、シティズンシップは中世以前のそれとは性質を異にし、国民国家の成員、すなわち「国民」との整合性で定義づけられるようになったのである<sup>4)</sup>。国民国家は、その成立以後、資本主義が世界的に発展していくための条件を確実なものにし、合理的な行政のためのインフラと、個人、集団が自由に行動するための法的枠組みを提供し、さらに、統一的な言語政策、教育政策、福祉政策などによって、国民統合を意図的に推進する文化的民族的同質性の基礎さえ築いてきた(Habermas 1992=1996:185-186)。バーバレットは、マーシャルがこうした国民国家のあり方を所与のものとして捉え、その意義をシティズンシップの理論に反映させることに失敗したとしている(Barbalet 1988:109)。ターナーも同様に、シティズンシップの理論が国家の理論を生み出さなくてはならないものであるにもかかわらず、マーシャルの理論はこの側面において、ほとんど発達させられていないことを指摘している(Turner 1990:193)。

マーシャルのシティズンシップの説明には、シティズンシップが近代的な意味としてナショナルなものであり、またすべての成人成員に対する地位であるというときのその成員が、成人男子を指し、そこには女性、貧民が含まれないことを明確に指摘し、いわゆる国民国家内部における排除に対する視点がある。しかし、それは国民国家の枠組みを前提とし、その相対化が示されず、結果的に国家外、あるいは国家間関係における排除構造には言及されていないためである。マーシャルは、実質的なシティズンシップに注目することによって、国家の内部的な排除の問題には関心をもちえたが、しかし、国民国家の境界外についての議論が展開されず(Rees 1992:17)、このことが形式的なシティズンシップへの議

論を軽視し、ホスト社会における国籍をもたないが、長期にわたり居住し生活基盤をもつ移民の、完全なシティズンシップ享受への議論的な関心を示さない結果をもたらしたといえよう<sup>5)</sup>。

#### (4) ナショナル・シティズンシップ論の問題点

ナショナル・シティズンシップは、市民＝国民というメンバー構成のナショナル・アイデンティティと結びついている。しかし、グローバル化が進む現代において、国民国家という政治的な共同体におけるシティズンシップでは説明できなくなり、ナショナル・アイデンティティを有しない存在への排除的問題を包含する意味で再考を必要としている。ここにおいて、ナショナルを前提としたシティズンシップの限界が示されることとなる。

#### 1) 形式的シティズンシップ論—権利と義務のシティズンシップ論の限界

権利と義務の諸形態に関心をよせる形式的シティズンシップの研究は、成員間の平等性を重要視する点で、これも国家における資格付与としての、ナショナルなシティズンシップの限界をもつものといえる。その平等性の希求のなかでシティズンシップ拡大の主張がなされてきた傾向があり、シティズンシップ議論の深まりというよりは、シティズンシップ論による対象の拡大に対する議論を生んだにすぎない。権利・義務の観点重視したシティズンシップは、シティズンシップの対象が移民、女性、子ども、高齢者、同性愛者、環境、動物…と拡大を示す<sup>6)</sup>。これらは、ターナーによる同性愛者やHIV感染者などのマイノリティや、はては動物や自然環境にいたるシティズンシップの拡大の議論や人権への言及 (Tuener 1986, 1993) によってもたらされていると考えられる<sup>7)</sup>。この主張から派生した諸議論は、単に資格付与問題としての権利拡張の主張をするか、あるいはその権利の強調への反動からくる義務を強調する議論の枠組みを超えない。この点を補う形で義務の側面を主張するのがコミュニタリアンの議論である。また、シティズンシップをシステム化し権利にアクセス可能にさえなればそれでよいという帰結になりがちで、実質的、能動的なシティズンシップとしての参加に関わる議論を深めるものではない。

さらに、人々のグローバルな存在状況にいかに対応するのかというとき、どのようなシティズンシップの資格付与を認めあるいは制限しているのかという国家間の制度的比較研究をもってシティズンシップ論とされる傾向が、形式的シティズンシップ研究にはみられる。樽本は、社会学におけるシティズンシップ研究の現状として、

その理論的視角自体がなんら検証もなされないまま、比較移民政策論において「理論」として用いられている点を指摘し、形式的なメンバーシップの状態を各国間比較するというこうした研究の積み重ねに対し疑問を付している（樽本 2000）。

ブルベイカー（Brubaker 1989）は、移民の増加によって国家の枠外との関係でシティズンシップを考察する糸口を、マーシャルが軽視したとする形式的シティズンシップの議論において再考している。ブルベイカーは、移民の社会的経済的な権利が拡大されることで国籍を取得しなくとも生活の諸問題がクリアされている現状を示し、非市民の形式的なシティズンシップは形骸化して市民と永住外国人の差はあまりないというシュック（Shuck 1989）の研究を引き、外国人への完全なシティズンシップの付与に賛意を示す。

ハマーは、デニズン：定住化した外国人の存在に関する議論として、デニズンシップ論を提示した。戦後先進諸国の定住外国人の増加は不可避の趨勢であるとして、シティズンシップの国民／外国人モデルではなく、シティズンシップ拡大の理論であるシティズン／デニズン／エイリアン（一般外国人）のモデルを提示した。定住外国人の増加は不可避の趨勢として、デニズンシップと参政権を主張し、受入れ社会における長期にわたる居住が根拠となる居住主義を主張した（Hammar 1990=1999）。

こうしたブルベイカーやハマーに代表される移民を対象としたシティズンシップ論は、ナショナルなシティズンシップのもつ限界を示したことによって、国民国家を相対化する視点をもたらしたといえる。しかし、それは各国家の枠組みによって制約され、ある国家の完全なシティズンシップの付与こそ重要であるという主張をしている点で（Brubaker 1989, Hammar 1989）、形式的なシティズンシップの権利・義務論における理論的枠組みを超えるものではない。

## 2) ナショナル・シティズンシップとしての社会的シティズンシップの限界

ところで、ナショナルなシティズンシップについて、特に社会的シティズンシップの特徴に言及しておく必要があるだろう。社会的シティズンシップは、その出自からして市民的権利の概念に反するような権利要求であるといわれる（岡野 2009:41）。それはつまり、市民的権利が勝ち取ってきた個人としての自由（国民として資本社会が作り上げてきた契約、結社、移動…などの自由）を制約するような性格をもつものである。資本制によって覆されたはずのタウンやギルドなどのローカルな複数の共同体の精神を継承している（岡野 2009:42）。これは、再配分による平等ではなく、社会保障へのアクセスを保障することを目的としている。そのため、国家と個

人というよりも共同体における相互扶助という理念の下に、市民に連帯、忠誠を要請し、かつそれらをはぐくむ契機を内包している (Bulmer & Rees 1996)。個人は国家に独立した存在でありながら、国家が共同体の拡大版である以上、個人はその中の相互扶助—権利と義務—に縛られることになる。そういう意味で、シティズンシップは、個人の自由を尊重するのか、それとも公共の益、平等性を重視するのかという問題を生じさせている。

社会的シティズンシップに関する研究は、福祉国家や社会政策の研究において重要な課題の一つになっているといえる (Glennerster 1983, Jordan 1987, Plant 1988, Alock 1989, Taylor 1989, Lister 1990, Finlayson 1990)。福祉国家体制において確立してきた背景をもつ社会的シティズンシップは、国民を対象とした社会保障を前提とするがゆえに、グローバル化が進むポストナショナルな時代においては、もっともシティズンシップの問題が先鋭化されてみえてくる議論といえる。

### 3) 社会的シティズンシップに対する批判

現代の福祉国家と密接に関連した社会的シティズンシップには多くの批判的議論がある。1980年代、グローバルな資本主義における構造的な再組織化によって、福祉国家体制に対する懸念が社会科学における議論で高まりをみせると (Tuner 1990: 189)、それに対する新自由主義やマルクス主義からの福祉国家批判が生じた。だが、1980年代後半にはフェミニズム、反レイシズムやさらには反エイジングの視点からの批判が本格化し (Tuner 1990、伊藤周平 1996: 3)、国家を前提としたシティズンシップ論への批判が繰り返さされるようになり、それはとりわけ社会的シティズンシップへの批判というかたちであらわれた。マーシャルが福祉国家成立において重視した社会的シティズンシップは、権利へのアクセス手段を得にくい貧困者や失業者、人種的マイノリティ等が社会的サービスの受給権を得るかたちで国家に依存する構造をつくりだす、受動的性格をもつとされる。このため、社会的シティズンシップが制度化されて福祉国家が確立していくなかで、本来そなわっていたシティズンシップの能動的な側面の理念である参加や自己実現の権利が希薄化されてきた (伊藤 1996:150-155,184-185)。

一般に福祉国家体制は、福祉政策を通じた統制的機能が働きやすく、人々の能動的な性格つまり主体的参加が弱められる。福祉依存の問題は、シティズンシップの剥奪の問題と、それにより生じる社会的な不平等—差別問題と結びつく要素ももっている。

しかし、マーシャルの議論では、市場原理によりもたらされる社会的な不平等を、国家が社会保障によって介入することで緩和すると



考えられたため、それ以上議論されることはなく（Delaney 2000=2004:35,42）、結果的に社会的シティズンシップは、福祉国家の制度の枠組みに制約される諸権利という性格を帯びることとなった。とりわけグローバル化時代においては、1980年代以降顕著化してきた移民の定住化によって、非市民のシティズンシップの諸問題を生じさせてきた。定住化した移民の実際の地域生活面で特に重要となってくるのは、雇用や医療、教育などの社会的経済的な保障である。しかしこれらに関わる社会的シティズンシップは、各国家の社会保障制度によって排他的に決められ、「トランスナショナルな福祉国家というものはいまのところ存在しない」（Delanty 2000=2004:12）ため、まさにそのトランスナショナルな場に生じてくるこうした文化的差異の問題に十分対応できないことになる（Ibid.,2000=2004:36-42）。

伊藤は、「主として左派やフェビアン主義の論者から、市民権、特に、社会的シティズンシップをたんに社会サービスを要求し、受給する権利にとどまらず、個人の自律や自己実現、さらに、積極的な社会的、政治的参加を保障するための権利として位置づけようとする議論」が主張されているとし、たとえばプラント（Plant 1985）、ホールとヘルド（Hall and Held 1989）、やパーカー（Parker 1975）をあげる（伊藤 1996）。しかし、これらの主張の意義をみとめつつも、そこでは自己実現や政治参加における国家の積極的な役割が前提とされており、従来のシティズンシップの枠組みを越えるものではないという点で問題点もあるという。そして、福祉国家が個人の社会的シティズンシップを保障する最も有力な機構である以上、保障の範囲が広がることは、一方において国家権力の拡大をも意味する（Pierson 1991:202-203, Plant 1985:24）。この点でいえば、社会的シティズンシップの限界は、いまだ明確な形で克服されてはいないことになる。

##### （５）定住外国人と社会的シティズンシップをめぐる議論

1980年代後半以降、米ソ冷戦構造の崩壊、社会主義国家の解体とそれにとともなう民族紛争の噴出、そしてヨーロッパ連合の展開など、国民国家を前提とした社会システムが変容を迫られている。労働市場のグローバル化は新しい移民労働者の増加をもたらし、彼らは一時的な短期滞在から長期滞在、さらには定住へ、つまり移民労働者からあるコミュニティの住民、市民へという多様性をもつ存在になっており（宮島・梶田編 1996）、その多様性に直面する社会的現実と、彼らを労働者として一元的に捉えてきた従来の社会制度とは大きな乖離をみせはじめている。

そのようななか、社会理論再構築の試みとして近年社会学的に注

目されているシティズンシップ議論において、社会的マイノリティの諸権利の保障をめぐる議論がなされている。シティズンシップは、市民的権利（身体的自由、言論、思想、信教の自由など）、政治的権利（参政権、自治権など）、そして社会的権利（教育を受ける権利、労働の権利、経済的福祉への権利、文化的生活を営む権利など）の三要素から構成されるが、なかでも社会的権利は、福祉国家という政治経済体制が確立した戦後以降の、シティズンシップの重要な構成要素とされる。しかし、この社会的権利は「国家によって保障される給付への要求」（Macqpkerson 1985:23）という性格をもち、貧困者、失業者、人種的少数者のあいだに国家への依存構造をつくりだす問題が指摘されている（Wolin 1987）。本来シティズンシップ自体には市民の主体的な参加的要素があるが、福祉政策を通じた統制機能がはたらく福祉国家体制下ではその能動的性格が弱められ、受動的な受給資格という側面が強調されることになる（伊藤 1996:154）。さらに、社会的サービスの受給は、国家の分配政策や労働組合等の交渉による利害調整によって左右されうる。このことは利害調整のための集団にアクセスする手段をもつ者ともたない者の間に社会構造上の不平等を生みだし、社会的権利を行使することによって得られる利益を受けられない状況を引き起こす（Ibid.1996:150-155）。

このような社会的マイノリティの権利保障問題があるなかで、定住外国人の場合には、国籍を有する国民を前提にした近代国家成立以降のシティズンシップによってコミュニティから排除される問題も生じる。W.R.ブルベイカーは、定住外国人のシティズンシップを議論する際に、シティズンシップを国籍を有する完全な市民に与えられる政治的権利と、定住によって非市民である移民にも与えられるとする社会的、経済的権利とに区分する。そして定住外国人に社会的、経済的権利が享受されている欧米6カ国の事例から国籍によるシティズンシップが形骸化していることを示し、そこから国籍の区別なく定住外国人にも政治的権利をふくめた完全なシティズンシップを付与すべきという立場をとる（Brubaker,(ed.) 1989）<sup>8)</sup>。しかし、ブルベイカーの議論では、社会的、経済的権利が人種的差別によって保障されていない実態が深く追究されず、それ以上の展開がない<sup>9)</sup>。日本社会における定住外国人のシティズンシップ議論も近年展開されつつあるが、この場合も具体的に議論しやすい地方参政権の取得が中心となることが多く、社会的シティズンシップについての議論は十分とはいえない。

例えば清野（1993）、中野（1993）などはシティズンシップを日本の定住外国人問題研究の視角として提言するが、具体的な議論にはなっていない。駒井（1994）は具体的な事例をもとにしているが、

シティズンシップを定住の程度に応じ段階的に外国人にも認めていくべきという提言にとどまる。姜（1996）は民主主義との関係で在日韓国・朝鮮人のシティズンシップをとりあげるが、具体的な権利内容の議論ではない。具体的な問題の議論としては、徐（1995）、近藤（1996）などがあるが、参政権を主とした政治的権利の議論に限定されている。これに対し宮島（1993）、梶田（1994）らは社会的権利についても言及するものの、ニューカマーの問題が中心になっている。李（1995）は、社会的権利および政治的権利へのアクセスがどれほど保障されているかを欧州の事例で分析し、また伊藤（1996）は社会的権利への言及で日本における社会福祉サービスのアクセス問題を指摘しているものの、両者とも日本における定住外国人の問題としては、具体的な議論に至っていない。

## **2. ナショナルからポストナショナルーグローバルへ**

### **（1）シティズンシップ再考の社会的背景**

#### **1）国民国家の相対化**

1980年代後半以降の社会変動を概観してみよう。国家のあり方そのものに対する社会変動として、まず資本主義と社会主義あるいは自由主義と社会主義の対立として描かれてきた冷戦構造の崩壊があげられる。この東西イデオロギー対決の消失は、アメリカン・イデオロギーと称される個人的自由、市場原理主義、民主主義、人権思想のグローバル化をもたらした。そして1989年のベルリンの壁の消失に象徴される東欧・旧ソ連など社会主義国家の解体で、統一ドイツが誕生し、旧ドイツ東側の民主化、自由化が進んだ。その一方で、たとえば旧ソ連各共和国内・間の民族紛争が激化することにより、難民問題が生じた。これらは国家のあり方が変化することにより、東側から西側への移民、難民の大量流入というグローバルな人口移動をもたらされたことを意味する。また、1970年代後半から経済成長の停滞を機に、経済成長を前提として築かれてきた福祉国家体制の危機論が批判のかたちを変えつつ論じられてきた。さらに、1990年代初頭からのEUの展開は、通貨統合をはじめ、共通外交（政治的統合）、安全保障（軍事）、司法・内務協力等のナショナルな枠組みを超えた政治経済的なシステムの可能性を追究するようになった。

こうした国家の変化は、国家を所与のものとした社会科学の理論的パラダイムに大きな動揺と新たな論考の必要をもたらした。国際社会学と称する社会学の領域が脚光を浴びるようになるのも、こうした背景によるものである。

## 2) 社会の文化による構造化

さて、こうした国家的レベルでの社会変化と時を重ねるように、アイデンティティなどの文化的諸問題にかかわる社会変化も生じてきた。ナショナルな枠組みの相対化は、従来の国家を所与のものとしてきた社会科学の理論的パラダイムにも大きな動揺をもたらし、社会理論に再考を迫ることとなった。グローバル化を端的に表す移民労働者の増加によって、一方で移民排斥運動や暴動に典型的にみられるナショナリズムの激化とともに、他方で属性による差別問題への関心が高まり、社会学においてレイシズムに対するエスニシティの議論、また同様にセクシズムに対するジェンダー研究、エイジズムに対するエイジング研究が展開した。それとともに、国家の相対化の上に近代の再考を促すポスト・コロニアリズムやフェミニズム、カルチュラル・スタディーズ等も注目されるようになった。

こうした国民国家を前提とした社会構造および社会理論が再考を迫られるに至った背景には、多文化主義、相違への権利、普遍的な人権といった思想への関心の高まりがある。こうした思想的な変化として、たとえばソイザルは、普遍的な人権と、国民以外の存在に対して排他性をもつシティズンシップとのパラドキシカルな関係を指摘し、このナショナル・シティズンシップの限界と普遍的な人権の優位性を強調している (Soysal 1994) <sup>10)</sup>。ターナーは、こうした思想を基盤にして、シティズンシップの拡大に対する関心を寄せており、多様な国家におけるリベラリズムの多様な歴史と、現代におけるジェンダー、アボリジニ、移住者、多文化主義とディアスポラ、豊かで安定した国家における大量の難民・亡命者や移民のシティズンシップの諸問題、またホモセクシュアルの権利闘争や AIDS 被害者の社会的権利、国家や親による児童虐待に対する子どもたちの権利、女性によって選択される中絶の権利などを扱う新しいシティズンシップの概念の必要性を提起している (Turner 1986, 1993:13)。またターナーは、どのような社会においても、その発展や近代化というのは、共有のコミュニティのなかで平等なメンバーシップのシティズンシップの権利を確立するための闘争として捉えることができる (Turner 1986:65)。

2001年9月に起きたアメリカにおける同時多発テロに象徴されるように、冷戦構造の次に現われてきた社会構造として、世界のアメリカ化をもたらすグローバルリズムへの対抗による世界構造の変化が論じられるようになった。すなわち、これまではみられなかった文化の政治的問題化が生じて、社会構造が文化により構造化されてくることが議論の中心に加わってきた。

## (2) ポストナショナル・シティズンシップ論

グローバル化時代におけるシティズンシップの議論において、文化的シティズンシップをはじめとしたポストナショナルなシティズンシップの議論が台頭してきている。国民国家を前提としたマーシャルの議論だけでなくその批判的議論を含め、従来のシティズンシップ論は、結果的に国家を前提とした議論の枠組みを越えず、あるコミュニティにおける平等性を重視した形式的シティズンシップの議論に終始してきた。そこでは国家内の平等性を根拠にした権利や義務の拡大、あるいはその縮小が議論の中心となり、文化的差異をふまえた参加の議論（実質的、能動的なシティズンシップ）を十分展開してこなかった。こうした従来のナショナル・シティズンシップは、産業経済のグローバル化の進む今日、国境を越える移民労働者の急増や普遍的な人権意識の高揚を背景に、その意義を失ってきている（Soysal 1994）。では、ポスト・ナショナルなシティズンシップ論においては、この文化的差異を重視した参加の議論は、どのように展開されるのだろうか。

### 1) 文化的シティズンシップ

グローバル化社会においては、国家を前提としたシティズンシップのあり方では捉えきれなくなってきた諸問題が生じ、ナショナル・シティズンシップの限界を超え、グローバル化時代におけるポスト・ナショナルなシティズンシップとしてシティズンシップを再編しようとする動きがでてくる。そのなかで、人権の問題の高揚とあいまって台頭してくるのが文化的シティズンシップである。このことは、従来前提としたシティズンシップの平等性によってかたちづくられてきた公共性が、差異の存在によって議論を突きつけられていることを意味する。

一般には、公共性には平等性が意味されており、それと差異（卓越性、多様性）は両立しがたく矛盾するという問題が生じる。そういう問題が交差する場にシティズンシップをめぐる諸問題が存在しており、シティズンシップは、そうした問題を読み解く際のキーとなる概念、理論として考えられる。そもそも、差異を認めつつ公共性を維持しうるシティズンシップは可能なのだろうか。

ナショナルなシティズンシップ論は、国内のシティズンシップの平等性を重視し、その平等性を形式的に拡大する主張をしてきた。しかし、グローバル化時代におけるシティズンシップ研究の動向は、形式的な平等性を重視した権利・義務論、平等性の議論から、社会変動をともなつて生じてくる文化的差異を前提にし、承認を求めるアイデンティティ、参加の議論に移行している。そこで注目されてきているのがデランティのいう文化的シティズンシップである。た

たとえば、ターナーは、ナショナル・シティズンシップの侵食について、マーシャルの示したシティズンシップの三要素が、グローバルな権利、いわゆる環境や土着の文化的権利によって議論されてきているとする（Turner 2001）。それは、同質ということではなく対等であるという意味においての平等性に加え、文化的な差異を承認することをも求めるものである（Delanty 2000=2004: 257）<sup>11)</sup>。グローバル化の進む今日、国境を超える移民労働者の急増や普遍的な人権意識の高揚を背景にナショナル・シティズンシップ論の意義は失われ（Soysal 1994）、それに代わって上述のような文化的シティズンシップをはじめとしたポストナショナルなシティズンシップの議論が台頭してきている。

デランティは、こうした変化の理由として、第一にほとんどの市民的、社会的権利が出生ではなく居住により決定されていること、第二に、シティズンシップと国籍との関係が曖昧になってきたことに加え、シティズンシップと人権の区分が曖昧になってきておりマイノリティは人権に訴えることで権利を要求するようになってきていること、第三に新しいテクノロジーの開発は、社会の性質と人格的個性（personhood）を変える力があるためシティズンシップの意味自体を転換しようとするということ、第四にフェミニズムの主張によるシティズンシップの私的なものへの拡大がシティズンシップをアイデンティティの権利として議論する方向をつくりだしたこと、余暇活動と消費にもとづくサブカルチャーへの関心へ、芸の結婚などアイデンティティを表現するための権利へ。第五に平等から集団の差異への関心に置き換わってきており、集団的権利や文化的権利が台頭してきたことをあげ、シティズンシップが文化の領域にかかわってきたことを強調している（Delanty 2000=2004: iv-v, 35-42）。このことは同時に、マーシャルの議論において福祉国家の成立と密接に関連する社会的シティズンシップが、こうした文化的権利に対して対応できない排除の問題を含みもつ点で批判されることになる（Ibid., 2000=2004: 37）。

デランティは、シティズンシップは近代国家が住民を統制し、文化的同質性をつくりだす道具として役立ってきたが、今日においては、国籍とシティズンシップとの関係を曖昧にしているとする。こうしたシティズンシップの展開を整理して、デランティは、シティズンシップが文化の領域に入り込んできたとする。

今日におけるシティズンシップの論点は、このように国家を超えたところに発生すると同時に、きわめてローカルな場において具体的に発生する文化的差異と関連させた議論が非常に重要になってきていると考えられる。

## 2) 平等から差異へ

文化的多元主義において議論にでてくるテイラーやヤングは、いわばこの参加とアイデンティティを重視する側のコミュニタリアンの論者として位置づけられる。最もラディカルに差異を主張したのがヤングである。普遍的なシティズンシップ、公共性として平等性を重要視するシティズンシップのあり方を批判し、マイノリティの集団的権利を主張した。

「普遍的なシティズンシップ」の理念は、解放へと向かい近代政治史の流れを推し進めてきた動員であった（Young 1995）。女性やユダヤ人、黒人、が地位を手に入れるためのこうした普遍的シティズンシップは、「平等性を同等性として理解することを通じて、すべての者に対するシティズンシップの拡大という意味に加えて、少なくとも二つの意味を帯びることとなった」。すなわち、第一は、市民の多様性とは逆に、市民の共通性を表す意味＝一般性として規定された普遍性である。第二は、個人や集団の差異に無関係に適用される法規や規則をあらわす意味＝万人に対し、同一を求め、同一に適用されるという意味での普遍性」（Young 1989=1995: 99）である。このことは、「市民が共有する視座や利益として表現されるシティズンシップからなる公的領域の理念は、実際には市民間の同質性を求める要求として作用してきた。今世紀以前には、差異を有すると規定された集団は明らかに排除されていた」ことを意味する（Young 1989=1995:101）。

「普遍的シティズンシップという理念によって、公共性とは、個別性に対置される一般性を体現するものであり、差異と対置される共通性を具体化するものであることが明らかに示されている。このような普遍的シティズンシップという理念を実現しようとする、すべての集団に平等な市民としての地位が形式的には与えられている場合であっても、排除され、不利益な立場を押しつけられる集団が生じがちである。普遍的なものとして公共性の理念を捉え、それに伴って個別性を私的なものと同視することにより、同質性が公的参加の前提条件として求められるようになる」（Ibid., 1989=1995:105）。こうしたヤングの「集団の差異」や「普遍的シティズンシップ」を代替する「差異化されたシティズンシップ」は、公共性として平等性を重視するシティズンシップのあり方を批判している。

## 3. 参加としてのシティズンシップ論

ここで、再度デランティの議論をもとに、シティズンシップ議論における、文化的権利と参加をめぐる主張の違いを整理しておこう。

### (1) リベラリズムにおける参加の議論への無関心

デランティは、リベラル派が市場と国家を中心に考え、主に権利と義務の形式的なシティズンシップの主張をし、アイデンティティの承認や参加の権利を自明視することによって文化的差異や参加に関する考察に関心を示さなかったとする(Delanty 2000)。さらに、ネオリベラルに至っては、福祉国家批判を展開し社会的シティズンシップを軽視した(伊藤 1996: 119)。そして市民に代わって消費者を設定し、社会的シティズンシップを消費世界へと拡張し、それによってシティズンシップの平等化する機能を失い、社会的、経済的不平等を拡大させ、かえって規制の要求をつくり出したとする(Delanty 2000=2004: 42)。

### (2) 参加とアイデンティティの議論へ コミュニタリアニズムの理論

一方、コミュニタリアンにおいては、シティズンシップを「政治化」し、「参加」を強調した。この参加を重視する議論は、コミュニタリアンの主張するところであるが、それは「シティズンシップの政治化」(Delanty 2000=2004: 47)といえる。ローカリティに着目しコミュニティにおけるシティズンシップを主張するのもコミュニタリアンから出てきている議論である。

リベラル理論において中心的であった成員資格(法的地位)、権利と義務の議論では、シティズンシップは受動的な側面が強調される傾向がある。こうした受動的なシティズンシップの側面を議論してきたのが、シティズンシップのリベラル論であるが、権利と義務の遂行は、それを現実の社会において行動に起こす能動的な側面、つまり社会参加の問題を抜きには展開し得ない。また、社会運動に関わることによって権利・金の拡大が可能になるともいえる。アクティヴな側面の議論があつて初めて、シティズンシップ論は展開するといえる。

そこで参加とアイデンティティを重視する議論がでてくる。これらを重視するのがコミュニタリアンにおける議論である。コミュニタリアンにおける議論は、権利と義務ではなく、参加とアイデンティティを重視する。文化的多元主義において主張しているテイラーやヤングは、この参加とアイデンティティに従事する側のコミュニタリアンの論者として位置づけられる。テイラー(Taylor 1994=1996)の「承認をめぐる政治」、キムリッカ(Kymlicka 1995=1998)の「集团的権利」、ヤング(Young 1990)の「集団の差異」、「差異化されたシティズンシップ」などが鍵概念として主張される。

デランティはコミュニタリアンを3つに分けて議論しており、そのうちリベラルなコミュニタリアンについて言及する。その代表と



されるテイラー (Taylor 1994=1996) は、リベラリズムを文化的差異の現実と文化的共同体を保護する必要の両方に適応させて修正しようとする立場をとる (Delanty 2000=2004: 53)。彼はシティズンシップを文化的差異の承認として理解しつつ、文化的共同体を承認するコミュニタリアンの主張との折り合いをつける契機を示している。

権利・義務を強調するリベラリズムに対して、コミュニタリアンは「参加」と「アイデンティティ」への道筋をつけたものの、しかしデランティ (Ibid., 2000-2004) やヘルド (Held 1995) のような、民主主義の議論には結びつけられなかった。つまり、ラディカル・デモクラシーが主張するような、マイノリティに対する文化的差異の承認に結びつくような考察まではいたらない。コミュニタリアンが文化というとき、それは集団的な文化的絆、コミュニティに限定されており、「政治的共同体が成立する基盤に歴史的に先行する文化的含意を仮定している」(Delanty 2000: 80) とされるからである。デランティにおいては、リベラリズムと同様にコミュニタリアニズムも、討議的な民主主義を考慮しない主張として批判されている。

### (3) ラディカル・デモクラシーにもとづくシティズンシップ

デランティ同様に、ラディカル・デモクラシー論の立場から新たなシティズンシップ概念を提供しようとするのがムフである。ムフは、「従属に対して抵抗する多くの異なった闘争が、自由に参入する共通の空間を備えた一つの地平」として、政治的左派のありかたを定義し直す必要性を説く (Mouffe 1993=1998:13)。

ムフは、ラディカル・デモクラシーの議論において、フェミニズムやヤングの「差異化された集団」(Young 1989=1995)におけるシティズンシップ概念の考え方を批判している。たとえば、ペイトソンら他のフェミニズムの主張と同様で、ヤングが女性の「集団としての差異」を主張することは、結果的に既存の利害関係やアイデンティティを擁護することになりなく、「みずからが批判する利益集団多元主義とさしてかわらない」と批判する。これに対し、ムフのラディカル・デモクラシーとしてのシティズンシップ議論の方向性は、「シティズンシップの近代的概念の限界に対する処方箋は、シティズンシップの定義に政治的に妥当な性差も設けることにはではなく、性差が実際に無関係になるような新しい市民概念を構築すること」(Mouffe 1993=1998:165) である。そして、「新しい平等主義的な社会関係、慣習、諸制度を通じて明確化される新たなヘゲモニー確立の条件を作り出す、共通の政治的アイデンティティの構築であるべきである。これは。既存の諸種の主体位置の変容なしには成し遂

げられない」(Ibid.,1993=1998:172-173)、「ヘゲモニー的接合の政治的過程の結果」(Ibid.,1993=1998:173)としてのみ、諸集団の要求が終息し、新しいアイデンティティが作り出される。ムフは、コミュニタリアンを支持する側に立ちつつ、その危険性を回避する必要を主張する。前近代的な概念に立ち返ることはできない、個人を市民のために犠牲にはできないとして、「現代にあつてシティズンシップを構想していく場合、多元主義と個人的自由の尊重を出発点とする必要がある」と説く(Mouffe1993 =1998:113)。

#### (4) コスモポリタンなシティズンシップ

こうして、リベラリズムは参加を軽視し、一方でコミュニタリアンは参加について主張しシティズンシップの政治化を主張しているものの、マジョリティの文化的支配に重きをおいているという点で、双方ともシティズンシップは民主主義とシティズンシップの関係を無視して展開していない、というデランティの整理を参考にみてきた。これらは国家や国民といったナショナリティと密接に結びついた議論にとどまっている(Delanty 2000=2004:97-98)。

また、「差異」についての見解は異なり、リベラルにおいては個人の自由を、コミュニタリアンにおいては個人の自由を制限する集団の文化的権利として捉えられており(Bauman 1993)、両者はともに文化的差異を主張するフェミニストや多文化主義者が問題とする参加の政治的問題、つまり参加するうえで必要なコミュニケーション手段がそもそも得にくいという問題を看過していることになる。

こうした国家や国民に関心を寄せるナショナルなシティズンシップ論を越えて、ポストナショナルなシティズンシップの提唱をするのがコスモポリタニズムによる主張である。コスモポリタンなコミュニティにおけるシティズンシップに関する議論は、ハーバーマス、J.、フォーク、R.、ターナー、B.、アーリ、J.、リンクレーター、A.、ヘルド、D.、サッセン、S.、ギデンズ、A.らが代表的である(Delanty 2000=2004)。コスモポリタニズムは国内外における参加と権利を視野に入れ、アイデンティティの多元性を強調する。しかし、コスモポリタニズムは、グローバル化がもたらした議論とはいえ、それは「グローバルな市民」という構想を強調するあまり、人々が実際の生活を営むコミュニティとの結びつきを欠いたままの議論になりがちである点で、デランティは支持を示しつつも批判的な立場をとる。このポストナショナルな議論によるコミュニタリアンへの批判も、コミュニタリアンによるポストナショナルな議論への批判も、それらが代替的なものであればいずれもその論拠を失うとし、双方の過剰な主張を退け、「「ポリス」と「コスモス」のどちらも必要である」(Delanty 2000=2004:272)と主張する。ここか

ら彼は、文化的基盤を重視し、「討議をとおして構成されたコミュニティ」(Delanty 2000=2004: 279)、つまり対話、コミュニケーションの本質としてのコミュニティとの関連を重視する。この立場を「市民的コスモポリタン」と称する(Delanty 2000=2004: 279)。

デランティは、「コスモポリタンなシティズンシップのほとんどの構想は、実際にグローバルな市民社会の見通しに関するものであり、統治の法的、政治的形態の可能性に関係する」とし、私見として、より重要な問題は、「トランスナショナルなコミュニケーションと統治の領域として、かつまた国家やサブナショナルなレベルのような国内における公共圏の変形としてコスモポリタンな公共圏がありうるかどうかという可能性に関係している。…。しかし、コスモポリタニズムはグローバリゼーションと同じものではないし、またそれゆえトランスナショナルなレベルのものに取って代わるものでもない。だからこそ、コスモポリタニズムがグローバリゼーションに抵抗する力を引き出す市民共同体と結びつくならば、コスモポリタニズムが成功する可能性があると考えられる」(Delanty 2000=2004)とする。

#### 4. ローカル・コミュニティにおけるシティズンシップ論の必要性

ナショナルなシティズンシップを再評価するリベラル・ナショナリズムでもなく、マジョリティの文化的支配に重きをおくコミュニタリアニズムでもなく、「グローバルな市民」の構想を強調するあまり、実際の生活を営むコミュニティとの結びつきを欠いたコスモポリタニズムでもない、市民共同体(市民社会)におけるシティズンシップ—ローカル・コミュニティにおける参加の議論が必要である。

デランティが批判しつつも議論の余地を残すコスモポリタンのシティズンシップは、実は具体的なローカリティとの関係が明らかでないという問題を抱えている。実際に文化的差異があるローカル・コミュニティに存在するとき、そうした背景をもつ他者同士が地域コミュニティに参加するためのシティズンシップに関する議論は、十分に展開されているとは言い難い。また、グローバル化の議論がなされるほどローカルな次元で立ち現れるものに目を向ける必要があるとするならば、コミュニタリアンにおける文化的基盤とシティズンシップの葛藤の問題に、再度立ち戻って考察する必要もあるのではないだろうか。

生活する者にとって、どの程度かは別として、何らかの居住を伴わずして生活することが不可能であることを考慮するならば、必然的にいずれかの歴史的、文化的基盤をもった場所を起点とせざるを得ない。したがって、デランティも指摘したようなローカリティを度外視するコスモポリタンなシティズンシップは、批判の対象とな

る。

シティズンシップは、そもそも地域的なものから成り立つものであり (Marshall 1963:79)、また都市国家の起源に遡れば、都市的なものであった (齊藤・岩永 1996:264)。ちなみにマーシャルは、福祉国家において重要視されてくる社会的シティズンシップの起源についても、それが地域コミュニティや機能的なアソシエーションのメンバーシップであったと論じている (Ibid.,1963:81)。

まず、討議をおこなう複数の相互に異質な文化的基盤の存在が先行する。そして、住民が実際に生活するローカル・コミュニティが討議の場―「コスモポリタンな公共圏」(Delanty 2000=2004)にならざるをえない。地域がなんらかの文化的基盤をもった現実の生きられた世界である以上、その文化的差異の生じている現実から、いかに対話による文化的変容の可能性が立ち現れるのかを見出す必要があるのではないだろうか<sup>12)</sup>。

そのことによって、ナショナル・アイデンティティではなく、ローカル空間に焦点を据えるようなシティズンシップ論の展開に気づくことになる。そしてそれがまちづくりなどにおける住民参加に関する議論に結びつく。これが例えばバオベックのいうところの「ステークホルダー・シティズンシップ」(Stakeholder Citizenship)の展開、「ある政治的共同体の繁栄と自分自身の将来にわたる自律や福祉、人生の展望を結びつけ、その政治的共同体の未来をかたちづくる集合的意思決定に参加したいと考えるような諸個人」(Bauböck 2007:2422)のシティズンシップにつながる。

このように、シティズンシップ論は、グローバル化におけるローカル空間で再度捉え返していく必要がある。コミュニティとシティズンシップの議論の方向性も、一般論というよりも、よりローカリティを踏まえた具体個別的なあり方を念頭においた議論をする必要がある。ちなみに斎藤・岩永は、国民国家の枠を抜け出した市民社会におけるシティズンシップを「都市住民権」と称し、「都市は、グローバル化とローカル化が進行するなかで、都市を基軸とした市民権の多重性が進んでいるとする (齊藤・岩永 1996:266)。また彼らによると、都市住民権は「国民的同質性に基づくのではなく、居住地域に対する政治的な責任にもとづき、都市住民の民族的・文化的・宗教的な多様性を尊重する」(Ibid.,1996:269)。

そこで、次章以降、具体的なローカル・コミュニティにおけるシティズンシップのあり様を、事例研究を通してみていくことにする。

まず、第2章、第3章では、ナショナル・シティズンシップの限界と、ローカル・コミュニティにおけるシティズンシップがポストナショナル・シティズンシップの特性の一つである多重性、多様性

を含みもつものへと変貌を遂げる過渡期の状況やアイデンティティをめぐる問題を捉える事例を示す。第2章は、在日韓国人の多住地域である川崎市沿岸部の地域を舞台に繰り広げられてきた民族差別に抗する一連の運動の展開を契機に、ナショナル・シティズンシップの限界とそれがグローバル化のなかで外国人のシティズンシップの受容拡大という新たなシティズンシップの在り方について再考せざるを得ない状況、過渡期にきていることを示す。第3章は、川崎市とは対照的な地方小規模自治体の国際結婚したいいわゆる外国人妻たちが日本語教育を受けることによって、彼らが地域住民としてのシティズンシップを獲得し、地域の生活者として社会参加を遂げていくプロセスを追っている。これも第2章と同様にローカル・コミュニティにおいてナショナル・シティズンシップには収まりきらない存在に対するポストナショナル・シティズンシップを捉える事例となる。

第4章、第5章、第6章では、ポストナショナル・シティズンシップが重要視する参加の問題を、地域文化資源を利用したまちづくりや、限界集落化する小規模集落における住民参加の変容プロセスを通して捉えていくことにする。第4章は、秋田県における伝統的地場産業である川連漆器の職人集団における社会関係の変容から新たな地域住民権的なシティズンシップを捉えようとしたものである。旧来の徒弟制度や親方を中心としたタテの社会関係を築いてきた地域社会構造は、グローバル化、少子高齢化といった社会変動の影響により変化を余儀なくされ、新たな職人個人同士のヨコのつながりによる社会関係やこれまで表にでてこなかった女性たちが活動に係ることにより、多様な連携を産みだすシティズンシップを捉えることになる。第5章では、近世から近代にかけ商人町として栄えた秋田県の旧増田町の、商人たちの所有する内蔵という地域文化資源の発見と再評価を通し、一般住民が主体となってまちづくりが展開していくなかで、多様な階層の人々による新たなシティズンシップが醸し出されるプロセスを示す。第6章は、限界集落の問題を背景に、小規模高齢化した集落が、一度は廃れた集落の祭礼を、多様な「よそ者」との出会い、交流をきっかけに、衰退し続ける集落を維持、再生しようとする活動の展開プロセスを通し、地域文化への誇り、地域的アイデンティティを取り戻すシティズンシップの変容を示す。こうした事例から、ナショナル・シティズンシップとは次元の異なる新たなシティズンシップとしての多様性、流動性を含みもつポストナショナル・シティズンシップがローカル・コミュニティにおいて生まれ展開してきている状況を示すこととしたい。

## 第2章 定住外国人の社会的権利とコミュニティ

### 1. 定住外国人と社会的権利をめぐる議論

1980年代後半以降、米ソ冷戦構造の崩壊、社会主義国家の解体とそれにともなう民族紛争の噴出、そしてヨーロッパ連合の展開など、国民国家を前提とした社会システムが変容を迫られている。労働市場のグローバル化は新しい移民労働者の増加をもたらし、彼らは一時的な短期滞在から長期滞在、さらには定住へ、つまり移民労働者からあるコミュニティの住民、市民へという多様性をもつ存在になっており（宮島・梶田 1996）、その多様性に直面する社会的現実と、彼らを労働者として一元的に捉えてきた従来の社会制度とは大きな乖離をみせはじめている。

そのようななか、社会理論再構築の試みとして近年社会学的に注目されているシティズンシップ<sup>1)</sup>議論において、社会的マイノリティの諸権利の保障をめぐる議論がなされている。シティズンシップは、市民的権利（身体的自由、言論、思想、信教の自由など）、政治的権利（参政権、自治権など）、そして社会的権利（教育を受ける権利、労働の権利、経済的福祉への権利、文化的生活を営む権利など）の三要素から構成されるが、なかでも社会的権利は、福祉国家という政治経済体制が確立した戦後以降の、シティズンシップの重要な構成要素とされる。しかし、この社会的権利は「国家によって保障される給付への要求」（Macqkerson 1985:154）という性格をもち、貧困者、失業者、人種的少数者のあいだに国家への依存構造をつくりだす問題が指摘されている（Wolin 1989）。本来シティズンシップ自体には市民の主体的な参加的要素があるが、福祉政策を通じた統制機能がはたらく福祉国家体制下ではその能動的な性格が弱められ、受動的な受給資格という側面が強調されることになる（伊藤 1996:154）。さらに、社会的サービスの受給は、国家の分配政策や労働組合等の交渉による利害調整によって左右されうる。このことは利害調整のための集団にアクセスする手段をもつ者ともたない者の間に社会構造上の不平等を生みだし、社会的権利を行使することによって得られる利益を受けられない状況を引き起こすことになる（Ibid.1996:150-155）。

このような社会的マイノリティの権利保障問題があるなかで、定住外国人の場合には、国籍を有する国民を前提にした近代国家成立以降のシティズンシップによってコミュニティから排除される問題も生じる。W.R.ブルベイカーは、定住外国人のシティズンシップを議論する際に、シティズンシップを国籍を有する完全な市民に与えられる政治的権利と、定住によって非市民である移民にも与えられるとする社会的、経済的権利とに区分する。そして定住外国人に社会的、経済的権利が享受されている欧米6カ国の事例から国籍によ

るシティズンシップが形骸化していることを示し、そこから国籍の区別なく定住外国人にも政治的権利をふくめた完全なシティズンシップを付与すべきという立場をとる (Brubaker 1989)<sup>2)</sup>。しかし、ブルベーカーの議論では、社会的、経済的権利が人種的差別によって保障されていない実態が深く追究されず、それ以上の展開がない (Ibid. 1989)。日本社会における定住外国人のシティズンシップ議論も近年展開されつつあるが、この場合も具体的に議論しやすい地方参政権の取得が中心となることが多く、社会的権利についての議論は十分とはいえない<sup>3)</sup>。

ところで、近年のニューカマー定住化の増加と関係したコミュニティ研究が蓄積されてきている (宮島・梶田 1996, 奥田・広田・田島 1984, 他)。たしかにニューカマーへの視点は、彼らが労働者から住民、市民へと変化し、コミュニティ形成にいかに関係しているのか、そのプロセスを捉える意味で重要である。しかし、コミュニティ形成とかかわって問われるべきは、ニューカマーよりむしろ定住化が進んでいる在日韓国・朝鮮人を代表とする永住権をもつ外国人との関係性である。

周知のとおり、在日韓国・朝鮮人に関する研究は古くから歴史的研究の蓄積があるが、それらの研究は彼らをコミュニティの生活者として捉える視点が希薄であった。しかし、ニューカマーの増加がそうした視点の重要性を認識させ、日本社会におけるエスニシティ研究を展開するには、まず長い定住の歴史をもつ在日韓国・朝鮮人の存在をこそコミュニティの住民、市民として捉え直し、コミュニティ形成において在日韓国・朝鮮人がどのように関係してくるのかを問う必要がでてきている。そのなかで、たとえば谷富夫は在日韓国・朝鮮人多住地域を対象としたエスニック・コミュニティの研究を展開している。しかし、コミュニティの民族関係からは、今のところ階層的・地域的な剥奪関係しかコミュニティの共同性を契機づける要因がみあたらない「不幸なるコミュニティ」の実状が浮き彫りにされているか、そうでなければセグリゲーションが進んでいるという指摘にとどまり (谷 1993:18)、変容するコミュニティの今後の形成が、定住外国人を交えたコミュニティの生活者全体にいかに関係が還元されていくのかという積極的な議論は蓄積が少ない<sup>4)</sup>。

そこで、以下、2.では、在日韓国・朝鮮人が集住し、民族的多様性をもつ川崎市川崎区で展開された地域運動を概観し、そして共生のまちづくりの一環として開設された施設設立をめぐる運動の一連の過程でみいだされたコミュニティの民族関係を捉え、3.で住民を対象とした地域と教育に関する意識調査結果 (高橋・内藤・石沢 1996) を交えながら、定住外国人の権利保障制度と主体的なコミュニティ参加との関係を整理し、4.で総括と今後の課題を提示する。

## 2. 川崎市における在日韓国人の地域運動

### (1) 在日韓国・朝鮮人多住地域の概況

1994年現在、日本における外国人登録者数は135万4,011人で、うち67万6,793人が韓国・朝鮮籍である。韓国・朝鮮籍は、1910年代以降1980年代頃までは外国人登録人口総数に対し圧倒的多数を占めていたが、1980年代後半からニューカマーの増加や在日韓国・朝鮮人の帰化者の増加、高齢化による人口減少などで相対的な減少傾向をみせている。川崎市においても、1985年の外国人の内訳では韓国・朝鮮籍人口が約83%を占めていたのに対し、1996年には約47%となっている。

本稿で対象とする桜本地区はその川崎市南部に位置し、桜本中学校区5町を指している地域である。1990年の資料になるが、桜本地区における韓国・朝鮮籍人口は、地区全体の約12%を占める。当年の川崎市で0.6%、また桜本地区のある川崎区で2.1%であることと比較しても、現在もこの地区は相対的な集住性をもつとよい。この地区は、京浜工業地帯の中核都市である川崎市のなかでも最も工場の密集した地域であり、戦中の軍需工業、戦後の経済成長期と、工業地帯の労働者の生活の場として発展した。韓国・朝鮮人も古くから生活し、地区の一角にバラック小屋を立てるなどして、やがてスラム街が形成されていく。しかし、旧・日本鋼管の所有地を不法占拠するかたちだったことから行政の手が入りにくく、工場に隣接し大気汚染、騒音など劣悪であった生活環境にもかかわらず地域の開発・改善が先送りされてきた。一帯はかつて「ブラックホール」（川崎市1985:57）と言われ、貧困、住環境の悪さ、子供の低学力化、非行といった問題には在日韓国・朝鮮人に対する民族差別が内包されてきたといえる。

### (2) 在日韓国人の教育運動

こうした地域を中心に、在日韓国人を中心とした権利保障のための地域運動が展開してきた経緯がある。運動の発端は、「在日大韓基督教川崎教会」による地域の奉仕活動の一環として、「近隣に密集して生活する労働者の、特に共稼ぎ夫婦の便宜をはかってあげたい」（社会福祉法人青丘社桜本保育園1974:4）と、無認可からはじめられた「桜本保育園」の保育活動であった。1969年に開園し、1973年10月に教会を母体とした「社会福祉法人青丘社」（以下「青丘社」）が設立、保育活動を支援し1974年2月には市の保育園として認可された。園児は入園するにあたって全員本名を使用するとし、民族教育の方針が打ち出された。

保育から始まった教育活動はやがて学校教育にも広がり、「青丘社」職員、在日韓国人児童・生徒の母親、高校教員らで結成した「在日



韓国・朝鮮人教育をすすめる会」(以下「すすめる会」)が学校教育における民族差別の認識、中・高校生の進路実態調査、教育環境の整備などを求める要望書を川崎市教育委員会(以下「市教委」)に提出した。そして3年あまりの長い交渉で、市教委側が学校における民族差別の実態を認識していくなか、1986年には「在日外国人教育基本方針―主として韓国・朝鮮人―」の制定をみる<sup>5)</sup>。市教委はその後、「同和教育に関する基本的な考え方」(1982)および上述の教育基本方針に基づき学校教育、社会教育の場をはじめその他の機会を通して「すべての人々が互いに人権を尊重し合い、ともに生きる地域社会の創造」をめざす方向を打ち出していった<sup>6)</sup>。

### (3) 「ふれあい館」設立をめぐる対立と合意

「すすめる会」が市教委と交渉した学校教育における運動と平行し、「青丘社」がこれまでの地域教育活動の実績をふまえ、行政との連携を求めて施設(後の「ふれあい館」)設立を要望する運動が展開していた。一般に「ふれあい館」<sup>7)</sup>と呼ばれるこの施設は、「川崎市ふれあい館」と「桜本こども文化センター」との統合施設で、1988年川崎市が設置、「青丘社」が運営を委託され、現在館長に在日韓国人が就任している。地域住民、学識経験者、学校関係者らによる運営協議会が設置され、「日本人と韓国・朝鮮人を主とする在日外国人が、市民として子どもからお年寄りまで相互のふれあいをすすめることを通し、「差別をなくし、共に生きる地域社会を創造していく」ことがめざされている。「青丘社」にとって川崎市への施設設立の要望は、桜本地区における地域教育活動のなかから認識されていった差別問題を行政当局に問い、行政の責任において「差別のないまちづくり」を具体的に推進していくことを求めるものであったが、この運動は、上述の「ともに生きる地域社会の創造」への実践の第一歩として位置づけることができる。

そこで以下では、この「ふれあい館」設立過程における「青丘社」、川崎市、地元町内会役員の三者関係をとおり、定住外国人が集住するコミュニティ形成の一過程を捉えることにする。

#### 1) 「青丘社」の要望と川崎市の対応

先の保育活動の場として使われてきたのは「在日大韓基督教川崎教会」の教会堂であったが、保育から学童保育、そして中・高校生へと教育活動を拡大していくなかで、施設の手狭さや老朽化、また設備や運営資金の不足が切迫した問題となっていた。こうした物理的問題をふくめ、「青丘社」は地域教育活動のなかで突き当たってきた差別問題を、行政の「差別のないまちづくり」によって具体的に推進していくことを第一に求める要望書を川崎市に提出する。

それを受けた川崎市は、施設設立を先述の「川崎市在日外国人教育基本方針」の理念を社会教育の領域で具体的に施策展開する出発点として推進すべく（星野 1993:184-186）、民生局を窓口として「青丘社」との交渉にあたり、両者による「研究協議会」の場で、在日韓国・朝鮮人の歴史と現状そして今後の課題についての学習会に参加していった。さらに、第二次の要望書（1984年）を受け、全庁あげての取り組みとして、民生局、企画調整局、市教委、市民局の4局による「〈仮称〉ふれあい社会館設置構想委員会」を組織し、「構想施設に関する新プロジェクトの見解について」、「〈仮称〉桜本ふれあい社会館にかかる討議経過のまとめ（試案）」が策定された。

この「試案」には、ひとつには、「すすめる会」との交渉のなかでまとめられた「在日外国人教育基本方針（試案）」とともに在日韓国・朝鮮人差別問題への市の取り組みへの意志表明としての意味と、そして川崎市による設置・「青丘社」への運営委託、運営委員会の設置、「こども文化センター」の機能、在日韓国・朝鮮人の高齢化に対応する施設機能、日本人との「ふれあい」の拠点としての機能といった、「ふれあい館」の最も基本となる点が示された（川崎市ふれあい館・桜本こども文化センター 1993）。この試案に基づいた建設予算が1986年3月に市議会を通過し、「ふれあい館」建設着工日程が決定され、翌年にオープンの予定となった。

## 2) 町内会役員による委託・建設への反対と三者の合意

しかし一方で、建設着工が間近に迫った1986年8月になり開始された市による「ふれあい館」建設についての地元町内会説明会で、地元町内会役員たちから反対の声があがった。役員たちは、市の説明会の約1年前（1985年7月頃）にはすでに「ふれあい館」建設を知ることとなるが、それは市あるいは「青丘社」からではなく「ある方面からの情報」であったという。そこから建設予定地にあたる桜本1丁目町内会役員たちは、保守系市議会議員を交えた民生局の職員との話し合いで「青丘社」への運営委託反対を表明し、「青丘社」とは別に「老人いこいの家」と「こども文化センター」建設のための要望書を市へ提出していくことになる（同年11月）。

以後、市と町内会役員との話し合いを経て、説明会は5つの町内会を対象に2回、とくに反対の声が強い桜本1丁目町内会で3回開催されたが、その間町内会一部役員による市長への公開質問状が提出されたり、反対を訴えるビラ4000枚が市役所前で撒かれたり、「ふれあい館」建設予定地に立て看板が設置されるなど、町内会役員の動きは「民間委託・建設反対」を掲げる反対運動の様相を帯びるようになっていった。

町内会役員への反対に対して市は、社会福祉法人としての実績を評

働し「青丘社」委託の妥当性を説いた。この委託という形態は、国籍条項により公務に就く機会が限られているなかで、「差別をなくし、共に生きる市民社会をつくっていく」仕事を在日韓国・朝鮮人が公的に行える場を開く意味で、重要な要素であった(斐重度 1995:178)。しかし、説明会での話し合いは、川崎市が「ふれあい館」設立と「青丘社」への委託という原則を堅持しつつ妥協案を提示していくのに対し、町内会役員は市の対応についての「不満」と「青丘社」委託への「懸念」を繰り返すのに終始した。その一方で、「青丘社」は川崎市からの妥協案を受け入れながら、町内会役員の反対が「青丘社」の活動への誤解に基づくものとの判断から、役員に川崎市との三者協議をねばり強く呼びかけていった。

そうしたなか、町内会役員からの公開質問状を受けた市長は「建設に強い意欲」を示し、また新聞報道は町内会役員に批判的な色調を強めていく。このころから町内会側の対応にも変化がみえはじめ、1987年6月の最後の説明会に至って「ふれあい館」の建設を前提とした妥協点をめぐる話し合いが進められることとなり、やがて三者は対立から合意に達していく。1988年「ふれあい館」は開設され、その2年後に、在日韓国人が館長に就任した。

### **3. 定住外国人の権利保障政策とコミュニティの現状**

#### **(1) 川崎市の定住外国人に対する権利保障**

2で、「在日外国人教育基本方針」や「ふれあい館」の設立にみたように、川崎市は革新市政の方向性として外国人施策に対し積極性を示してきたことがうかがえる。日韓条約直後の1967年には永住許可者に対し国民健康保険の適用、1972年には市内在住の全外国人に広げている。また1975年には児童手当支給、市営住宅入居が実現している。これらは国による国民年金や児童手当などの適用が1982年、国民健康保険が1986年であったことと比較しても早い段階の取り組みとして位置づけられる。さらに1985年には指紋押捺拒否者に対し告発をしない旨の声明を市長が発表しているが、これらの背景には、先の教育運動でみた「青丘社」の、地域の在日韓国・朝鮮人問題に取り組む諸団体の活動拠点としての側面も大きく影響している。一在日韓国人青年が韓国籍であることを理由に採用内定を取り消された事件をきっかけにしてはじまった「日立就職差別裁判闘争」が1970年から日本人青年、在日青年を交えた支援団体「朴君を囲む会」らによって展開され、1974年裁判で勝訴する。それを契機に在日韓国人と日本人との共闘、連帯感が生まれていった。こうした「青丘社」を拠点とした様々な運動が革新市政と連動し、定住外国人の権利保障政策が今日まで展開されてきているのである。近年では、1996年に政令指定都市以上の自治体としてはじめて地方

公務員採用の国籍条項を条件つきながら撤廃し、また「川崎市外国人市民代表者会議」を発足するなど、外国人市民の権利問題をコミュニティ全体の課題としてのとりくみが続いている（表1）。

表1 シティズンシップの三要素別にみた川崎市の定住外国人に対する  
人権保障政策

市民的権利	<p>「人種差別撤廃条約早期批准を求める」地方議会で意見書採択 「川崎市外国人市民施策推進幹事会」、24項目の検討課題を提起 (1989.12) 川崎市国際政策のガイドラインづくりのための提言(1993.3)</p>
政治的権利	<p>市議会「地方参政権の付与を求める」意見書採択(1994.10) 「川崎市外国人市民代表者会議」発足(1997)</p>
社会的権利	<p>&lt;公務就任権&gt; 高卒採用で専門職の一部を外国人に開放(1995) 政令指定都市以上の自治体で初の条件付き国籍条項撤廃(1996) (「公権力の行使」にあたる業務、「公の意思の形成に参画する」 役職への昇進の制限)</p> <p>&lt;教育&gt; 常勤講師採用に制限なし 民族学校に設備教材等補助、幼稚園児奨励補助、朝鮮学校児童等保 護者補助金 「川崎市在日外国人教育基本方針－主として在日韓国・朝鮮人－」 制定(1986) 「人権尊重教育」実践(1990-)</p> <p>&lt;労働&gt; 地方自治体による啓発活動 市民局勤労市民室「共に働く職場をめ ざして」</p> <p>&lt;社会保障・年金・生活保護&gt; 地方自治体で独自給付 永住許可者に国民健康保険の適用(1967)、後に市内の全外国人 に拡大(1972) 児童手当(1975) 市民生局「外国人高齢者福祉手当」、「外国人障害者福祉手当」 (1994)</p> <p>&lt;居住&gt; 市営住宅入居(1975) 集住地域の住環境改善 川崎区池上町、幸区戸手4丁目</p>

資料：宮島喬・梶田孝道編『外国人労働者から市民へ』（有斐閣1996）、  
『仮称・外川崎市国人市民代表者会議調査報告書』（1996）を参考に作成。

## **(2) 町内会役員と「青丘社」の関係からみえるもの**

しかし、こうした制度上の整備には、コミュニティにおける現状が必ずしも対応しない問題が残る。ここで「ふれあい館」設立過程でみた町内会役員と「青丘社」の関係をふりかえっておきたい。

町内会役員の反対の背後には、町内会が一般に「行政の末端補完機能を果たす」側面（倉沢 1990：4-7）をもってきていたにもかかわらず、「青丘社」と市との交渉が町内会を除外したかたちで進められたことに対する大きな「不満」がみてとれる。話し合いにおいて対立点となったのは、まず「青丘社」への民間委託の問題であった。これまでになかったこの施設の経営形態は、地域の形成にみたような「ダーティーなイメージ」<sup>8)</sup>によって特別視されているという、町内会役員の一種の被害者意識を助長するものであったといえる。また「青丘社」のそれまでの民族差別撤廃運動の展開は、公的施設が過激な政治活動の拠点となるのではないか、日本人が施設を利用できなくなるのではないかという「懸念」を生んだ。こうした意識が町内会役員に、「青丘社」とのコンタクトをとることなく独自に施設設立を要望し、三者協議の呼びかけも無視するという態度をとらせたといえよう。一方の「青丘社」も、「ふれあい館」設立を構想し要望した当時、町内会組織において定住外国人が役員等になることがなかった状況とあいまって、「町内会の人たちに回るだとか、礼を尽くすだとかいう実践論は何ももっていなかった」ことが、両者の溝を深めるかっこうになった<sup>9)</sup>。

## **(3) コミュニティへの関心と閉じられた主体的参加**

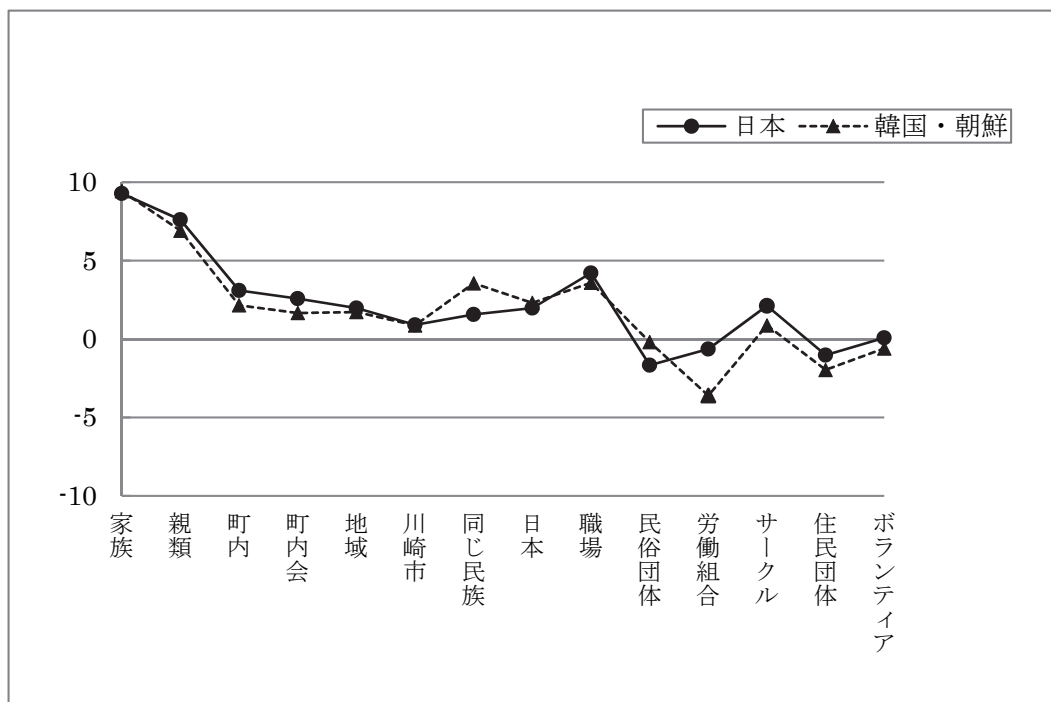
さらに、住民意識調査から地域活動の参加、帰属意識等を国籍別に比較分析してみると、以下の点がみとめられる<sup>10)</sup>。地域の環境をよくするための活動に協力を求められたらどうするかという質問で、「積極的に協力する」から「まったく協力しない」までの4段階で選んで回答してもらったところ、「積極的に協力する」、「できるだけ協力する」をあわせ「日本」が87.8%、「韓国・朝鮮」が87.3%で、9割近くが地域活動に協力するという傾向であったが、そのなかで若干ではあるが、「積極的に協力する」で「韓国・朝鮮」の回答が高かった（「日本」：7.4%、「韓国・朝鮮」：9.5%）。

また、地域での出来事や動向に対する関心の程度を「関心がある」から「関心がない」まで4段階に分け選択してもらったところ、「関心がある」、「どちらかといえば関心がある」をあわせた回答が「日本」（70.4%）も「韓国・朝鮮」（63.5%）も過半数を占めたが、「どちらかというに関心がない」「関心がない」という回答は「日本」（26.7%）に比べ「韓国・朝鮮」で高くなった（33.4%）。さらに、

図1にみるように、14の集団・組織それぞれに対し、自分がそこに属しているという感じをどの程度もっているか、「そう感じる」「どちらかといえばそう感じる」「どちらかといえばそう感じない」「そう感じない」「わからない」のなかから選んでもらった結果、「家族」や「親類」、「川崎市あるいはその市民」、「日本あるいは日本に暮らす人々」に対する帰属意識に国籍による違いがみられない一方で、「町内の人々」、「町内会」、「労働組合」などで「韓国・朝鮮」の低さが、そして「同じ民族」で高くなる傾向がみられた。

全体にあって国籍別による住民の意識の違いはそれほど顕著ではなく、一般的に意識調査にみられるコミュニティへの関心度、参加の低さと類似した傾向を示している。しかし、「韓国・朝鮮」においてより地域への関心が低く、また「町内の人々」、「町内会」や「労働組合」などへの帰属意識の低さが目立つ一方で、地域活動協力には、微少ながら「日本」よりもむしろ「韓国・朝鮮」の積極性がみられる。

図1 集団・組織への帰属感：国籍別



注：図中の数値は、回答の段階ごとに10点、5点、-5点、-10点、0点とし、その平均値を算出したものである。点数が高いほど帰属意識が高いことを表す。

川崎市において、在日韓国・朝鮮人を主とした政策は全国に先駆けたかたちで取り組まれてきている。しかしその一方で、「青丘社」

と町内会との関係は、同じ地域に生活しながら、在日韓国・朝鮮人住民と日本人住民の民族関係におけるセグリゲーション的状况を示しており、両者ともに定住外国人多住地域におけるコミュニティの共同性の問題への共通認識が希薄であったことがみえてくる。そして調査結果は、定住外国人の意識をみたとき、地域への関心や帰属意識、参加意識にずれがあることを示したといえよう。

#### 4. 総括と今後の課題

以上、1では定住外国人の社会的権利とコミュニティを関係させた研究の重要性を示し、2で事例的に川崎市の在日韓国人の地域運動の経緯を追い、施設設立の過程で町内会組織との対立、葛藤を生む民族関係を捉え、3で革新市政との連携による権利保障の制度上の整備が展開される一方で、住民意識調査からは、韓国・朝鮮籍の住民において、現状のコミュニティへの関心の低さと、コミュニティ活動参加への積極性という一見すると矛盾する結果が得られた。

ここからどのようなことがいえるだろうか。第一に、在日韓国人の地域運動から市による定住外国人政策が展開され、一定程度の社会保障が制度上整備されてきた一方で、権利の能動的な行使としてのコミュニティへの主体的参加の回路は、現実のコミュニティにおいて絶たれてきた実状が浮かび上がる。「青丘社」側、町内会役員側が互いに直接的な接触をはかることなく市との交渉をもった経緯をふりかえると、それは在日韓国・朝鮮人にとって、町内会組織がコミュニティへの主体的参加の手段として開かれてきていなかったことを示す。その点で、「ふれあい館」の民間委託という経営形態、在日韓国人の館長就任という条件は、定住外国人のコミュニティへの主体的参加を開く上で大きな意味合いをもつものであったことが、あらためて確認される。

第二に、町内会側が川崎市と「青丘社」による交渉の外におかれたことは、在日外国人の問題を日本人住民も含めコミュニティ全体で受けとめる視点の希薄さを意味しよう。それは多様性をもつコミュニティへの成熟の可能性を阻害する要因となりうる。

しかし、「ふれあい館」設立過程における桜本地区住民の対立の意味をポジティブに捉えかえすならば、施設設立という共通の課題をめぐる三者の激しい対立や葛藤が表面化したこと自体は、コミュニティに内包する問題へのまなざしを培い、異質性との現実的な出合いを生み、新しい共同性をもつコミュニティ形成の可能性を開く契機ということもできる。

ここに、まさに「コミュニティ自体により創出され市民の地位に付随している」シティズンシップのあり方を問う重要性がみえてくる。多様性を抱え込みながら成熟するコミュニティは、国家レベル

より現実に根ざす空間であり、住民の主体的な社会参加への足がかりとして、シティズンシップを再構築しうる基盤である。なかでも定住外国人の社会的権利に目を向けることは、受動的な享受だけにとどまらず地域運動を通し主体的参加のための手段、回路を開いていく能動性が、「不幸なるコミュニティ」の現状を打開し、新たなコミュニティ形成の可能性をつくり出すという、権利とコミュニティの関係を検討するうえで重要となるだろう。

今後の課題として、本稿で十分でなかった社会的権利の具体的問題の整理や、その権利の能動的側面をめぐる議論とコミュニティという公共的空間との関係の理論的考察を展開する必要がある。そこには定住外国人自身のみの問題としてではなく、彼らの存在により変容を迫られるコミュニティの住民全体の問題として捉える視点も必要となる。また本稿では、在日外国人といってもステレオタイプで議論できない現実を十分捉えられていない。そこには、一方で同化、統合システムが残存したままのコミュニティへの参加がはたして本当の意味での主体的な参加といえるか、そしてまた同化、統合ではない共生がはたして実現可能なのかという問題が残されよう（千葉 1995:141-147,229）。こうした参加、また共生思想の意義を再考する意味でも、「差異への権利」、「市民的不服従」などの議論を交えながら、多様性を包摂するコミュニティがつくり出す定住外国人の社会的権利の理論的展開を試みていきたい。



### 第3章 社会参加支援としての定住外国人教育の役割と課題—秋田県羽後町の日本語教育を事例として—

#### はじめに

1990年代後半以降、秋田県は全国と比べると約10年遅れで外国人登録者数の増加率の伸びが顕著になってきており、近年定住外国人の生活支援への対応がより具体的な地域的課題になってきている。すでに拙稿（石沢2004）において、秋田県の動向および羽後町の国際結婚による定住外国人の増加をみながら、東北地域においては定住外国人を交えた地域コミュニティの形成はこれからの課題となると指摘してきたところであるが、本稿ではこの論点を受け、外国人にとって生活の基盤となり社会的権利として保障されるべき教育、特に日本語教育を中心とした外国人への生活支援とそれによって地域コミュニティにおける相互補完的な社会参加がみいだされる具体的状況について示す<sup>1)</sup>。その際に、国際都市としての市政を打ち出し外国人施策を先駆的に展開してきた川崎市における、1980年代の在日韓国・朝鮮人を中心とした多文化教育の展開との時代的な対比をみながら、秋田県に先駆けて国際結婚による定住外国人への生活支援を行ってきた羽後町の事例を捉え返してみることにする。

#### 1. 定住外国人と多文化教育

##### (1) 移民労働者の定住化がもたらすもの—「生活者」としての問題

高度経済成長期、欧州先進諸国は労働力不足を補うため移民労働者を政策的に受け入れてきた経緯があるが、第一次石油危機を契機とした経済停滞により、移民規制政策へと方向転換していく。しかし、この時期すでに先進国に滞在していた移民労働者は、ホスト社会への滞留や母国からの家族呼び寄せによる家族再結合の傾向を示し定住化していき、それが結果的に1980年代以降の移民問題を顕著化することにつながったとされる<sup>2)</sup>。

移民が定住化するということは、彼らがホスト社会における一時的な滞在者、単なる「労働力」としての存在から、地域コミュニティにおける「生活者」として立ち現れてくることを意味し、それによって、地域住民として生活の糧を得るために不可欠の雇用や医療福祉、教育など、いわば社会的シティズンシップに関わる諸問題が生じてくることになる。なかでも教育に関する問題は、移民一世だけでなく次世代以降への影響も大きく、移民の大量流入により社会的問題が深刻化してきた英国などを中心に多文化教育の議論の必要を喚起させてきた<sup>3)</sup>。

## 2. 外国人教育の転換

### (1) マイノリティの社会運動と教育—川崎市の在日韓国・朝鮮人の事例

さて、こうした時期の日本における多文化教育に関する動向をみると、在日韓国・朝鮮人を対象とした調査研究が、1980年代後半から多文化教育の実践事例として注目されていく経緯を捉えることができる<sup>4)</sup>。川崎市における在日韓国・朝鮮人の民族差別撤廃運動や保育活動、社会福祉施設の設立、さらに市民代表者会議の発足といった一連の運動の歴史は、多種多様な背景をもつ住民の社会参加を推し進める展開を示しているが、なかでも1980年代に展開した教育運動は、マイノリティに関する教育行政自体を同化政策的なものから多文化教育的方向へと転換させる契機となり、日本における外国人教育に関する研究を展開させたといえる<sup>5)</sup>。

### (2) 定住化する外国人の生活保障としての日本語教育

一方、東北地域の農村部で顕著にみられる国際結婚による東アジア系外国人女性の定住化は、農村の過疎化、農業後継者不足、結婚難を背景にした1980年代の行政主導型の施策を発端に増加し、地域生活基盤としての日本語教育の充実などが地域的な課題となっている。また、入管法改正による日系南米人労働者等の増加や中国を中心とした外国人研修・技能実習制度による外国人が増加しはじめている。こうした状況の変化により、「多文化」化の様相は外国人人口の過半数が在日によって占められていた1980年代の状況から一転し、日本語教育が必要な外国人が地域生活のさまざまな場面に、そしてそうした労働者の家族である子どもたちが学校教育の現場にも顕在化してくることになる<sup>6)</sup>。

この日本語教育に関わって、ユネスコの近年の動向を示すことができる<sup>7)</sup>。世界的に移民が顕在化する時期と軌を一にして、ユネスコは1984年に「識字に関するユネスコ—NGO協議会」を設立し、1985年の第4回ユネスコ国際成人教育会議において「学習権宣言」を採択している。これは成人教育史上重要な意味もち、自立的な力量形成のために発展途上地域のエンパワメント、女性の自立と社会参加などと並びたてて識字教育の重要性を指摘しており、実践の中での人びとの知的な覚醒の必要をうたったものである。そして1990年の「国際識字年」を契機に、各地で識字教育に関する議論や実践が盛んになっていく<sup>8)</sup>。1996年、ユネスコの「21世紀教育国際委員会」報告書『学習—秘められた宝』において、グローバリゼーションがすすむ国際社会の民主的発展には成人教育が重要であるとし、1997年の第5回ユネスコ国際成人教育会議(ハンブルク)において、成人学習は21世紀への鍵である」という「成人学習に関するハン

ブルク宣言」が採択されている。こうしたユネスコの動向も背景に、多様な外国籍住民の増加によって、日本においては日本語教育が重要性をおびてくる。

佐藤一子は生涯学習論の視点から、「学校で十分に学ぶ機会がなかった人びと、高齢者や社会的な弱者、ハンディキャップをもつ人々、言葉にも困難をもつ外国人などにとっては、生涯学習の機会は生きることと等しい切実な意味をもつ、生活を切り開くための社会参加のきっかけとなる場」(佐藤 1998: 8)としている。生涯学習はマイノリティにとって死活問題と位置づけているなかで、特に外国人にとっての識字教育は非常に重要なファクターとなろう。彼らの生活そのものの豊かさに直結するであろう日本語の習得問題は、子どもの成長の過程で生じてくる就学における教育の課題だけでなく、地域住民として地域生活を営む成人定住外国人すべてにとっても重要な問題であるといえる。

### (3) 教育による実際的な社会参加へ

以上みたように、1980年代後半の在日外国人の多文化教育を経て、1990年代からは国際結婚に加え日系労働者等の人口増加を伴い、生涯学習論の視点からの識字教育の重要性が論じられてくる経緯を捉えることができる。マイノリティの権利に関わる社会運動から多文化教育へ、そして生涯学習として位置づけられるようになってきた識字教育にいたるまで、これらは外国人の教育問題として理解することができ、また行政による教育支援の展開として共通点がみいだせる。

しかし、これらは別の角度からの捉え方もできるだろう。都市コミュニティとしての川崎市の時代的背景と、1990年代後半以降、東北地域で増加してきた農村部における国際結婚や日系ブラジル人の労働者増加による定住化を背景にした識字教育の展開は、様相の異なる動きとして捉えられる。一方の川崎市では、文化的差異にもとづくマイノリティの権利問題、文化的シティズンシップの議論、アイデンティティ問題といったマイノリティの社会運動の展開や政治思想的議論にむすびつく。これに対し、日本語教育は、行政による生活支援を地域生活に密着したかたちで、社会保障をはじめとした政策的議論につながる。そこではいかにその地域において現実的に生活しうるかという、実践的手立てとしての議論の重要性がより際立ってくる。これは日本社会における参加者として就業の機会 雇用機会に直接結びつく点で、シティズンシップの実践的な性格の諸問題、つまり地域コミュニティにおける実際的な社会参加の課題として議論されうる。もちろん、一方で日本語教育はマイノリティの同化政策として捉えられる側面をもち、マイノリティへの差別構造

を温存させていく危険もはらんでいる。しかし、ここでは識字により社会参加が可能になる面により注目していくことを断っておく。

こうした後者の方向性は、より現実的な社会参加を議論するステップとして、具体的な方策として、いかに生活しうるかをよりリアルに捉える議論となりうる。後述する羽後町は、いわばこの日本語教育の展開にみる、社会保障問題や社会参加の実際の手立てに密接に結びつく議論の事例として位置づけることができる。

### 3. 定住外国人の生活支援としての日本語教育と社会参加—羽後町の事例

#### (1) 秋田県の外国人人口の増加と日本語指導・学習支援事業

さて、羽後町の事例をもとに定住外国人の社会参加について具体的にみていくことにするが、その前に1990年代以降の急速な外国人の増加に伴い外国人への生活への対応策が急務になってきている秋田県の概況と教育に関する支援事業の動向を記しておくことにする。

2004(平成16)年12月末現在における秋田県内の外国人登録者数は4,963人(全人口の0.4%)で、秋田県は全国でも最も少ない地域として位置づけられるが、しかし近年その増加傾向は著しく、10年前の1994年と比較して約2.2倍となっており全国の1.4倍よりも上回っている(図1)。性別でいうと、女性の割合が高いのが東北地域の特徴としてあげられるが、なかでも秋田県は高い傾向を示す。在留資格および国籍別にみると、「永住者」が最も多く1,264人で、そのうち「(韓国・朝鮮国籍の)特別永住」が540人、中国籍が287人、フィリピン国籍が252人、韓国・朝鮮が112人である(図2)。「日本人の配偶者等」は758人で、うち357人が中国籍、次いでフィリピン国籍が213人、韓国・朝鮮国籍が61人である。「研修」は752人で、うち742人までが中国籍で、ついでベトナム4人である。「特定活動」は780人で、うち754人が中国籍、ついで20人がインドネシア国籍である。1900年代に増加してきた国際結婚と同時に、研修生・技能実習生といった政策による外国人人口の増加においても、秋田県の外国人人口の51%は中国籍外国人の多さが目立つのも特徴である<sup>9)</sup>。

ちなみに、最新の外国人人口統計として、全国の平成30年12月の在留外国人数は2,731,093人(前年比+6.6%)で、過去最高となっている。総人口に占める割合は平成29年末時点で2.02%である。国籍別では、中国764,720人(構成比28.0%)(前年比+4.6%)、韓国449,634人(16.5%)(-0.2%)、ベトナム330,835人(12.1%)(+26.1%)、フィリピン271,289人(9.9%)(+4.1%)、ブラジル201,865人(7.4%)(+5.5%)、ネパール88,951人(3.3%)(+11.1%)、インドネシア56,346人(2.1%)(+12.7%)となってい

る。前年比増減で見ると、韓国が0.2%減となっている一方、ベトナム、インドネシア、ネパールの増加が目立ってきている（平成30年版「出入国管理」参照）。

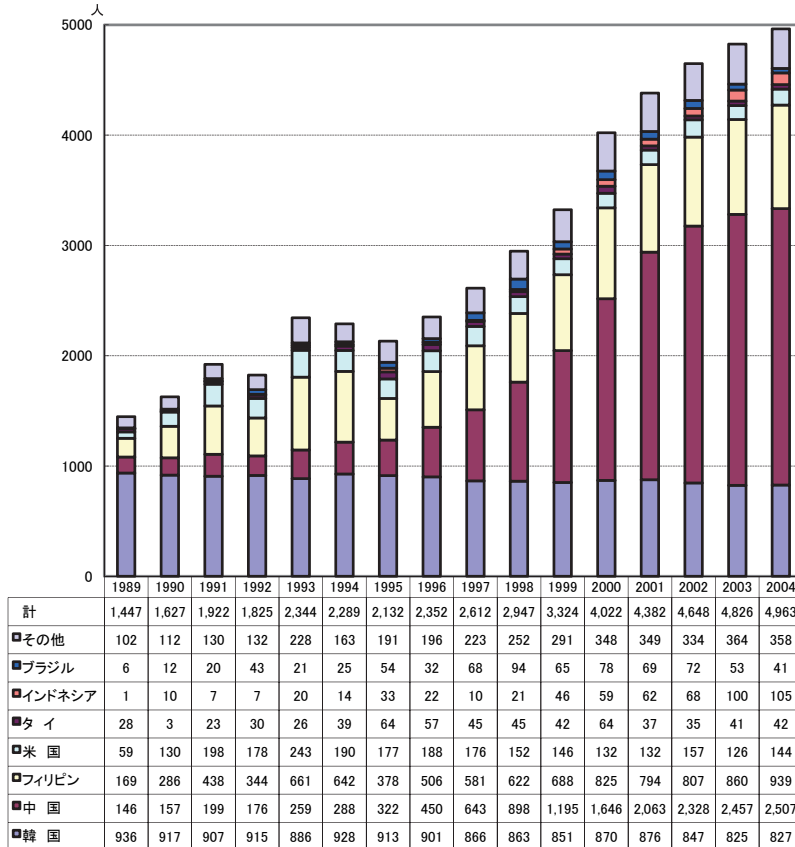
また、秋田県では、平成29年12月末現在の数値として、総数3,714人、中国1,095人、フィリピン790人、韓国・朝鮮216・59人、ベトナム308人、米国216人、ネパール80人、タイ79人、インドネシア63人となっている（平成31年版秋田県県勢要覧参照）。

さて、外国人の急増を受けて、秋田県の教育庁生涯学習振興課では、1995年度から日本語学習支援事業として、成人を対象とする日本語教室を県内10地域に開設した。当初4年計画だったが、各市町村における支援体制が整っていない状況があり、2年延長し2000年度まで行われた。こうした県をあげての日本語教室開設支援は、全国でも少ない事業である。背景には、上述のように県内に急激に増加した外国人に対し、各地域レベルでの対応が非常に困難であり、緊急の対策として県主導で対応せざるを得なかった事情があったからである。その後、2001年度からは市町村が単独で実施するように変更され、その後県では、日本語教室の運営が市町村に切り替わるのを機に、1999年度より「国際交流推進委員」7人に日本語教室の指導を委嘱していたものを変更して2002年度からは「外国籍県民等交流サポートセンター」を県内9地域（9市）に設置し、それぞれのブロックに「国際交流コーディネーター」や「国際交流サポーター」を配置して、市町村の日本語教室と連携して地域の支援をするシステムをつくった<sup>10)</sup>。

また県内の雇用対策である「緊急雇用創出特別基金事業」の一環として、義務教育課において「日本語指導支援事業」が2001（平成13）年度（2002年1月）から行われている。帰国子女等の日本語が不自由な児童生徒に対し、個別学習、生活支援をおこなう非常勤講師を配置している。これは地域内に日本語が必要な児童生徒が10名、または5校以上ある地域で、講師は複数の市町村を担当する。県内を3ブロックに区分し、年度により指定地域が異なるが、2003（平成15）年度は小中学校あわせて県北で3人、県央11人、そして羽後町が含まれる県南には15人配置されている。2002年度は大曲市、2003年度は山内村となっている。人選は各地域に委任され、講師は県と地域のコーディネーター役としてボランティアや教員の指導、相談にあたっている<sup>11)</sup>。2001年度には287万8千円の事業額で9人の新規雇用が、2002（平成14）年度は2,791万円で16人が新規雇用された。2003（平成15）年度は予算計上で3,600万円、20人の派遣である。また参考までに、国際交流課においては、2002年度に「にほんのくらし情報・支援事業」として、外国籍県民に対する母国語による生活関連情報の提供、相談に1,256万円、10人の新規雇用が

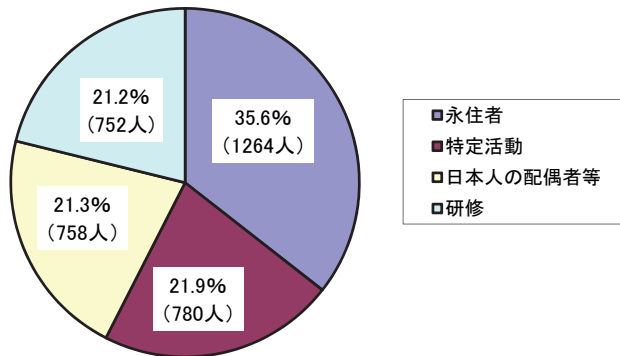
なされた<sup>1 2)</sup>。

図1 秋田県における国籍別外国人登録者数の推移



注：秋田県学術国際部 2005『秋田の国際化の現状 平成17年度』  
を参考に作成

図2 秋田県における主要在留資格別外国人登録者数  
(2004年末現在)



注：秋田県学術国際部（2005）『秋田の国際化の現状 平成17年度』  
を参考に作成

## （２）羽後町の外国人に対する生活支援

### １）羽後町町民課の外国人に対する生活支援事業

以上秋田県の教育事業を概観した上で、次に羽後町の動向をみてみる。羽後町は秋田県の南部、山形県境に近く、町の面積は230,75㎏、3分の2の153.64㎏が山林で占められている。平野部は町東部の湯沢市や十文字町に接し横手盆地が広がり、西部は東由利町や鳥海町、雄勝町に接し出羽丘陵の山地になっている。1955（昭和30）年4月に西馬音内町、三輪村、新成村、明治村、元西馬音内村、田代村、仙道村が合併し、県内最大の人口数となった。平成の市町村合併の動向においては、2002（平成12）年11月15日に湯沢市より2005（平成17）年3月までの合併を前提とした「湯沢市雄勝郡による任意の合併協議会」への参加要請があったが、時期尚早として12月24日に協議会への参加をしない旨の回答を出し<sup>13)</sup>、現在合併せず独立のかたちをとっている。

2005（平成17）年3月現在総人口は18,989人、世帯数は5,407世帯で、高齢化率は27.4%である。2000（平成12）年の国勢調査結果より産業構造をみると、第一次産業従事者数が1,836人（19%）、そのうち98.4%（1,807人）が農業従事者である。第二次産業では4,010人（41.6%）、そのうち製造業が2,740人（68.3%）となっている。第三次産業は3,740人（39.4%）である。このうち製造業の業種別事業所数をみると、衣服関係が37事業所で46%を占め、次いで電気機械の9事業所、11%となっている。従業者数は衣服の635人（38%）、電気機械の605人（36%）が多い<sup>14)</sup>。

国際結婚への取り組みは、他県と同様に農村における結婚難、後継者不足問題に対応する行政主導型の結婚対策の延長として始まったが、秋田県内でもっとも早く制度を導入したのは県南部の旧皆瀬村（現湯沢市）で1983（昭和58）年である。本稿で対象としている羽後町は、結婚相談所の開設で注目され、1988（63）年には係員2名を配して町民課内に新設された。また農業委員会には結婚相談を含めた後継者問題の相談委員を委嘱してきた（佐藤隆夫1989:121-122）。

1990年代にはいると、羽後町の外国人登録者数は急激に増加する。その推移をみると、1991（平成3）年では全登録数が4人だったのが、1997（平成5）年に35名となり、以後10年間に中国国籍の急増で100人を越す人数となっている。国際結婚数でみると、これも登録者数の増加とともに1997年から増加し始め、2002（平成14）年現在において61組に達している<sup>15)</sup>。秋田県の資料によると、2002年に110人、2003（平成15）年は一時減少して94人になったが、2004（平成16）年末現在では再び増加し111人となっている。この111人中84

人が中国籍であり、次いでフィリピン19人、韓国、朝鮮が6人となっている。在留資格では、35人が「日本人の配偶者等」（35人中25人が中国籍、8人がフィリピン国籍）、29人が「永住者」（うち19人が中国、5人がフィリピン）12人が「研修」（全員中国籍）、14人が「特定活動」（全員中国籍）である<sup>16)</sup>。

参考までに、その後の羽後町の在留外国人数の推移を簡単に示すと、2007年の139人をピークに減少傾向が続き、2015年に108人まで減少したが、その後また増加傾向に転じ、2018年現在では120人となっている（秋田県国際課2018）

この羽後町では、1999（平成11）年7月から日本語検定1級を取得して羽後町に生活している外国人女性に、国際結婚の家族に対応する相談員を委嘱し、月2回の国際結婚者向けの相談事業をおこなってきている。2000（平成12）年4月には町民課に「交流定住担当」を設置している。国際結婚の夫婦が安心して暮らせるよう生活全般にわたり支援し定住を確かなものにすることを目的とした「交流定住担当事業計画」が作成され、より細かな対応ができるよう工夫されてきている。具体的な取り組みとしては、相談員による毎週火曜、木曜の国際結婚者生活相談（月2回から毎週2回に増加）、家庭や職場訪問、研修（地域社会の制度、文化を学ぶ機会）、情報誌「虹たより」（日本語と中国語）の発行、交流会開催、「コスモスの会」（1997年に発足の国際結婚者による自助グループ）への事務的支援アドバイス、海外研修視察（外国人妻の故郷を訪問する交流会）などを行っている<sup>17)</sup>。

## 2) 日本語学習講座

羽後町では、町全体で住民となる外国人を支援するには、そのシステムづくりが重要であるという認識のもと、新しく町に移住し生活することになった外国人が住民登録をする際、日本語学習講座への参加案内も同時に行われ、行政内における管轄を超え支援の連携がみられる。しかし、1990年代後半に中国籍外国人が急増した当初は、羽後町でも民間の国際結婚斡旋業者が急増し、それらの仲介してきた外国人女性が自宅にもどらなくなったり、離婚者が増えた時期もあった<sup>18)</sup>。また日本語学習受講者は、かつては広域の日本語教室として湯沢市にできた教室に通っており、交通費や交通手段の問題があって不便をかけてもいた。

こうした問題から、新しくきた外国人妻たちに、「旦那さんは羽後町の方ですから、地域で支えなければ。町民として町の生活に早くなじんでほしい。」「地域全体で支えて、町の人との交流もできるようにしよう」と、1997（平成9）年11月に湯沢教室の分教室が町に開設された。そして、「今後も（外国人が）国際結婚で羽後



町に来るといふ情報もあって」、翌1998年度後半からは秋田県の補助事業を受けるかたちで、町単独での日本語学習講座（現在名称「日本語学習講座・羽後町教室」）を開設するに至った<sup>19)</sup>。2000年からは、羽後町教育委員会の「社会参加促進事業（人権教育促進事業）」による補助（費用の2分の1の50万円）を受けて講師謝礼等として使われている。

前述した秋田県の支援事業は、あくまでも雇用事業の一環であり、また「サポートセンター」では、一人の講師が複数の市町村を担当しているなど、各市町村の諸事情に合わせたきめ細かな対応は難しい状況にある。そこで羽後町では、「緊急雇用創出基金事業」の市町村事業として「国際交流外国文化講座開設事業」を行い、2002（平成14）年度に110万円、新規に3人を雇用した。また「日本語学習サポート事業」として、親の国際結婚により来日した外国籍児童・生徒に対する日本語指導の臨時講師配置に、68万4千円で1人新規雇用している。

日本語学習講座は、羽後町コミュニティセンターにおいて教育委員会の担当により、1999（平成11）年以前は毎週水曜日、金曜日の午前のみ開設されていたが、日中の就業者が受講しやすいように、また夫など家族が外国人妻の母国語（中国語、英語）を受講できるようにする等の理由で、2000（平成12）年からは午前（水曜日：10～12時）と午後（金曜日19時～20時30分）に変更された。日本語指導者養成講座の講習を受けた講師（含む協力員）が6人（日本人）と平成15年からは国際結婚している中国人妻にも頼んでいる。昼は3人、夜は4人（うち中国人1人）体制でおこなってきている。しかし、2003（平成15）年からは国際結婚者増加もピークを過ぎて受講者数も落ち着いてきたという判断で、通年の開催だったものを期間限定（3月から12月まで）になった。ちなみに平成17年度の日本語学習支援の状況は、毎週金曜日19：00～21：00（4月～12月）となっている。2000年時点では、当初の昼間の教室に加え、夜間を開設するかたちで増設してきたわけだが、現在は昼間の教室を中止した形で開設数が減ったことになる<sup>20)</sup>。

### 3) 外国人妻による小・中学校での学習支援

次に、学校教育の現場における支援状況について説明する。2003年現在、羽後町には小学校が11校、中学校が3校、高等学校が1校で、児童・生徒数はそれぞれ1,086名、678名、470名である。同年7月現在、「国際結婚の子供」として、就学前の子ども（0歳～5歳）は35人、小学生は7人、中学生は1人の計43人である。また、「外国籍の子供」は中学生4人、高校生が2人の6人である。これらを合計して49人の子どもたちがいる<sup>21)</sup>。このうち「外国籍

の子供」は、母国で成長しその学校教育を受け、途中から来日してきた子どもたちであり、そのままでは日本語の習得や教科の学習に困難があり、進学や就職の問題を抱える可能性がでてくる。こうした母国から呼び寄せられた外国籍の子どもたちの教育への配慮も支援事業として行われている。

前述の秋田県の「緊急雇用創出基金事業」の市町村事業である「日本語学習サポート事業」によって、町内3校のうち2つの中学校に在籍する生徒たちに対して個別学習や生活支援をおこなっている。2002年度から県教委から派遣されたかたち。講師は町の日本語学習講座の修了者で、日本語検定で1級取得するなど日本語能力の高い黒龍江省出身の外国人妻が2名で担当している。学校には毎日いずれかの講師がつき、生徒が日本語を理解できないうちは、授業について通訳をするような形で担当してもらい、日本語学習の時間は、日本人の生徒の国語や理科、社会、道徳などの時間に担当してもらっている。実際こうした講師たちの積極的な支援によって、2003年4月には、2002年2月に来日したあと羽後町の中学校に1年在籍した2人の吉林省出身の中学生姉妹が町内の高校に進学を果たした。現在も2つの中学校にそれぞれ2人ずついる中学生の授業の補助や、学校生活や家庭生活など様々な事に関しての相談相手にもなっている。

2003年9月現在、羽後中学校には2名の外国籍生徒が通学している。1年生の女子生徒は2003年小学校6年生の3月から来日しており、2年年生男子生徒は2002年、中1の途中から来日した。現在は、英語や数学、技能教科等は日本人生徒と同じ授業を受けるが、国語、理科、社会、道徳の時間は時間割を調整して、ふたり一緒に日本語の授業を受けられるようにしている。生徒が来日間もない頃は、一般の授業で脇に講師について通訳をしてもらいながら授業を受けていたが、場合によって、たとえば受験シーズンで日本人生徒が通訳等で集中できなかつたり、双方の生徒にストレスが生じてしまつたりする恐れがあるときは、別々に授業するなど配慮してきている。教員側では、中学に受け入れる前から母親、生徒、教員で面談をしたり、在校している小学校との情報交換をするように工夫している。その際に、たとえば日本語がまだ理解できないことに配慮するために、仲のよい児童と同じクラスにしてほしいといった親側の相談にのるなどの対応をしてきている。

一方で、クラスのある担当教員は、「何よりも町の対応が重要、学校だけではできないこともある」という。学校を卒業した後、子どもたちはなかなか日本語を勉強できる場がなく、そういった生徒たちを支援するには町の教育方針が重要であり、今後もその役割を果たしてほしいという期待をもっているようだ。

もう一つの高瀬中学校にも二人の外国籍生徒が在籍している。2003年現在3年生（14歳）の女子生徒は、2001年12月、中学1年生のときに来日している。2年生（13歳）の男子生徒も2001年暮れに来日し、当初は小学校の6年に編入学した。二人とも日本語が全く話せない状態だった。こちらの中学校でも特別な対応はしていない。ただ週3回、日本人の生徒の国語の時間に、講師が日本語指導をしている。あとは特に問題もなく、学校の教育方針も特にないという。他の生徒と全く同じで、それぞれ運動部に所属してがんばっているという。

そもそも、日本語学習が必要な生徒が羽後町の中学校に入学してきたのが2001年以降と日が浅いこともあり、以上みてきたように十分に制度的に対応が検討されて特別にプログラム等が組まれているというわけではない。しかし、中国では教育に対して非常に熱心ということがあり、しかも講師の生徒への対応も生徒の方も、高校への進学という課題に向けてかなり熱心に勉強に励んでいること、また人数が少ないため講師も個別に対応できる、といった好条件に支えられており、特に支障なく学校での支援体制がとられているというのが現状のようである。

#### **4. 相互に支えあうシステムへ**

##### **（1）日本語教育と就業機会の結びつき**

羽後町の教育面におけるこうした支援事業は、結果的に、定住外国人が教育を受けたことによって就業の機会を得るシステムづくりの試みとなっているといえる。「2年ぐらい日本語を勉強していただいて、マスターした人はどんどん社会に出てもらおう」<sup>22)</sup>という方針のもとで、単に羽後町に移住してきた外国人とその家族に対する生活支援、日本語教室等の教育支援といった一般的な外国人施策を行うだけではなく、そうした支援により日本語に支障がなくなり地域生活に溶け込んできた外国人妻に、今度はまた新しく来た外国人妻やその子どもたちへの支援者として働いてもらうようにと考え、町の相談員や日本語や英語、中国語学習の講師、通訳の仕事、学校教育における児童生徒の日本語支援などを、県や町の事業を通して実際的な就業につなげている。外国人が地域住民として生活する基盤を地域雇用によって作りだすことは、結果的には地域コミュニティにおける教育を充実させていくことにつながり、相互に支えあえるシステムになりつつある。

ここで外国人妻の聞きとりの事例から、日本語の教育と、そこから地域への社会参加へとつながっていく状況を見てみよう。

**Bさん**

中国黒龍江省出身。30代前半。夫と二人の幼い子ども、義母の5人家族。永住権を取得している。中国では、多兄弟の末子で、父親は早くに亡くなる。会計専門学校を修了した後しばらく実家にいたが、残留孤児の親族として既に日本で暮らしていた姉家族を訪問するため1994年に母親と来日する。母親の中国帰国後、彼女は日本に残って姉家族とともにしばらく生活し、その後働き口をみつけ独りで生活はじめる。1995年に知人の紹介で出稼ぎにきていた羽後町の現在の夫と知り合い、結婚して羽後町に移住した。日本語教室で日本語を習い日本語検定1級を取得し、それがきっかけで1999年から町の国際結婚家族の相談担当を委任され現在に至る。また2000年からは小・中学校に在籍する外国籍児童・生徒の日本語の講師や相談役をするようになった。

#### Dさん

フィリピン共和国出身。30代後半。夫と幼い子ども二人、義母の5人家族。永住権を取得している。フィリピンの父親は大工をしていたが既に他界、母と兄5人姉2人の末子。フィリピンの大学院を中退、高等学校の教員をしていたが、既に来日して結婚し生活していた親族の紹介で羽後町出身の夫と出会い、2000年春に来日し結婚した。羽後町にきて一時英会話の講師をしていたが、出産を機に中断した。地域の女性と趣味のサークルなどで交流を楽しんでいるが、現在は乳幼児を抱え子育てに忙しい。まだ日本語は不自由で、子どもが就学する年齢になったとき日本語が理解できないことへの不安があり、はやく日本語を覚えたいと思っている。今後はまた英語講師など何らかのかたちで羽後町で教育関係の仕事をしていきたい希望をもつ。

Bさんは、学校教育において外国籍児童・生徒の日本語学習の支援等を行っている外国人妻の一人である。このBさんの事例にみるように、羽後町は、日本語が上達した彼女たちを、今度は新しく羽後町にやってくる外国人妻たちの生活相談や日本語学習、また日本語の理解が十分でない児童生徒への学校における学習を支援するスタッフとして活躍させている。このことは、支援する彼女たちにとっては働く場を得ることになり、地域において一住民として協力しあって生活しているというメンバーシップを得ることにもなる。彼女たちがそうした機会を得ることによって、今度は実際に援助を受け助けられていく地域住民もでてくる。彼女たちの日本語学習への意欲は、単に日常的な意思疎通のレベルではなく、日本語を上達させることによって、就業機会を得たいというような新たな生活をスタートさせた日本における自己実現を果たす第一歩としても位置づけられる。

この羽後町の事例は、行政による単なる受動的なサービス提供で終わらない、地域雇用に連動させるための日本語教育の支援と、それ

をステップにして新来の外国人妻とその子供たちへの地域生活の支援をする定住外国人の就業を通じた能動的な社会参加が、相互補完的な地域システムづくりの第一歩を踏み出していることを示している。

また、母国で教師をしていたフィリピン出身のDさんは仕事についてこう話す。「もちろん、仕事したいです。教員として。」「家でもいい、学校でもいい。許されるなら、教える機会があれば、ここの羽後町の小学校で教えたいですね。」「英語を教えたいです、教員免許もほしいです。日本での免許をね。」<sup>2 3)</sup>。彼女は自らの教育経験をいかしたいというだけではなく、その活躍の場を、現在の生活の場である羽後町に求めており、羽後町の住民たちの教育面に関わっていきたいと願っている。

日本語教育は、この羽後町において、定住外国人の就業機会を創出する役割を果たしている。そうしたなかで、それが成人教育や成人学習と関わる議論が出てくることで、教育はいわば集団の意思決定プロセスから排除されがちな社会的マイノリティが地域コミュニティにおける実際の社会参加のための重要なアクセス手段になるということが、外国人の識字教育と通して捉えることができる。

## (2) さらなる日本語学習の需要と生活支援事業のゆくえ

ところで、ある程度日本語が話せるようになった場合、その後は学習が必要ないかということではなく、彼女たちはよりレベルの高い授業の提供を望んでいる。羽後町の日本語教室の運営側や講師の立場からは、「新しくきた花嫁さんへの便宜、なかなか続けて来れない人が、いつでも再開しやすいように」という配慮が重要と考えられて初級レベルの教授内容になっているという。慣れない土地にきて子育てに追われている外国人妻たちのおかれた状況を考えるの対処である。しかし、日本語の学習は職を得るにしても、子どもの教育の面でも大きな課題となってきた。学習の機会を保障するのは、その後の地域での自立した生活に欠かせない。そうなれば、やはり上達に応じた適切な日本語の授業を受けていきたいという要望もまた無視できない一面である。羽後町での生活が長くなってきた外国人妻たちからは、「同じことを繰り返しているので、教室では上達できない」という声も聞かれ、レベルに合った学習の場を求めていることがわかる。

また学校との関係でいうと、やはり子どもたちの学校生活に、親として関わっていくとき、日本語の読み書き能力はとても重要である。さまざまな連絡事項などの情報を知る必要、また親だけでなく子どもたちがそれによってつらい思いをしないために、日本語を覚えたいという。「子どもが学校に行くようになって、(学校からの)

お知らせの内容がわからなかったり、日本語がうまくしゃべれなかったりすると、子どもがかわいそうでしょうか？『お母さんが日本語わからないなんて、なんてかわいそう』ってみられる（のはいやです）」<sup>24</sup>）。

しかし、こうした日本語教室への需要はある一方、2001年、県は市町村に日本語教室の運営を託し「サポートセンター」へと機能を変えた。また、県の対応に先駆けて独自で日本語教室を開設してきた羽後町も、男性中高年齢層の結婚希望の動向が一段落して終息しつつあり、それに呼応して、統計上羽後町の外国人登録数の増加にも鈍りがみられるようになったところから、2003年度から開設を通年から短縮し、新たな運営方針を模索し始めている。

外国人住民への対応が遅れていたがゆえに、県や市町村の行政の役割が大きく、また早急な対応をせまられてきた。だからこそ、1995年から県をあげての日本語支援事業、その他日本語指導者の養成講座等が展開され全国でも数少ない日本語教育システムが築かれた。そして羽後町は、県の支援を受けつつ独自の判断をして地域コミュニティ全体で外国人妻を住民として迎え入れる積極的な意識をもち地道な体制づくりを続けてきた。早い時期から自覚的に地域の課題として外国人妻の増加の背景にある問題を見据え、地域コミュニティへの定着こそ重要であるとして、外国人を地域住民として迎え入れ暮らしてもらうため取組んできた羽後町は、行政の役割を十全に発揮してきたといえるだろう。日本語能力を認められて職を得る場合、教育と雇用の場の連携により相互に支援しあう関係がつくられ、それをきっかけに地域社会との関係を築いていくことが可能になり、地域コミュニティの新しい創生がなされていく第一歩を、羽後町は確実に進めてきたといえる。

こうした役割からの後退ともいえる県や町の行政の動きは、一方で県全体の課題を残しつつも、それぞれの地域コミュニティ形成の、次の段階への移行を考える時期に差しかかっていることを示唆している<sup>25</sup>）。

## おわりに なお残された課題

秋田県をはじめ東北地域は、1990年代後半から国際結婚や研修生、技能実習生の増加などが顕著化しその後の急速な増加がみられる。こうした経緯は、川崎市が経てきたようなマイノリティの社会運動や長い文化的葛藤のプロセスを経てきたうえでの多文化教育の展開などとは異なり、急激に「多文化」化されはじめ、そうした変化への社会情勢の要請が識字教育の展開に向かわしめる上からの働きかけがみえてくる。つまり、多文化共生の思想とその批判論も含めた議論の成熟期間を一直線に飛び越えたかたちで迎えるにいたってい

る日本語教育の事業展開は、新しい世代が今後育っていく過程で、何らかの多文化教育的な課題を残すことになってはいないだろうか。以前のような急激的な外国人妻の増加は今後ないと関係者はみているが、一方で、定住化した外国人の地域コミュニティとの関係は、子どもたちが成長し小中学校の児童生徒数が増えたり、高等教育への進学や就職の節目ごとに、あるいは親世代の高齢化による看護、介護の問題が生じたりといったさまざまな場を通して次の段階での対応を迫られるときがくるだろう<sup>(26)</sup>。

外国人妻たちの日本語教育は、彼女たち自身の生活だけでなく、子どもたちの教育、長じた後の生活にも深く関わっていただけに、これまで手厚く教育支援がなされてきた羽後町においてさえも、今後の「多文化」化のもう一方の側面はなお残る課題であろう。

## 第4章 グローバル化にみる地場産業と住民参加の変容—稲川町の川連漆器産業を事例として—

### 1. はじめに

旧稲川町（現湯沢市稲川地区）は、秋田県南部の雄勝郡に位置し、横手盆地南東の山間の町である。1902（明治35）年に稲庭村から稲庭町になり、1956（昭和31）年に稲庭町、川連町（川連町 駒形村）、三梨村が合併し稲庭川連町となり、1966（昭和41）年に稲庭川連町から稲川町に改称された。そして2005（平成17）年、（旧）湯沢市、雄勝郡雄勝町・皆瀬村と合併し、現在の新湯沢市になっている。

本論の対象地であるこの旧稲川町は、川連漆器、秋田仏壇、川連こけし、稲庭うどん、三梨牛、駒形りんごといった特産品を産出し、他の周辺町村にはない独自の地場産業によって地域経済が発展し、また鎌倉時代からの歴史文化が蓄積されてきた地域である。そうしたところから、川連漆器については、徒弟制度の歴史学的考察（半田市太郎 1970, 1975）や職人制度の社会学的研究（佐藤守・羽田新 1964）、地場産業集積地域に関する経済学（酒井宣昭 2003）や地理学（斉藤実則 1982, 上野和彦他 1984）からの研究、また工業デザインの産学協同による商品開発研究（菅原香織他 2001）など、さまざまな視角から研究がなされてきている。しかし、この伝統的な地場産業集積地域が近年のグローバル化や高齢化の問題に直面することによってコミュニティ変容を迫られ、その住民である職人やその家族、職人間などの社会関係に変化が生じてきていることを社会学的考察として試みる研究はみられない。

川連漆器産業は、古くは約800年の歴史をもち、江戸文化年間以降産業として発達していく。木地師、塗師等の熟練を要する職人の技術により支えられてきたが、1980年代以降、社会変動による社会的影響がみられるようになってきている。消費者ニーズの多様化、国内の漆器需要の伸び悩み、原材料である漆や木材の枯渇に加え、中国等からの安価な漆器製品が輸入量を増やしており、産業経済面でのグローバル化が大きな影響を及ぼしている。また、人口の高齢化が進むなかでは、熟達した技術者の高齢化が懸念されており、今後の後継者不足の問題をもたらしている。このように、小規模ながら時代の変化に対応しつつ比較的堅調に続いてきた地域の伝統的な産業は、また新たな変容を余儀なくされる時期にさしかかっている。

そうしたなかで、この漆器産業界において2000年に入り、従来の川連漆器の伝統的な工芸技術の枠を越えた新しい製品づくりの試みや、技術者間の新しいネットワークがかたちづくられつつあり、これらを通して地場産業展開の活路を見いだそうとする動きがみられる。グローバル化や高齢化といった社会変動にともなう地域の变



容が、伝統的な地場産業の動向や地域づくりにどのような影響を及ぼしているのか。本章では、伝統的地場産業集積地である秋田県稲川町の川連漆器を事例に、職人やその家族、職人集団など社会関係の変容を通して、地場産業と密接にむすびついて発展してきたローカル・コミュニティの課題を捉え、それによってまちづくりのあり方についての社会的な考察を試みたい。

## 2. 川連漆器の特色と稲川町の産業構造

### (1) 川連漆器の特色

川連漆器の起こりは史料による記録がなく明確ではないが、通説として、鎌倉時代の1193年に源頼朝の家臣である小野寺氏が稲川町に稲庭城を築き、その四代目城主小野寺重道の弟小野寺道矩が、家臣の内職として武具に漆を塗らせたのが始まりとされている。産業として確立する時期は約400年前の江戸期文化年間とされ、近代からは農村における副業的仕事として、主に椀物の製造が行われるようになり、親方を頂点とした徒弟制、家内制工業の形態をとり、稲川町のほぼ中心部の大館地区、久保地区が漆器関連事業者、技術者の集住する集落として形成されてきた。この大館や久保は他の集落に比べ兼業農家率、稲単一経営率が9割以上と高い地区である（いなかわ地域・農業振興推進会議，1990）。

漆器はその英名がjapanと称され、日本を象徴するものとして海外でも注目を集める芸術的価値の高い伝統工芸品である。一般にその塗料である漆の希少性や、蒔絵や沈金といった華麗、豪華な加飾、製品の取り扱いの難しさといったイメージから、日常品としてよりは高級品、贈答品として扱われることが多い。そのなかにあって川連漆器は、たとえば石川県輪島市の輪島塗に代表されるような高級品に特化した製品づくりとは異なり、堅牢で実用性の高い日用雑器の椀物などが主流となり発展してきた。また会津塗りでは1950年代後半を境にプラスチック漆器製造の占める割合が高くなっているのに対し、川連では木製漆器のみで製造しており（上野和彦他，1984：9，初沢敏生，2000：90）、手間のかかる幾重もの工程を経る。特に仕上げの本塗りの段階では「花塗り」という高度な技法があり、川連漆器の大きな特色となっている。古くから職人による行商が行われてきたため、一方で近世、近代と地域の支配層による生産体制がとられてきたものの、完全な問屋制には至らず、独立的な職人らによる行商も併存し、県内近郷はもとより仙台、庄内など東北の要所への販売がなされてきた。1976（昭和51）年には伝統的工芸品として国の指定を、1996（平成8）年には秋田県の指定を受けている。

## （２）稲川町の産業構造の概要と川連漆器産業の動向

稲川町の産業構造には、第二次産業就業者が全体の約 51% を占め、さらにそのうち約 81% が製造業という特徴がある。就業者総数は 2000（平成 12）年 10 月現在 5,824 人で、産業別就業者の内訳をみると製造業が 2,371 人、農業が 924 人、サービス業が 830 人、卸売・小売業、飲食店が 737 人と続いている。このうち川連漆器産業が含まれる製造業における事業所数と従業者数をみると、事業所は 280、従業者数は 2,213 人である。また同様に卸売・小売業、飲食店における事業所は 178、従業者数は 691 人である（秋田県，2001）。

ここで稲川町の「稲川町商工業種別生産高調」により川連漆器事業の事業所および生産額の推移をみてみる。1985（昭和 61）年度の事業所数は 186 事業所で従業員数は 600 人、生産額は 16 億 4,600 万円であったが、1987（昭和 63）年度には事業所が 174 に減少する一方で、生産額は一時的に増加している。しかし 1990（平成 2）年度以降は事業所数、従業員数がほとんど変わらないまま、生産額が漸減する傾向がみられ、特に伝統工芸品の伸び率の低下が著しくなっている。1998（平成 10）年には事業所数が 171 で、従業員数 535 人、生産額は 13 億円となっている（表 1）<sup>1)</sup>。近況を簡単に示すと、事業所は平成 26 年度時点では 141 とさらに減少しており、従業員数も 2006（平成 18）年ごろから減少傾向がみられ、平成 26 年には 391 人となっている。生産額は平成 26 年度で 10 億 1000 万円となっている（表 1）。

参考までに商工業全体 1998（平成 10）年では、事業所数 594、従業員数 3,356 人、生産額 238 億千 8 百万円である、主要な商工業の地場産業で最も生産高の高いのは秋田仏壇で事業所数 179、従業員数 1,392 人、生産額 71 億 6 千万円である。次いで稲庭うどんが事業所数 50、従業員数 539 人で生産額は約 50 億 4 千 9 百万円となっている。近年は仏壇の不振の一方で新規参入が比較的容易な稲庭うどん事業が伸びている。

1995（平成 10）年度の 176 事業所のうち、多いのは製造卸部門 101 で、木地部門が 27、塗り部門が 25、加飾部門が 23 である。従業者数は製造卸部門が 457、木地部門が 49、塗り部門が 65、加飾部門が 56 である。企業規模別分布をみると、従業員が 1～3 人という規模がどの部門においても大多数を占め、加飾においては 1 ないし 2 人のみである（表 2）<sup>2)</sup>。

表 1 川連漆器の事業所、従業員数及び生産額

年度	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	2000
事業所	186	185	174	172	172	172	172	172	172	171	171	171	171	173
従業員数 (人)	600	597	560	555	540	541	536	536	536	534	535	535	535	621
生産額 (百万円)	1,646	1,662	1,696	1,700	1,620	1,540	1,430	1,430	1,300	1,330	1,320	1,310	1,300	1,340

注：稲川町「稲川町商工業種別生産高調」より作成（1999年は欠損）。

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
事業所	174	171	171	171	170	160	162	157	157	146	144	141	141	141
従業員数 (人)	623	623	623	620	617	580	582	559	557	407	403	398	398	391
生産額 (百万円)	1,340	1,340	1,330	1,340	1,330	1,320	1,320	1,240	1,240	1,116	1,110	1,055	1,030	1,010
輸出額 (百万円)	0	0	0	4.1	4.1	4.2	4.2	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1

注：上段表1の続き 湯沢市産業支援センター資料「平成26年度産地概況調査票」より作成。2004年度以降生じた輸出額のため、輸出額欄が追加されている。

表 2 川連漆器産業部門別の事業所数と従業員数（1995年度）

部門	事業所数		従業員総数 (人)
	総数	従業員3人以下の事業所 (総数に占める割合)	
製造卸	101	71 (70.1%)	457
木地	27	24 (88.9%)	49
塗り	25	25 (100%)	65
加飾	23	23 (100%)	56
総数	176	143	627

注：秋田県「匠の里構想推進事業調査事業—秋田県稲川町における特定中小企業集積の活性化調査—報告書」（平成9年3月）より作成。

### 3. 川連漆器産業関連の組織

ここで、川連漆器産業に関わる主な組織を概観しておきたい。最も代表的な組織として、「秋田県漆器工業協同組合」（以下「組合」）がある。この組合は、1949（昭和24）年に前身である生産組合など

の再編により現組合の組織に改組され、主に原材料の共同購入、共同加工、共同販売などを事業としている。また後述する稲川町産業支援センターの支援を受けつつ、秋田県の伝統工芸品店や全国の漆器展、工芸品フェア参加などの行事を手がけており、後継者育成などにも関わっている、川連漆器関係では唯一製品の企画から販売までを組織的に展開している団体である。組合員数は2002（平成14）年5月現在179名で、組合員の構成をみると川連漆器のほかに秋田仏壇の製造卸業者や、製造等は行わず専ら外商のみを手がける「商人さん」といわれる業者、その他関連職業に関わりない個人的な加入者なども含まれており、完全な川連漆器事業関係者だけの組合という組織構成にはなっていない。また個々の職人の個人的な加入は少なく、主に製造卸業者が中心となっており、技術者集団全体が関係している組織として位置づけられるものではない。

「稲川町産業支援センター」は、1929（昭和4）年当時稲川村に県の機関が設置した秋田県工業試験場工芸部川連指導所を前身とし、1982（昭和57）年現在地に秋田県工業技術センター川連指導所として移設され、1998（平成10）年に改装工事を行い県から稲川町へ無償譲渡されるかたちで1999（平成11）年に開設されたものである。1992（平成4）年度施行の「特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法」を受けて、秋田県が「特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法」に基づき実施される活性化計画として「匠の里」構想という産業おこし、まちづくりの支援を展開、その支援機関として位置づけられてきている（秋田県、1997）。町の商工観光課に所属する職員を中心に稲川の地場産業、主に川連漆器や秋田仏壇、稲庭うどん等の事業の展開を支援し、製品の企画、宣伝や流通、技術等の開発、研究研修に力を注いでいる。隣接する「組合」との連携体制を築きつつ産業振興をはかっており、単なる製造販売だけでなく、稲川町における生涯学習事業の支援機関として、新しい製品の製造販売展開のための国内及び海外研修や、経営に向けた研修などに関わり活発な動きをみせている。

「組合」のような組織のほかに、技術者個々人の参加による比較的小規模なグループがある。専門技術の工程、部門ごとに分かれており、芸術家による「漆芸会」や、蒔絵師の「蒔絵振興会」、沈金師の「沈金技巧会」、木地師の「もくめ会」、「親王会」、「工友会」、塗師の「漆工会」がある。また商店経営に関わる若手後継者の「土曜会」や、多様な工芸のデザインに関わる「川連クラフトデザイン協会」、通産大臣指定による伝統工芸士で組織されている「伝統工芸士会」がある。この職人集団は、古くは1920年に設立といった歴史の長い会もあり、1980年代ぐらいまでは研修会活動等が活発に行われていたようだが、現在は同業者による交流会といった性格が強い

(表 3)。

表 3 川連漆器産業に携わる職人集団 (2002 年 10 月現在)

会の名称	会員の主な特徴	会員数	設立年
「漆芸会」	芸術家	11	
「蒔絵振興会」	蒔絵師	22	1938
「沈金技巧会」	沈金師	16	
「もくめ会」	塗師	12	
「親王会」	木地師(丸物)	15	1920
「漆工会」	塗師	36	1972
「工友会」	木地師(板物)、塗師	43	大正初期
「土曜会」	製造卸業の若手経営者	10	
「川連クラフト デザイン協会」	工芸デザイン関係者	7	
「伝統工芸士会」	国指定の工芸士	35	1976

注：「秋田県漆器工業協同組合」資料、斉藤実則（1982）を参考に作成。

空欄については設立年不詳。

#### 4. グローバル化と高齢化による影響

##### (1) 近年のグローバル化による製造業の低迷

戦後、1950（昭和 30）年代は国民生活水準の向上により漆器製品の需要も増加し、1960（昭和 40）年代後半になると秋田仏壇の名称で仏壇の製造販売が行われるようになる。その一方で 1958 年の長崎国旗事件以降中国産漆の輸入が途絶えるなど危機的な状況もあったが、合成漆の代用等でのしごなどして、1970 年代を通し川連漆器関連の生産は急激に拡大していくことになる（斉藤実則 1982）。しかし、1980 年代以降は景気の低迷を受け、現在は生産、消費とも伸び悩む状況が続いている。また以前の画一的な製品の大量生産時代とは異なり、消費者側の本物志向やデザインなどの嗜好の多様性にいかに応えられるかが課題となってきており、希少性の高い本漆を使用し本格的で伝統的な工程にこだわった製品づくりや、新しいデザインを取り入れた製作へと向かっている事業者がみられるようになってきている。ただ、変化に対応できるのは比較的資本力があり設備が整っているなど条件のよい事業所に限られる。歴史的にみても工程による分業の受注・発注関係を抜きには成り立たない漆器の製造だが、今後はコストをかけずに、製造工程を家内事業や一事業所内の従業員でまかなうことが出来る事業所しか経営を維持できないのではないかとする関係者もいる<sup>3)</sup>。

現代社会におけるグローバル経済の流れからみると、秋田県内の製造業は漆器産業に限らず、縫製業などでも中国製品輸入の増加による地域零細企業への影響がでており、軒並みシェアを奪われる結果となっている。事業の失敗、失業などで、他の業種から設備の面で比較的参入しやすい稲庭うどん製造業へと転換をはかるケースも増えており、漆器製造からも転業している。伝統的産業においても、このようにグローバル化の影響は避けられず、時代の変化に合わせた技術開発、販売戦略が産業展開の課題となっている。

## **(2) 技術者の高齢化と後継者問題**

ここでもう一方の社会的変化である高齢化をみると、地場産業における後継者問題との関連が従来から言われているわけだが、秋田県の資料によると、川連漆器産業従事者の年齢構成においては部門ごとにも特に大きな偏りはみられない(秋田県, 1997)。しかし、この部門ごとの分業体制には、事業所や職人個人において細かな受注・発注の関係があり、また個人個人の熟達度の違いが出やすい高度な技術を必要とされるだけに、一概に数的な判断はできない。つまりこの関係には発注側の技術に対する評価が前提にあり、この職人の技術差により、受注側に受注件の偏りが起きうるということである。実際の関係をもても、複数の製造卸元から製造受注を受けている。そうした技術面や事業所、職人間のつきあい関係を考慮すると、より技術力に勝り受注側との長年の信頼関係もある高齢者層に比べ、後継者である若手の技術者層が手薄になってきているという声が聞かれる。たとえば木地師の轆轤を使わない特殊な製品づくりの技術などは、すでに後継する者がいない場合もある。そうした意味では、全体に技術者の高齢化傾向が懸念されているといえる。

## **5. 社会変動による受注・発注関係の変化と職人集団の変容—新たな参加の動き—**

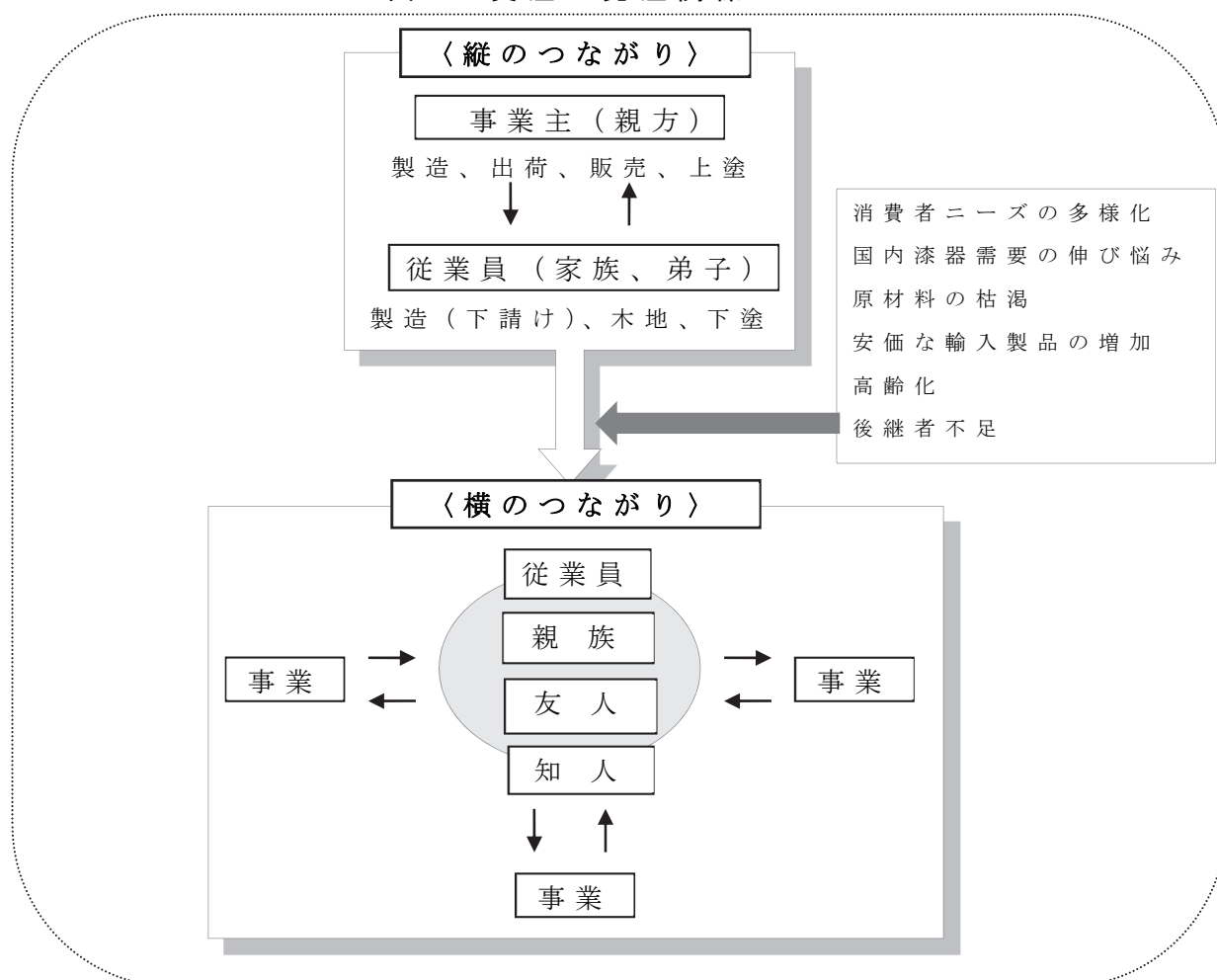
### **(1) 受注・発注関係の変化**

グローバル化や高齢化、消費動向の変化にともなう漆器製造の受注・発注関係の変化は、これまでの職人集団の構成自体や、職人とその親族関係等に変化をもたらしている。1950年代を境にして、徒弟制における親方とのつながりから、他工程職人との交流、協働、新たな製品づくりが行われるようになってきている流れを捉えることができる。古くは徒弟制による親方を頂点とした受注・発注の関係があり、親族関係による分業のつながりも強いが、戦後から現在に至っては、代々の受注・発注関係というより、むしろ状況に応じ発注、受注がなされるようになっており、関係は流動的になってきた。現実的に、親の世代で何十年と発注していても、その代が引退

などで請け負えなくなったとき、必ずしも次の世代に交代して受け継いで受注するわけではない。時勢からいって子の世代が後継しているとも限らないということもあるが、それだけではなく、子が親と同じく評価される技術をもち、同じように受注を受け継ぐとは限らないからである。むしろ、その都度その都度の状況に合わせ、それまでの受注者が引退すれば、他に技術进行评估できる職人に依頼する、されるということが行われる。若手の職人が技術を買われて受注を受けることもある。また発注者の世代交代で、新しい受注先を開拓するということもある（図1）。

よって、従来いわれてきたような、徒弟制的な、固定的な受注・発注の関係が続いているわけではない。近年は特にグローバル化の影響を受け製造も落ち込んできており、従来関係を維持していたのでは事業者における経営、販売が成り立たない事態がおきており、さらにこの傾向が強まっている。また、量産体制の時代と違い、消費者の多様な嗜好性が重要視され、個々のニーズにどれだけ応えられるかという課題、また中国の安価な製品との競争で差異化をはかる必要から、ますますデザインや技術面でのこだわりや付加価値が必要になってきている点でも流動的な受注・発注になってきている。

図 1 受注・発注関係



## (2) 若手職人の会—「チーム匠 21」—異部門技術者との関係形成の場

従来から形成されていた技術者集団<表 3>の他に、技術、工程部門の枠組みを超えた技術者同士の集まりとして、「チーム匠 21」と称する 20 代から 40 代の若手職人が活動の中心となっている研修グループがある。後述するが、稲川町産業支援センターから助成を受けている生涯学習事業の「伝統産業職人研修」での漆器修復作業等をきっかけに、1997（平成 9）年に結成され、翌年 10 月から研修活動が始まった。構成員は 2003 年 8 月現在 25 名であり、専門部門を問わず参加している。そのなかには 8 名の伝統工芸士が含まれており、それぞれの参加者が自身の専門部門での高度な技術習得を目標とするだけでなく、他工程の技術の知識や技術の学習の場として、また実際に共同で製品を企画し製作する場として、週 1 回勉強会を開催したり、他県の関連産地への研修旅行などを行ったりしている<図 2>。2002 年 11 月には伝統的産業の産地への貢献を果たして



いるとして経済産業大臣から「伝統的工芸品産業優良団体表彰」を受賞し、「2003年版製造基盤白書」において日本の製造業のなかで事業展開の活発な事例として、この活動が取り上げられている。

近年では、世代が若いほど、従来の親方のもとでの修行というかたちはあまりとられず、家業において親から受け継ぐ専門工程の技術のみしか習得していないことが多いということで、それ以外の工程の技術をもつ職人の仕事内容や作業工程を実際にみたり、携わったりする機会は少なくなっていた。そういう意味で、若手の技術者にとっては、専門工程を超えた技術者との交流の場は重要な意味をもつことになっている。結成から日が浅いということもあり、組織だった動きは大きくはないが、町の助成金を活用しつつ、企画を出し合い流動的な活動を展開してきている。

### **（３）イタリアン・デザインによる製品づくりの展開—「ミッション漆 21」**

グローバル化のなかで新たな試みとして注目されてきているのがイタリアン・デザインと称される製品である。漆器のイメージを一新し、イタリア在住の日本人デザイナーによる新しい製品づくりが試みられてきており、逆輸入的に知名度を高めようとしている。このデザイナーとの提携が、ある製造卸業者を中心とした若手職人の意欲的な取り組みにより商品化までこぎつけている。この製品づくりに関わっている職人らが結成したのが「ミッション漆 21」である。「チーム匠 21」に参加する構成員でもあり、2002（平成 14）年 8 月現在で塗師 2 名、挽師 1 名、指物師 1 名、蒔絵師 3 名の 7 名で構成されている<図 2>。新しい商品づくりに賛同する有志による構成で、友人、知人間の技術を認めあう関係によって形成されている。稲川町産業支援センターの支援を受けつつ、2002 年 2 月にミラノの日用品国際見本市「マチェフ」に日本の工芸品としては初めて出展し、欧米のバイヤーから好評を博した。また 2003 年には東京都内のギャラリーで展示会を開き、県内でも秋田市の手百百貨店などでの展示により、従来とは違った客層からの反響が徐々にみえてきており、注目され始めているという。昨年に引き続き 9 月に再び見本市に出展を果たしている。今後の展開を見守る段階ではあるが、一方で伝統的な日本の漆器商品に注目して直接買い付けに来る各国のバイヤーとの取引と、イタリアを直に結ぶ技術の交流と商品開発という、まさにグローバルな展開の萌芽がこの川連漆器の現在からみとれるのである。



写真：イタリアン・デザインの漆器（カタログより）

#### （４）「うるし屋の女房達の会」

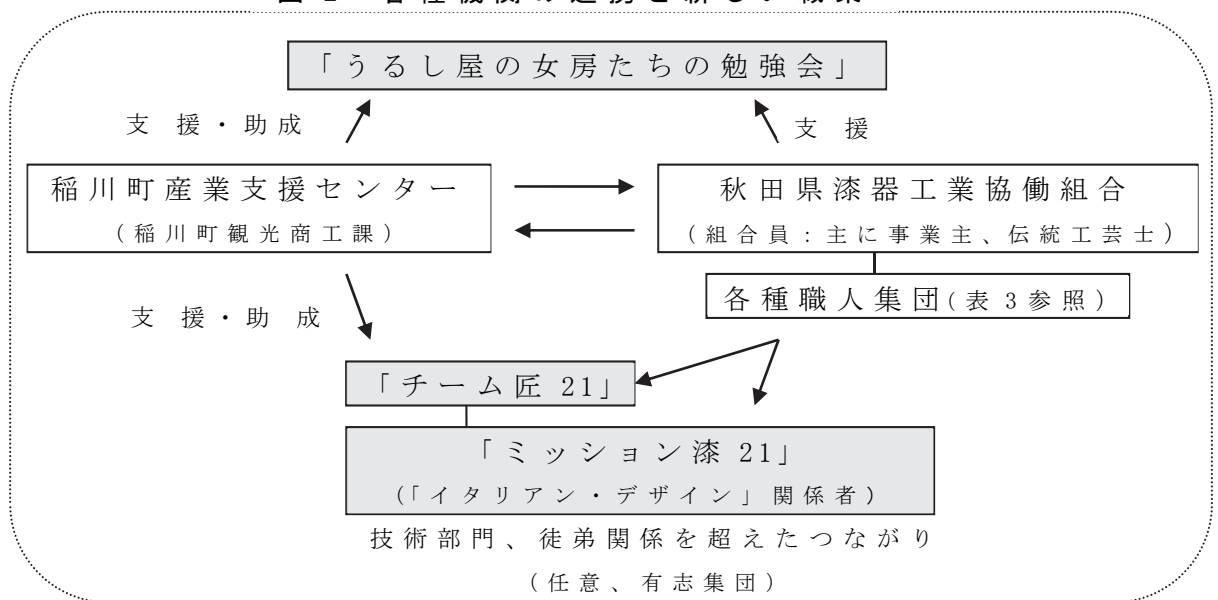
ところで、川連漆器産業には女性労働者も多い。夫や子息が職人で、妻が稲庭うどんの製造でのパート労働など他製造業での労働もみられるが、従来から家内制工業の性格が強く、家族ぐるみで製造や販売のための周辺作業の手伝いが一般的にみられる。女性でもごく少数高度な技術をもち塗師や蒔絵師の人もいるが、一般には職人の夫や息子の作業の補助として、初歩的な下地塗りや中塗り、完成品の不具合のチェック、梱包作業を手伝ったりしている。また、一方では製造卸業では、各地の百貨店等で開催される漆器展への出展、販売において、職人の妻や娘が各地に赴いて営業をこなす場合も少なくない。このように女性が製造から販売に至るまで、漆器産業に関わる機会はかなり高いといえるのだが、こうした女性が前述してきている職人の組織や事業企画に加わって活動している様子は従来みられなかった。また後継者育成事業の受講者の中には、若手職人の配偶者として新しく入ってくる女性たちの参加があるが、女性が経営や技術伝承の場に積極的に加わっているわけではなかった。

それが、2002年の「川連漆器フェア」<sup>4)</sup>の後、これまでにない女性たちの動きがみられるようになった。反省会のなかで、これからの女性たちの活動に対しての意見交換などがあり、組合と町の支援センターとが協力して、女性たちの会を立ち上げるに至っている。2003年1月から研修会が開かれ、多いときには30数名の出席者が参加した。また地域文化や歴史と漆器の関連や、販売について、食空間プロデューサーや熟達した技術をもちまた地域の生活面での先達である現役の職人、地域に深く関連した農業師たちを講師に招き勉強会を行っている。2003年の川連漆器フェアにおいては、その成果として膳をテーマにしたテーブルコーディネート展示会を開催した。2010年代の状況を見ると、発足当初からはメンバーが減少しており、また固定化しつつある。市町村合併により産業支援センターが旧稲川町から湯沢市全体のセンターになってからは、産業支援も各地に拡大しているため、川連漆器に特化したような支援事業は

しにくくなっている。このため活動も大きな動きはみられなくなっているが、周辺の温泉地の女将たちとの交流なども交え、活動を継続させている状況である。

これまでの男性中心的な職人集団の社会において、女性がいかにして参加しうるのか、これからの一つの課題ではある。しかし、その「うるし屋の女房」たちをつなぎ合わせるいくつかの結節点にいくつかの興味深い動きがみられる。つまり、それは女性による新しい動きであると同時に、技術者の伝統技術伝承という生涯学習の場にもなっており、技術者間のみならず、それを取り巻く家族、女性たちとの間にも、新たな結びつきがつけられる契機となりうる点が捉えられる（図2）。

図2 各種機関の連携と新しい職業



## 6. 伝統と新しさをめぐる対立、矛盾

### (1) 事業所の資本金

こうした新しい関係の動きがある一方で、事業所の資本金の格差、製品づくりにおける伝統と新しさ、男女とといったいくつかの対立軸が生じている。

グローバル化の社会変動のなかで、川連漆器産業においても技術者間に様々な格差が生じつつある。製品を企画して発注し、仕上げの塗りなどをして販売する製造卸事業者においては、少数ではあるが町や組合の支援を受けつつ製品の差異化を意図した高級化や新しいデザインの工夫、独自の販売ルートの開拓、拡張をはかり、経営戦略を模索してきているところがある。従来から各々の商店が外向きの商売をし、県外からの収益も得てきた産業の地域性があるわけ

だが、独立採算がある程度可能な事業所においてはその傾向がより強くみられる。一方で、子息が他の職業に就いているなどで、後継者がすでになく高齢化した現職一代限りの事業者や、個々の各工程を下請けのみで行ってきた技術者においては、社会変動や人間関係の変化で、それまでの受注・発注の関係性が変化したときに立ち行かなくなる危険性が高く、同産業内でも格差が生じている。このことは、後継者育成問題にも関わり、会津や輪島といった他地域に技術習得のため弟子や子息を修行に出す（出せる）事業者と、子息が他の職業に従事し漆器製造に無関係である事業者とでは、おのずと後継者育成の意識において異なった見解をもつことになることは想像に難くない。

## （２）伝統と新しさ

「イタリアン・デザイン」の製造、販売は、実際はある一事業主を中心とした職人者集団（ミッション漆 21）による新商品という位置づけであり、川連漆器全体で生産するといった動向になってはいない。海外における家具見本市などで海外バイヤーに注目され取引も出てきた。しかし、国内では、地元の新聞や一部著名なファッション雑誌等でとり上げられたりしてはいるものの、知名度や販売数は低調である。また販売元となっているリーダー的職人自身が量産を目指していないということも関係している。町としてはさらなる協力体制を整えつつあるが、町全体の製造卸業者や個々の協力職人たちの間では、まだ一つの商品という位置づけにとどまり、今後の経過を見守っているというのが現状である。つまり地場産業としての川連漆器の大きな流れとしては依然位置づけることができない。

川連漆器産業界には、従来から、国内知名度、販売シェアが輪島、山中、会津といった日本の代表的な産地と比較して低いという共通した認識がある<sup>5)</sup>。たとえば会津塗りなどが観光地としても集客力がある地域における産業であるのに対し、川連漆器はそうした観光地との連携において消費の場をつくりだす地域性は弱い立地条件にあるということも一因といえる。よって、海外進出はよいが、国内での知名度を上げる工夫が必要であるという見方もあり、従来の川連漆器の伝統的技術、伝統的なデザインをどう宣伝していくかの方が重要であるという声も聞かれる。

職人は一般に個々の技術に拠るところが大きく、その仕事の仕方からいっても、協働、連携意識は希薄になりがちである。また行商による「外」との結びつき、個々の販売店が個別の取引をすることで成り立っている商いの状況は、集落内の細かな受注・発注関係によって分業が成り立っているとはいえ、それが地場産業全体の構造変化を見据え、グローバル化セッションへ向け地域的な存続をかけた

企画販売の動きの基盤になりにくい側面をもつことも事実である。さらに、行政からの支援、補助を受けた事業がある一方で、そういう体制に組み込まれない者との意識のずれ、格差が生じていることもあるようだ。

### （３）旦那衆と女房たち

2003年以降、「うるし屋の女房たちの勉強会」と銘打った女性の集会在、産業支援センターと組合の職員の連携のなかで開催され、回を重ねてきている。女性たち自身も卸、販売だけでなく、下塗りなど製造に携わっている女性も含めた動きに展開できるかどうかを考えているが、それぞれの家族関係において意見、立場の異なる女性たちが協働できる場になりうるかが一つの課題であるようだ。これまでの男性中心、職人中心の組織、人間関係のあり方からすると、職人であり、店主であり、組合役員である夫や同居家族がこうした女性の動向をどうみているのかは、今後の一つの関係性の焦点といえるだろう。

## 7. おわりに 地場産業集積地域における地域コミュニティと住民参加の試論

古くからの伝統的な地場産業が続いている地域においては、それが地域コミュニティの基盤構造となっており、産業の動向が地域の生活に深くかかわっている。伝統技術をもつ職人が集落単位で生活と労働を同地域で展開してきた稲川町は、グローバル化、少子高齢化といった現代社会の大きな変化により従来の職人集団をはじめとした関係が変容するプロセスを、同時に地域生活の住民の変容としてとらえることができる地域として興味深い。

振り返ると、川連漆器をとりまく人々の間には、従来型の関係では成り立たない新しい関係、集団の動きがみられるようになり、しかし資本力の格差やデザインの伝統と新しさ、男女のあり方といった対立、矛盾がみえてきた。しかし、いわゆる職人氣質的一伝統への頑固なこだわり、商業の個人主義的側面や、裏方としての女性の働きなどがあり、画一的な市民社会論的議論によって捉えようとすると見誤る恐れがあるだろう。

今後の考察としては、受注・発注関係と親族関係等のより詳細な分析により地場産業を支える住民の関係を考察するつもりだが、同時に、市町村合併 湯沢市、雄勝町、皆瀬村との合併をにらみ、漆器、うどんを中心に、景観、町並みづくりへの期待もあるなかで、地場産業を彩る地域文化、風土をどう温存するのかという問題もあり、この地域文化的側面、伝統的側面を出発点にしてみると、いかなる住民参加、地域コミュニティ形成の道程が捉えうるのかという、

地域のシティズンシップ論的展開へとつながる視角をもちつつ考察を試みたい。

#### 付記

本稿は、平成 15～16 年度文部科学省科学研究費助成金 若手研究（B）研究代表：石沢真貴）による研究成果の一部である。

#### 謝辞

本稿執筆にあたり、稲川町産業支援センター、秋田県漆器工業協同組合関連の方々に資料の提供や聞き取り調査へのご協力をいただいた。この場を借りてお礼申し上げます。

## 第5章 地域コミュニティの基層構造変容と住民参加のまちづくり—横手市「増田蔵の日」を事例として—

### 1. はじめに

本稿の目的は、社会変動により地域固有の基層構造が解体していくことで、住民参加型のコミュニティ形成が促されるプロセスを示すことである。住民参加によるコミュニティ形成の事例的研究は数多あるものの、地域固有の歴史的な基層構造をふまえたうえで現在の住民参加のプロセスを捉えようとする考察はみられない。しかし、近代から現代への社会変動が地域コミュニティに影響を及ぼしてきたとするならば、地域コミュニティの基層構造とその変容を理解しないままに事例を取り上げても表面的な地域研究になりがちであり、また住民参加の意義を十分に理解することはできない。

そこで本稿では、地域コミュニティにおける住民参加を論じる際、地域固有の基層構造の影響を読み解くことに重点を置き、事例として近代に急速に発展した地方小都市秋田県横手市増田町における「増田蔵の日」のイベントをめぐる事業展開をとりあげ、文化資源として再発見、再評価された内蔵を通じた住民参加による地域再生のまちづくりのプロセスを考察する。

### 2. 近代地方小都市の基層構造

#### (1) 増田町の内蔵

増田町は、秋田県内陸南東部の横手盆地南端に位置し、旧町村の山内村、東成瀬村、湯沢市、稲川町、皆瀬村、十文字町、平鹿町の7市町村に隣接している。成瀬川と皆瀬川の合流地であり、また秋田県内の主要な街道として参勤交代が行われた羽州街道の2つの脇街道の中継点として、近代以降に急速に栄えた近代地方小都市である<sup>1)</sup>。中心となる商店街の通りは、明治期から昭和初期にかけ商人地主<sup>2)</sup>と称された地主層の家々が軒を連ね、繁栄を象徴するように豪華な内蔵<sup>3)</sup>が建築されてきた。敷地は極端な短冊形で、通りに面した切妻屋根の主屋に接して「鞘」とよばれる外壁に覆われている内蔵が建てられ、その後ろに外蔵が続いている。「鞘」に覆われ外観としてはほとんど存在を窺い知れない内蔵は、梁に漆を塗るなど独特の形式があり、また生活空間（座敷蔵）としても使われてきた。

図 1 増田地区中心地 中・七日町商店街周辺



資料：「増田 横手市増田町伝統的建造物群保存対策調査報告書」  
(2012年3月)

図 2 中七日町の通りの様子 (内蔵のある家並み)



資料：「増田 横手市増田町伝統的建造物群保存対策調査報告書」  
(2012年3月)



## (2) 増田町内と周辺地域との関係

増田町とその周辺地域との歴史的な関係をみると、商いと土地所有を軸に、町場在住の地主層と農山村の農民層との間に激しい経済格差を伴う基層構造がみられる。増田町内には増田地区、亀田地区、西成瀬地区、狙半内地区の区分がある。その地区間には増田地区とその周辺地区とで社会的経済的格差がみられ、これが歴史的な地域固有の基層構造を形成してきた<sup>4)</sup>。

さらにいえば、増田町中心部と藩政時代に整備され仙台藩との交易に使われた羽州街道の脇街道沿いに連なる周辺の稲川町や東成瀬村、皆瀬村との間にも同様の基層がみられる。

藩政期には増田商人地主による支配構造は土地集積の変遷と殖産興業の事業展開においてみられ、近代にさらに拡大していく。コメが取れない周辺農山村の山間部や零細小作では、換金作物である葉たばこ、養蚕業が盛んに行われた。地主層は農民に資金や生産物資を貸付け、タバコ栽培、養蚕業など換金作物をつくらせ、タバコ、繭などで返済させ、それらを中央、海外に売り財を成していった。一方で借金の形に土地が売られ、農民たちは負債を重ねてついには土地を売り渡す傾向がみられた(東成瀬村年表)。増田町から小安街道沿いに連なる稲川町の歴史同様の記述がみられる(稲川町史)。こうして農産物仲買、金や穀物の貸付と土地の取得で財を成し、地主はさらにその勢力を拡大した。

つまり、増田町とその周辺地域との関係は、商いと土地所有を軸に町場の商人地主と山間部の農民層との激しい経済格差を生じさせた地域間の権力構造—すなわち中心と周縁、地主層と小作といった階層関係をつくりだし、町場から山間部へと続く羽州街道の脇街道沿いに刻まれてきた。その意味で小安脇街道は、江戸から昭和初期にかけて増田商人地主を頂点とした権力支配が波及していった道筋として捉えることもできる。

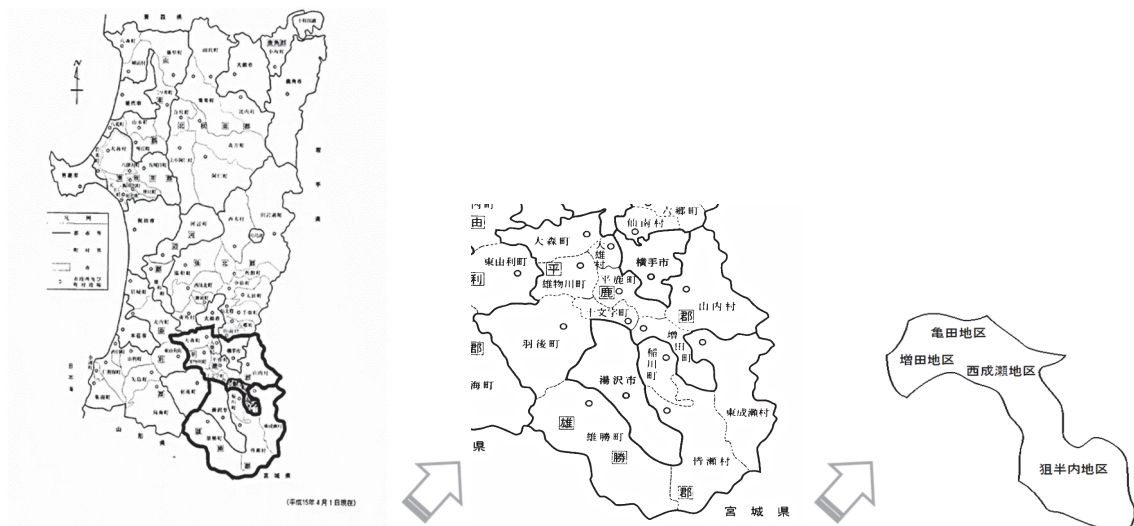
そしてこの基層構造は、現代にいたる地域の社会関係にも影響を及ぼしてきたといえる。当然のことながら、近代以前の地主と小作の関係が現在まで維持されてきたというわけではない。しかし、そうした社会関係は、産業構造の変容といった社会変動を通して変化しつつも、増田町の地域内だけでなく、今なお増田中心部と周辺地域との基底となって残存している側面がある。

戦前の日本社会史を中村吉治に拠り概観してみれば、以下のような説明ができよう。1873(明治6)年の地租改正以後、自作農は寄生地主と小作農とに分解していき、労働者として移行しきれない土地を失った小作が貧困化していく一方、土地を集積していった地主層は、前期的な商業資本や高利貸し、造酒、地方議会議員などにな

り、地方豪農として、前近代的な地主－小作関係を維持したまま時代を経ていく。(中村吉治 1965: 400－422)。つまり、戦前の農村には多かれ少なかれ、こうした前近代的構造を包含したままの社会関係が戦後においても残されてきた。そしてその関係、構造は、取り残された飛び地のように地方中小都市構造として残存してきた。一つの事例が増田町をはじめとした近代地方小都市のあり方といえる。

全国各地の農山村には多かれ少なかれこうした前近代的構造を包含したままの社会関係が、戦後においても残存してきたといえるが、その社会関係を形成する基層構造は、取り残された飛び地のように現代東北地域の地域構造そして住民意識にみいだせる。一つの事例がこの旧増田町をはじめとした近代商業都市のあり方といえる。

図3 横手市増田町の位置および周辺市町村



資料：「秋田県勢要覧」より作成。

### (3) 社会的ステイタスとしての内蔵建築

明治20年代後半(日清戦争のころ)になると、地主層は株式会社、合資会社を設立して企業経営を展開するようになる。1895(明治28)年に増田銀行が設立し、1910(明治43)年に増田水力発電株式会社が設立するなどした。また、1915(大正4)年に軍需物資としての銅の需要が増大したことで吉乃鉱山で急速に鉱山町が形成され人口約1万人に達し、生活物資の商いでさらに増田町は潤った。こうした土地集積や事業展開を背景に、富の象徴としての蔵の建築が盛んになっていった。

ただし、内蔵の建築年代をみると、街場中心部は古くからの地主層だけで形成されているのではなく、時の商機により、所有者も流

動してきたプロセスがみてとれ、内蔵の建築が後期（昭和初期）ごろになると地主層とはまた違った、増田町以外の地域から新参の富裕層が流入して居を構えている。つまり、昭和初期までは、増田町商店街は成功者が居を構え集う、いわば社会的ステイタスを得られる磁場でもあったということになる。近隣の町村豪農・豪商、有力者の親族との婚姻関係がみられるのもそのことを象徴している。

### 3. 社会変動と地域基層構造の変化

#### (1) 近代地方小都市の衰退

1920年代の小作争議、戦後の農地改革は歴史的な地域基層構造をなしてきた地主支配の解体をもたらした。また、産業化、都市化に伴い交通網の発達や交通手段の転換がおき、徐々に増田町は全国的な国土開発の流れから外れ、かつての流通、交通の要衝としての役割を終える。近代化時代に殖産興業でつくられていった産業は町の急速な発展をもたらしたが、豪華な内蔵も「鞘」に隠され歴史的景観としての認識もされず衰退し、地方の「辺鄙な田舎町」へと化していった。

表1 増田地区の主な行政区別人口・世帯

集落名	世帯数	65歳以上 単独世帯数 (%)	総人口	65歳以上人口 (%)
縫殿	263	16 (6.1)	759	213 (28.1)
上町	153	16 (10.5)	421	138 (32.8)
四ツ谷	73	8 (11.0)	230	76 (33.0)
関ノ口	195	18 (9.2)	610	144 (23.6)
七日町	32	8 (25.0)	76	35 (46.1)
中町	43	4 (9.3)	101	37 (36.6)
土肥館	69	18 (26.1)	173	77 (44.5)
増田本町	225	31 (13.8)	621	235 (37.8)
一本柳	73	11 (15.1)	213	63 (29.6)
平和通	82	10 (12.2)	226	60 (26.6)
石神	48	4 (8.3)	119	33 (27.7)
増田田町	163	20 (12.3)	487	141 (29.0)
昭和通	49	9 (18.4)	115	46 (40.0)
福嶋	74	11 (14.9)	204	58 (28.4)
増田新町	93	12 (12.9)	287	79 (27.5)

資料：横手市「行政区別人口データ」(2009)より作成。

さらに 1990 年代以降は少子高齢化やグローバル化の流れも影響し、ローカル空間の基層構造を解体し地域生活における人々の結びつきを分断させていくことになる。

国勢調査によると増田町の総人口は、1970 年には 11,050 人あったが 2010 年には 8,165 人まで減少している。総世帯数は 2670 世帯である。高齢化率に関しては 2000 年の国勢調査において 28.6%、ちなみに 2010 年の秋田県における高齢化率は 29.5%、横手市が 31.4%（平成 22 年度秋田県老人月間関係資料による）である。

現代は過疎化の著しい山間部のみならず地方の町場・大都市も含めて高齢化が加速してきており、いわゆる「町場の限界集落」化もみられるようになってきている。「町場の限界集落」化。横手市の人口データを集落別にみると、特に町中心部の中町・七日町・土肥館といった地区の高齢化率が高いことがわかる（表 1）。

居住空間でもある内蔵は、現在の小家族化した高齢者世帯には不便であり、維持費もかさむ「たなぎもの」（役立たずの意の方言）扱いされるようになっていた。ある内蔵所有者の言葉を借りれば、「商人の街として繁栄した時代を過ぎてからは、大きくて壊すこともできず維持費もかかる粗大ごみだった」（読売新聞 2009）のである。

## （ 2 ） 1990 年代以降の情勢変化

### 1) 文化政策の展開—地域における文化資源を利活用したまちづくり

産業構造の変化と少子高齢化によるかつての近代小都市の衰退の一方で、1980 年代は「文化の時代」、「地方の時代」といわれ、「文化」の台頭がみられるようになる。いわば個性化のながれで固有のアイデンティティとしての地域文化への関心が高まってくる時代である。そして 1990 年代から 2000 年代にかけて、国レベルで他の諸政策の領域が、文化面に接近する傾向がみられ、地域社会における地域文化による地域振興がまちづくりの中核に位置づけられるようになることで、地域政策の諸側面が文化政策的になる傾向が強くなっていく。文化政策自体が、単なる施策としての「文化行政」から、社会・経済との関係を見据えたより高次の「文化政策」へ、つまりまちづくりとの関係が明確にでてくる（吉澤 2007：171,175）。

一方、同時期に、こうした文化として、中山間地域に対しても動きがみられるようになる。農村の「文化財」化、農業の「伝統技術」化のうごきである。グリーンツーリズム等による農業・農村への観光事業導入が振興されてきた。1999 年、食料・農業・農村基本法（新農業基本法）が制定、中山間地域の過疎化対策、水資源確保、環境保全、エコツーリズム等による都市と農村の交流促進などが結びついた一大社会政策が展開される方向になる。つまり、ここで社会政

策が中山間地域の利活用への関心を示す流れがおきてくる。そしてこの農業、農村における文化面の重視を示すキーワードとして「農村の多面的機能（評価）」が示された。この流れが個別具体的な施策としてだされてくるのが、2001年度からの文化庁正規事業「ふるさと文化再興事業」である。「地域の個性豊かな伝統文化を継承・発展させるため、地域における伝統文化の保存・活用活動を支援する」、「地域において守り伝えられてきた個性豊かな祭礼行事、民俗芸能、伝統芸能などの伝統文化の継承・発展を図り、一体的・総合的な保存・活用を進めるため、地域伝統文化の継承・発展のためのマスタープランの策定及びこれに基づいて実施される伝承者等の養成、用具等の整備、映像記録の作成などの事業を支援し、地域の活性化を図る」（『平成13年度文部科学白書』）など、観光化で地域振興を図ろうとする方向性が示され、各省庁事業との多岐にわたる連携がみられるようになる。たとえば、1999年の文化庁「伝統文化を活かした地域おこし」プロジェクト、1992年、運輸省発案、各省庁連携の「地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の進行に関する法律」、自治省・運輸省・通産省「地域文化財・歴史的遺産活用による地域おこし対策」、通産省の「伝統的工芸品制度」、農水省「特用林産物制度」「中山間地域直接支払制度」、国土庁「水文化の保存再生を通じた水資源地域の活性化方策」などである。

## 2) 市町村合併による横手市の広域化

2005年に横手市、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村、大雄村が市町村合併により横手市となった。秋田県の市町村合併は、2002年から当時の寺田知事が市町村合併推進を県の重点課題に位置づけ、全市町村に合併の必要性とメリットを強調し、合併への強い働きかけをしたこともあり（合併する一市町村あたり上限2億円の交付金制度を県独自で用意した）、69あった自治体は25市町村にまで激減し統合されるにいたった。もはや地域の歴史的背景をまったく喪失してしまうほどに広域化したいくつかの新市は、その統合の難しさを抱えて動き出しているが、地域文化の在り方そのものを変えている。

この市町村合併後、横手市は各地にある地域資源を横手市の資源としてアピールしているが、そのなかでも増田の内蔵は中心的な文化資源として注目している。2010年から文化財保護事業の急速な展開もみられ、重要伝統的建造物群保存地区<sup>5)</sup>の指定に向けた、広域行政による文化財保護事業が展開されるようになってきている。つまり、行政合併後各地の地域文化を取り込むことができるようになったことにより、横手市のまちづくり事業が活発化してきているといえる。

### 3) 増田商工会による地域活性化事業「くらしっくロード事業」展開

増田町は他の地方都市とその周辺地域の衰退の状況と同様、近隣の十文字地区や湯沢、横手中心部など大型小売店舗が高速道路インター付近の郊外に展開し、商店街自体が衰退している。旧増田町商工会は、地域活性化を試み、1990年代後半から地域振興事業を計画、その一環で、「人々の暮らし」、「内蔵」や「レトロな景観づくりの懐古的商店街＝クラシカル」をかけて、1999年度「くらしっくロード事業」と称した地域活性化事業を展開しだした。1999年にはレトログッズ展開催、「昭和時遊館」オープン、2000年～2003年にかけて、「くらしっくロード」看板・誘導柱が設置された。また、2008年度には「地域資源の全国展開プロジェクト事業」の補助金により「増田くらしっくロード～街なみと内蔵」の事業を展開し、「くらしっくロード紹介統一マニュアルブック」の作成や、まちなみ紹介のDVDを作成した。

しかし、市町村合併は、旧町村単位で行われていた地域に根ざした事業の廃止につながり、各地域の商工会の事業展開にも大きく影響した。市町村合併の影響で平成21年12月17日の臨時総会において、増田十文字商工会、雄物川町商工会、平鹿旧王商工会は合併し、「よこて市商工会」が設立されることが決議された。この市町村合併後の住民参加による蔵の日イベントの展開にもかかわるが、これまで町の活性化に中心的な役割を果たしてきた商工会が、地域活性化事業の中心的主体としてかかわらなくなった経緯は、こうした合併による影響も無視できない。

### 4) 町外資本による内蔵所有形態の変化

増田町では1999年度から増田十文字商工会が中心となって「くらしっくロード事業」が試行されてきたことはすでに説明したとおりである。一方それとほぼ同時期に、蔵の所有形態に変化がみられるようになる。2001年、増田にとっては周縁的であった稲川町における地場産業資本－佐藤養助商店という稲庭うどんの老舗商店が、増田の中心にある豪農小泉家の土地を得て2001年に出店、その内蔵を改修し「漆蔵資料館」として出店、蔵を改修して「漆蔵資料館」として無料公開するようになる。増田地域以外からの商業資本が有数の豪農であった小泉家土地家屋を所有し、土着の住民ではない民間企業が所有する形態になる。そしてその内蔵を「漆蔵資料館」として商業的に無料公開するようになる。

このことは、蔵の所有形態が変化し、生活空間として使用しない内蔵が登場したことを意味する。もちろんこれまでも所有者が変わ

ることはあったわけだが、増田の中心商店街に居を構え店を出すこと自体が社会的ステイタスとされていたから、所有者は蔵ごと生活の場として使用して商いをしてきた。つまり、生活者として蔵を日常的に住まいとしてきたのである。

しかし、その形態は継承されず、そのことが結局一般住民による「内蔵の発見」をもたらす一つのきっかけになった。要するに、住民でない層が所有する形態が始まり、居住生活空間として使用しない蔵が出現し、無料公開を契機にこれまで一般の目に触れることのなかった内蔵の内側が、(見世物)観光資源として文化資源化されるにいたる発端のひとつとなったのである。古くからの土着の地域住民でも内蔵の存在自体は聞き知っていたものの、家屋に出入りする間柄でなければその内実をうかがい知る機会は多くはなかったであろう。これが地元住民が内蔵の内実を知るきっかけとなった。

小泉家の土地所有が変わったことは、内蔵の文化資源化のはじまりを意味していた。いいかえれば、地主層による土地所有という資源独占の状態から、地域全体の資源として開放され活用できる契機とつながったのである。2000年代は、蔵の資源化が顕著になり、再認識・再評価されるようになる幕開けである。

さらに、少子高齢化により次世代による家の継承がなされなくなった旧地主層がでてくることで、横手市に土地家屋を寄付するなど、所有に関する流動性がみえ始めている。

## 5) 増田地域センター設立—地域住民による文化活動の展開

ここで、増田町の住民参加によるまちづくり、コミュニティ活動の動きをみるために、「地域センター」というコミュニティ組織に注目してみる。地域センター(地区会議)とは、「より良いまちづくりのため、地域と行政が一体となって地域の問題を考え、解決策を見出し、自ら実践すること、地域住民の意見要望を行政施策に反映させること等を目的として設立されたコミュニティ組織」(増田地域局増田地域づくり協議会「増田地域づくり計画(平成23~25年度)より」)であり、市民協働(住民主体、行政支援)のまちづくりを目指し、市民文化の活性化や環境保全、福祉などの様々な事業を行う拠点である。増田町には4つの地域に各地域センターがあり、さらに各部に分かれていずれも行政の支援のもとで活動をしている。

そのうち増田地域センターは、合併前の2002年に少子化の影響で4つの小学校が統合(3つが閉校)したさいに、廃校舎の利用と住民主体のまちづくりを考えるために、校舎に地域センターを設立した。増田の地域住民(現在28名の運営委員会)で構成される、住民主体のまちづくり組織であり、市民協働(住民主体、行政支援)のまちづくりを目指し、市民文化の活性化や環境保全、福祉などの

様々な事業を行っている。

この増田地域センターは、発足時にソフト面での地域づくりのために何を行うかを検討していた。そして地域住民による文化活動として、2003年から自分たちの住む地域を知るための文化活動の一環として、まち歩きを始めるが、「増田には蔵があるらしい」ということを増田町文化財協会から耳にしたことから内蔵の存在を知り、「内蔵巡回調査」をはじめめる。2004年には「観光ガイドの会」を発足し地元ガイドを養成した。

また、文化財保護協会は、貴重な文化財としての内蔵の保存を第一に考え、写真として記録に残すことを考え、住民に働きかけて文化的遺産を記録として残していこうという動きになり、のちに増田蔵の日の実行委員会の主要メンバーとなる住民のアマチュア写真家が少しずつ記録として写真撮影しはじめ、2005年1月に最初の「写真集」が発刊された。アマチュア写真家は、はじめは全く関心をもたなかった住民の1人であったが、内蔵を実際に見て回ることによりその地域文化としての重要性を認識するに至り、後に蔵の日の実行委員長としてまちづくりを推進する主導者となっていく。

当初は増田の内蔵の記録として留めるはずだったが、刊行後増田地区内外から様々な反響があり、徐々に関心もたれ、外部から問い合わせや内蔵をみたいという訪問者が訪れるようになった。

こうした動きによって内蔵の存在に大きな反響があり、最初は撮影にも消極的であった内蔵所有者の意識が変わっていく。所有者自身がそれまでは当然の存在で厄介ものでさえあった内蔵に対し誇りを持つようになり、2005年の2冊目の写真集の作成時には多くの所有者が協力するようになっていた。また他出した内蔵所有者の家族が、写真集を通し改めて我が家の内蔵をみることによって、その文化的価値に地元住民が認識を新たにす変化が見え始める。

## 6)「増田蔵の日」の開催

2冊目の写真集刊行においては商工会とも連携したかたちとなり、それを契機に2006年に内蔵所有者らによる「増田蔵の会」が結成された。そして同年11月には商工会が中心となって地域センター・蔵の会・商工会が協力して内蔵公開イベント、第1回「蔵の日」が開催された。「増田蔵の日」は当初、商工会と増田蔵の会が主催していた(表3)。しかし、2010年になると、前述したように、合併の影響で商工会も再編し、商工会が主体となって増田町に特化した支援ができなくなった。その影響で平成22年の第5回「蔵の日」では組織連携がうまくいかず、急遽地域センターの役員が中心となって「蔵の日実行委員会」を設立し、実行委員会主体で蔵の日が開催された。



そして、2011年11月に「特定非営利活動法人 増田地域活性化ステーション」が設立された。このNPO法人は40代地域住民を中心に多様な職業の人たちで構成されている。2012年度は、「蔵の日実行委員会」主催にして、主管としてこの「増田地域活性化ステーション」が開催支援をする形になっている<sup>6)</sup>。

## 7) 文化財保護事業の展開

1990年代以降の増田町に関する文化政策の動向は表2で示している通りであるが、特にここでは文化財保護事業の展開について触れておく。1990年代から秋田県が近代化遺産の紹介として増田町の文化財関連施設の紹介がされ文化庁により登録有形文化財に指定される名の度動きはあった。しかし、2005年に市町村合併した後、2008年～2009年にかけて「増田町歴史的建造物調査事業」が進められ、また2010～2011年には「横手市増田地区伝統的建造物群保存対策調査事業」が行われ、それと並行して文化庁による内蔵の登録有形文化財の増加が目立ってくる。増田町の内蔵がある中町・七日町を中心に、2013年には重要伝統的建造物群保存地区指定をにらんだ動きを加速化させてきている。

## 4. 住民参加のまちづくりと「増田蔵の日」の展開

まちづくりに関する主要な組織の動向を表2でみてみよう。2000年代になると、地域センターによる住民活動が関係するものがでてきて、特に増田蔵の日に関してみれば、2006年の第1回開催以降2012年まで、商工会と入れ替わるように、住民活動が多くなっていくのがわかる。2010年10月3日、蔵の日は第5回を数え、開催が2日から1日に縮小された経緯はあるが、過去もっとも盛況となったようだ。諸事情により実行委員会は地域センターに移されたが、それにより、結果的に一層住民参加の色彩が強まったといえる。

また表3で示しているように、「増田蔵の日」は2006年に第1回は開催日が1日で公開家屋10棟、見学者は約1,500人であった。2007年の第2回から2日間開催で2009年の第4回までに公開家屋は18棟まで増え、見学者は約4,000人程度となった。そして第4回までは増田十文字商工会および増田蔵の会が開催主体で、第5回から増田地域センターや「増田蔵の日実行委員会」「NPO法人増田地域活性化ステーション」といった住民による活動が主体となっている。第6回の2011年は東日本大震災の影響で約3,000人とどまったが、2012年はJRのPR雑誌で取り上げられたこともあり、1日間のみで過去最高の約6,000人が訪れるまでになっている。また、2012年7月からは一過性のイベントとしてではなく、日常的な地域活性化をめざす意味で、日常的な観光ができる体制を整え、通

年で一般公開するかたちとなっている。

表4は、2012年度の増田蔵の日当日のスタッフの構成を示したものである。行政、地元民間企業の若手社員もかかわっているが、婦人会をはじめ地域住民による組織が半数を超えている。2010年からは、地元中学校内蔵を公開している家屋や商店の前で案内するなどのボランティア活動も加わり住民参加自体の多様性もみられるようになった。地域センターやNPOといった住民活動に拠点を移したことにより、より一層地域の多層な人々が、それぞれに役割をもってまつりに参画するかたちができるようになってきている。

表 2 増田町のまちづくりに関する動向

	まちづくりに関する主要組織の活動	地域（行政）の動き等
1994		(秋) 近代化遺産で長坂商店の関連施設が紹介される
1995	(商) 地域づくり推進委員会発足(～1996)	(増) 複合文化施設「増田町ふれあいプラザ」内に「まんが美術館」開館
1996		
1997	(商) 街おこし推進事業推進	(増) 「増田町史」刊行 秋田自動車道開通 秋田新幹線開通
1998	(商) 商業観光資源調査実施	(文化庁) 長坂商店が登録有形文化財に
1999	(商) 街並みモデル景観づくり計画の策定 (「くらしっくロード事業」正式命名) ・レトログッズ展開催、「昭和時遊館」オープン(1999) ・「くらしっくロード」看板・誘導柱設置(2000～2003)	
2001		佐藤養助商店「漆蔵資料館」開館
2002	(地) 増田地域センター発足	小学校統廃合→4地区(増田・亀田・西成瀬・狙半内)のそれぞれに小学校の校舎(増田地域センターは増田ふれあいプラザ)を活用した地域センターが発足 (横) 駒勇酒造、日の丸醸造が登録有形文化財に
2003	(地・文) 増田を歩いて観る会 (地) 増田町内「内蔵」巡回調査	
2004	(商) 増田十文字商工会へ再編 (地・文) 写真集「増田の蔵」編集打合せ (地)(観) 増田町観光ガイドの会発足	
2005	(地・文) 写真集『増田の蔵』(初版)刊行(3月)	(横) 市町村合併、新横手市へ(10月) (文化庁) マタロクカメラ店が登録有形文化財に
2006	(蔵) 増田「蔵の会」発足(5月) (商・蔵) 第1回「蔵の日」開催 (11月5日 公開家屋10棟 見学者約1,500人)	
2007	(商) 写真集『増田の蔵』(増補版)刊行(10月) (商) 増田「蔵の再生基金」創設(秋田産業サポータークラブ) (商・蔵) 第2回「蔵の日」開催 (10月20～21日 公開家屋17棟 見学者約4,300人)	
2008	(商) 地域資源の全国展開プロジェクト ・くらしっくロード紹介統一マニュアルブックの作成 ・まちなみ紹介のDVD作成 (商・蔵) 第3回「蔵の日」開催 (10月4～5日 公開家屋18棟 見学者約4,700人)	(横) 平成20～22年度「増田地域づくり計画」策定 (横) 増田町歴史的建造物調査事業(～2009)
2009	(商・蔵) 第4回「蔵の日」開催 (10月3～4日 公開家屋18棟 見学者約3,700人)	(観) 総合案内所「蔵の駅」が中・七日町通りに開設 「りんごの里物産館」閉館 「昭和時遊館」閉館 (文化庁) 佐々木家住宅(旧佐々虎呉服店)、興文館東海林書店、鈴木家住宅、 旧佐藤三十郎商店、石直商店が登録有形文化財に
2010	(商) よこて商工会へ再編(横手市全体として再編) (地) 「蔵の日」実行委員会発足 蔵の通年公開を開始 (地) 第5回「蔵の日」開催 (10月3日 公開家屋20棟 見学者約5,000人) (地) NPO発足に向け申請手続	(横) 横手市増田地区伝統的建造物群保存対策調査事業(～2011) (文化庁) 旧長江八兵衛商店、佐々平商店、山中吉助商店、日の丸醸造本社、高橋茶舗、旧栄助商店、旧石宇商店が登録有形文化財に
2011	(地) 第6回蔵の日開催(10月2日 見学者約3,000人) (N) 11月22日 「特定非営利活動法人増田地域活性化ステーション」設立	3月11日東日本大震災
2012	(観・地) 7月よりローテーション(14棟)での通年公開開始 (地) 第7回「蔵の日」開催 (10月7日 公開家屋22棟 見学者約5,000人)	『増田 横手市増田町 伝統的建造物群保存対策調査報告書』刊行(2012年3月) (横) 9月25日「横手市景観計画」策定(施行2013年4月1日)

注： 表中( )内は主要な実施組織・団体を示す。

(商)： 商工会 (地)： 増田地域センター (文)： 増田町文化財協会

(蔵)： 増田蔵の会 (観)： 増田町観光協会 (秋)： 秋田県

(横)： 横手市 (増)： 増田町 (N)： NPO法人

表 3 増田蔵の日の公開家屋・見学者数と実施主体の変遷

回	開催日	公開家屋(棟)	見学者数(人)	実施主体
第1回	2006年11月5日	10	約1,500	増田十文字商工会 増田蔵の会
第2回	2007年10月20～21日	17	約4,300(2日間合計)	増田十文字商工会 増田蔵の会
第3回	2008年10月4～5日	18	約4,700(2日間合計)	増田十文字商工会 増田蔵の会
第4回	2009年10月3～4日	18	約3,700(2日間合計)	増田十文字商工会 増田蔵の会
第5回	2010年10月3日	20	約4,000	増田地域センター 増田蔵の日実行委員会
第6回	2011年10月2日	21	約3,500	増田蔵の日実行委員会
第7回	2012年10月7日	22	約6,000	増田蔵の日実行委員会 増田地域活性化ステーション

表 4 平成24年度「増田蔵の日」のスタッフ構成

組織名	主要構成員	人数(人)	住民割合(%)
「増田蔵」の日実行委員会	住民	2	55.8%
NPO法人増田地域活性化ステーション	住民	11	
地域づくり協議会	住民	1	
地域センター	住民	2	
観光ガイドの会	住民	1	
ボランティア	住民	5	
増田中学校	住民(中学生+教員)	28(内教員1人)	
増田蔵の会	住民(内蔵所有者)	2	
町内会	地域住民組織	1	
婦人会	地域住民組織	10	
増田町観光協会	各種振興団体	4	
よこて市商工会	各種振興団体	8	
北都銀行	民間企業	8	
秋田銀行	民間企業	6	
横手市増田地域局	地方自治体	22	
交通指導隊	その他	2	
合計		113	



写真 1 : 増田蔵の日のポスター



写真 2 : 増田蔵の日の中七日町の様子 1



写真 3 : 増田蔵の日の中七日町の様子 2



写真 4 : 内蔵の入り口



写真 5 : 内蔵の内部見学の様子

## 5. 基層構造の変化がもたらしたもの

### (1) 蔵の意味の変容—文化資源化する内蔵

明治期から昭和初期にかけて「富の象徴」「権力の象徴」であった内蔵は、現代に不適合な居住空間としての「たなぎもの」へと化し、そして現在は地域活性化としての「文化資源」「観光資源」という意味変容を遂げている（表 6）。

この内蔵の存在は地主層の富の象徴であったことは容易に想像できることであろう。しかしそれだけではなく、内蔵を所有したり見たりすることがかなわない界限の人びとにとって、それはかの地域の集合表象として人々の意識、行為を拘束する象徴的な建造物であ

ったともいえる。そうした建物が、1990年代までには地主層においては富の象徴から古臭い「たなぎもの」扱いされる時代へと移行し、2000年代に入ると文化政策や住民の文化活動等を経て文化資源化していくことがみてとれる。住民においては支配の象徴からまちづくりのシンボル、観光のシンボルへと意味が移り変わってきていることになる。

## (2) 土地所有形態の変化

また土地所有の形態も、町外資本や、高齢化で空家となった家屋を市に寄付するなどの多様化がみられることでも、住民参加を後押しした。明治期から昭和初期にかけ商人地主が富の象徴として所有してきた内蔵であるが、それが町外資本や行政の所有、そして住民のまちづくりに利活用される地域的な文化資源として変容していくプロセスでもある。土地所有という資源独占の状態から地域全体の資源として、開放へとつながった。

増田町は明治期においてすでに商いによる土地の流動性が高い地域であり、土地所有の固定性が希薄化した近代化の条件を備えたともいえるが、1990年代以降、少子高齢化という人口構造の近代化により家の継承を行えなくなった地主層が、内蔵を資源化する「蔵の日」に関わることで、さらに現代における土地所有の流動性を見せ始めているともいえる。

表6 蔵の意味の変容とまちづくり主体の変容

年代	内蔵の意味	所有者	利活用主体
明治～昭和初期	富の象徴	商人地主	商人地主（居住者）
戦後～1990年代	「たなぎもの」	旧地主層	旧地主層（居住者）
2000年代前半	文化資源	旧地主層・町外企業	増田十文字商工会・旧地主層（居住者）
2000年代後半	文化資源	旧地主層・町外企業・行政	住民・NPO・行政

## (3) 社会関係の変化—対等性・多様性

こうした内蔵の意味の変容は、言い換えれば地域コミュニティにおける社会関係の変容でもある。まちづくりの担い手は、蔵の所有者による増田蔵の会を実質的にサポートして主催してきた増田十文字商工会から、蔵所有には直接関係のない一般地域住民へと移行してきていることをみてきたが、行政でもなく、商工会でもない、住民主体の住民参加によるまちづくりとなったことがわかる（表6）。

この変化は、地域の支配的な社会関係にも影響を及ぼし、住民参

加によるまちづくりを展開させる契機になった。コミュニティ参加における対等性、多様性がみられるようになった。つまり、内蔵という「もの」を通し、社会のありようが変化したのである。地域の基層構造が、支配から対等の関係へ、場合によっては見世物化する内蔵を通して逆転の関係すら見え出してきている。増田町は、「増田商人（地主）が築いてきた近代地方都市」から「住民参加のまちづくりの歴史的建造物・文化遺産」へと変貌を遂げようとしている。

社会変動によるモノの意味の変化を通じて、それは結果的に基層構造の解体と人びとの対等な社会参加を導き出した。対等な関係により、コミュニティへの参画の道筋がつけられ、社会参加が導き出されたといつてよい。それは、社会変動とシティズンシップの関係でみれば、地域コミュニティにおけるシティズンシップが付与されるプロセスとしてみる事ができる。

## 6. 新たな課題

### (1) 新たに重層化する地域間格差

こうした動きは住民参加による地域再生・活性化の事例といえるが、そこには新たなまちづくりにおける地域的課題も見え始めている。実は増田地域の中心・周縁の関係が歴史的な基層構造と重なり再生していることがある。「くらしっくロード事業」は、もともとは商店街全体の活性化事業だった。しかし、増田町のまちづくりが「内蔵」を中心に収斂している。たとえば、増田は従来リンゴの産地として知られていた地域であり「りんごの里」と称していた。それはりんご栽培の盛んな亀田地区とかかわりを持つ特産物である。また横手市が増田町を「釣りキチ三平」の作者である漫画家矢口高雄氏の出身地としてアピールしているが、それは実際には狙半内地区のことである。しかし、「内蔵」が中心になって「蔵のある町」へと変わってきている。このことは、増田中心部の増田地区を中心としたまちづくりに収斂していることを意味する（日高 2011）。つまり、増田地区の文化資源である蔵が、町全体のシンボル、地域アイデンティティとなっている。このように、本来地域ごとに特産品があるが、それが内蔵に収斂したまちづくりになっていくことで、「増田町」4地区間の新たな地域内格差問題や住民間の感情的な問題が生じてきている。このことが、他の地区におけるまちづくりに対する温度差を生じさせている。つまり、まちづくりが広域行政と地区行政、地域間、地域内住民層、各組織間が一体となったものではないということである。

### (2) 増田地区内格差としての住民意識

合併（小学校統合、地域センター活動の不均衡）により周辺化し



た他の地区との関係もあり、また増田地区内の集落各差（土着層と新興層、地主層と小作層、伝統的建造物群指定や蔵の管理、景観をめぐる意見の違い）もあり、また 2013 年を目指している重要伝統的建造物群保存地区指定への動きが、蔵所有者間、所有者と非所有者といった住民間の新たな分断をもたらす懸念もある。また、高齢化、空家状況の進行、維持管理問題もあり、内蔵所有者でも多様な立場・意見があり一様ではない。こうした、地域間・地域内組織・住民層の立場・意識の多様性・重層性にどう対応するかが、今後問われてくる。今後も地域内・地域間格差の問題への対応が今後の課題といえる。

## 7. 結びにかえて

この事例研究において、基層構造の変化により対等性、多様性といった社会関係の変容がみられ、それが住民参加によるまちづくりにつながったプロセスを捉えることができた。社会変動による基層構造の変化が内蔵の意味を変容させ、それと同時に住民参加のまちづくりを可能にした。

しかし、増田町の町場から山間部へと街道沿いに続く地域間、地域内の権力・支配構造は現代の社会関係においてもなんらかの基層を成しており、それが現代の住民参加のまちづくりにも影響を及ぼしていると考える。そうした歴史的な基層構造に支配・権力関係がみられる地域では、安易に対等な住民参加を前提とした抽象度の高いコミュニティ論で論じることができないであろう。今後は新たにみえてきた課題について、引き続き地域基層構造を読み解くプロセスを経ながら地域コミュニティにおける住民参加についてみていく必要があると考える。

## 付記

本研究は平成 23～25 年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)基盤研究(c)(課題番号 23530642)による研究成果の一部である。

## 第6章 集落維持・再生支援事業の展開と地域コミュニティにおけるシティズンシップの変容—秋田県湯沢市を事例として—

### はじめに

少子高齢化・人口減少が進行し、地域コミュニティを構成している世帯、家族が1980年代以前までの状況とは大きく変容してきている。小家族化、多様化の傾向が1990年代以降一段と進んでおり、家族機能、集落機能が維持できなくなりつつある。こうした状況は現在、人口集中の著しい東京などでも「都会の限界集落」といわれるようになっており、今後はむしろ都市部のほうが人口規模が大きい分、より深刻になると言われているが、少子高齢化、若い世代の流出、人口減少に歯止めがかからない地方中小規模都市におけるいわゆる限界集落の課題は依然として解決の糸口がみえない状況にある。

限界集落の実情が明らかになるに従い、2000年代以降、国による過疎対策の転換、地方再生、地域創生等の対策が打ちだされ、地域コミュニティの維持、再生が急務の課題となっている。こうした集落の存続・維持・再生対策においては、地域住民参加による主体的な地域活動がより一層求められているが、現状は高齢化、人口減少が進んだ地域においては、地域住民のみでの活動には限界があるのも事実である。

そこで、本稿では、全国的に少子高齢化、人口減少が最も進行し単独高齢者世帯、夫婦のみの高齢者世帯が急速に増加している秋田県を事例にし、集落維持・再生における自治体事業の展開過程を追いつつ、特に鈴木栄太郎のいうところの第一社会地区規模の集落におけるコミュニティの現状と、集落維持・再生に向けた住民の参加の変容プロセスを追う。そしてこうした事例から、地域づくりが地域コミュニティにおけるシティズンシップの能動的側面の成熟と多様性を産む契機になることを示す。

### 1. 世帯構造の変容と地域コミュニティの危機

1960年代の高度経済成長期以降、労働力の流出で顕著になり一向に改善することのなかった地方の過疎化に加え、1990年代に入ると少子高齢化が進行し、さらに2000年代には人口自体が減少に転じ、地方はいわゆる限界集落問題が深刻化している。。

日本における世帯構造の推移をみると、1980年代後半までは三世帯世帯が全体の4割を占め日本の家族の標準的な家族像として捉えることができたといえるが、1990年代以降になると単独世帯、二人世帯の増加が顕著になり、小家族化が急速に進んでいる。また、人口の高齢化に伴い、必然的に世帯の高齢化も著しい。さらに、2005

年以降は人口自体が減少し、日本社会は「超高齢社会」、「人口減少社会」と表される。一方、世帯は現時点ではかろうじて増加傾向を維持しているため、この結果一つの世帯規模は小さくなっているということになる。しかし、やがて世帯自体も2015年以降は減少に転じると推計されて、「縮小社会」とまでいわれるようになっている。つまり日本の家族は高齢化し、小家族化してきている。また、家族変動としてみれば、日本の家族は従来の典型的な直系家族制から欧米型の夫婦家族制へ移行してきているともいえるだろう。

集落人口を維持しているのは集落内の各世帯（家族）であるが、労働力の流出だけでなく家族構成員の高齢化により小家族化が進み、家族が基本的に担ってきた家族機能（一般にオグバーンによる基本的機能として経済的機能、再生産機能、保護機能、宗教、娯楽…）が衰退、縮小する。そうした家族機能の変容は、結果的に「資源管理機能（水田や山林などの地域資源の維持保全に係る集落機能）」、「生産補完機能（農林水産業等の生産に際しての草刈、道普請などの相互扶助機能）」、「生活扶助機能（婚葬祭など日常生活における相互扶助機能）」といった集落機能の低下につながる。

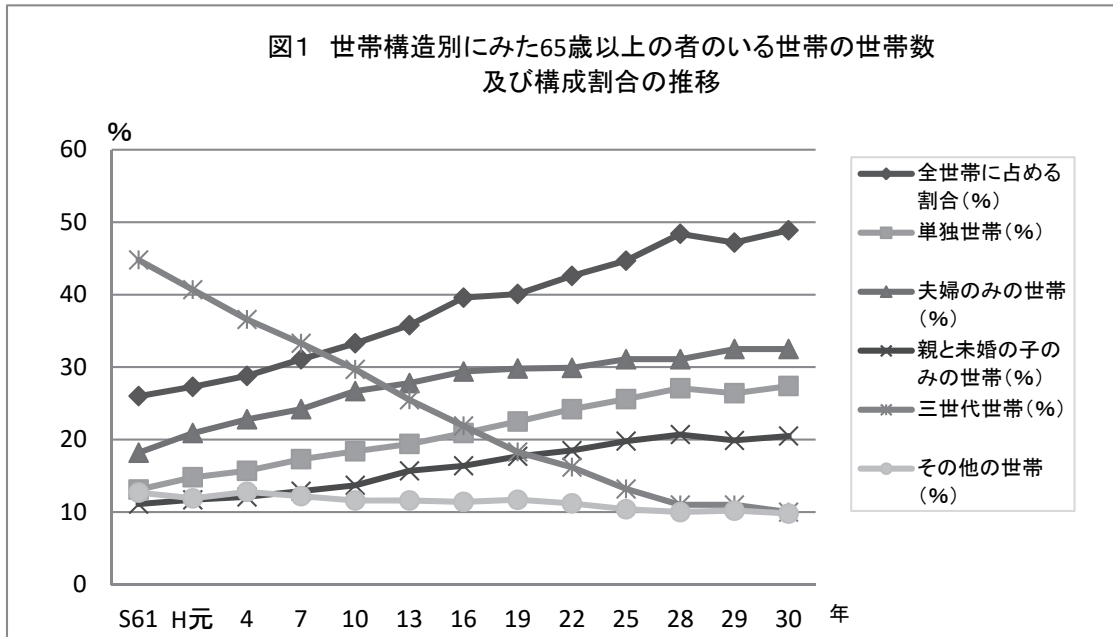
世帯間の扶助で成り立っていた集落は、その機能を維持できなくなり、集落の衰退につながる。こうしたなかで問題になってきているのが、「限界集落」問題である。地域コミュニティでは、コミュニティの担い手不足と高齢化が進行している。この結果、コミュニティ解体の危険が増大している。

表1 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数及び構成割合の年次推移

年次	65歳以上の者のいる世帯数(千世帯)	全世帯に占める割合(%)	単独世帯(%)	夫婦のみの世帯(%)	親と未婚の子のみの世帯(%)	三世帯世帯(%)	その他の世帯(%)	(再掲)高齢者のみの世帯(%)
S61	9,769	26	13.1	18.2	11.1	44.8	12.7	23.9
H元	10,774	27.3	14.8	20.9	11.7	40.7	11.9	28.2
4	11,884	28.8	15.7	22.8	12.1	36.6	12.8	30.8
7	12,695	31.1	17.3	24.2	12.9	33.3	12.2	34.4
10	14,822	33.3	18.4	26.7	13.7	29.7	11.6	37.8
13	16,367	35.8	19.4	27.8	15.7	25.5	11.6	40.5
16	17,864	39.6	20.9	29.4	16.4	21.9	11.4	44
19	19,263	40.1	22.5	29.8	17.7	18.3	11.7	46.6
22	20,706	42.6	24.2	29.9	18.5	16.2	11.2	49.2
25	22,420	44.7	25.6	31.1	19.8	13.2	10.4	51.7
28	24,165	48.4	27.1	31.1	20.7	11.0	10.0	54.8
29	23,787	47.2	26.4	32.5	19.9	11.0	10.2	55.5
30	25,927	48.9	27.4	32.5	20.5	10.0	9.8	56.3

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査の概況」より作成

図1 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯の世帯数及び構成割合の推移



資料：厚生労働省『国民生活基礎調査の状況』より作成。

## 2. 国によるコミュニティ政策の転換

### (1) 1970年代以降のコミュニティ政策

こうした問題を背景に、近年、集落維持・再生に関する取り組みが盛んになってきており、政府や地方自治体では、コミュニティ政策、地域政策の転換が模索されている。小規模高齢化集落の維持・再生がコミュニティ政策課題になっている。

高度経済成長期、都市化が進み共同体の解体が問題視された。この危機について議論されまとめられたのが国民生活審議会調査部会報告書「コミュニティ—生活の場における人間性の回復—」（1969年）である。経済の高度成長や都市化の進展に伴い従来の地域共同体が崩壊していく中で、この報告書では新しいコミュニティの創造を訴えた。行政による初のコミュニティ問題の提起であり、1970年代以降コミュニティ政策が打ち出されていく。そこでは、従来の町内会・自治会とは異なる、新しい枠組みでのコミュニティ構築が意図されていた。

1971年には「コミュニティ（近隣社会）に関する対策要綱」（「コミュニティ（近隣社会）対策の推進について」）が示され、1983年の「コミュニティ推進地区要綱」（「コミュニティ対策の推進について」）では、小学校区を標準とした新たな「コミュニティ推進地区」を設定した。コミュニティセンターなどハード面の施設整備ではなく、各種コミュニティ活動の活発化を狙ったものであったが、結局それはハコモノ行政の域をでるものではなく、1989年に終了する。

## (2) 1990年代以降のコミュニティ政策

1990年にコミュニティ活動活性化地区設定政策がだされ、地区の自主的な立案による「まちづくり」、文化イベント活動」等の企画・実行を契機としたコミュニティ活動活発化等に関する事項を含むコミュニティ計画策定への期待が示される。

また一方で、町内会・自治会の位置づけを再認識する政策転換がみられた。特に1995年の阪神・淡路大震災を契機に、災害時の救助・支援等で町内会や自治会の役割が見直され、改めて地域コミュニティの重要性が再認識されるようになる。

## (3) 過疎対策の方向転換——「ものによる支援」から「人による支援」へ

都市コミュニティの政策が展開するなか、1960年代から高度経済成長にかけ、都市の過密化の一方で農村の過疎化が進み、地域間格差が拡大していった。格差是正のため、1970年に過疎地域対策緊急措置法が制定され、地域社会基盤が変動し、生活水準及び生産機能

表2 過疎地域対策の経緯

年次	法の名称	主な特色等
1970年	過疎地域対策緊急措置法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会基盤が変動、生活水準及び生産機能の維持が困難な過疎地域に生活環境、産業基盤等の整備に関する総合的かつ計画的な対策を実施</li> <li>・<u>地域格差の是正</u></li> </ul>
1980年	過疎地域振興特別措置法	住民福祉の向上、雇用の増大及び地域格差の是正
1990年	過疎地域活性化特別措置法	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>人口減少に加え人口の少子高齢化が進行</u></li> <li>・活力が低下している過疎地域を活性化するための対策</li> <li>・住民福祉の向上、雇用の増大及び地域格差の是正</li> </ul>
2000年	過疎地域自立促進特別措置法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな自然環境に恵まれた21世紀にふさわしい<u>生活空間としての役割</u></li> <li>・地域産業と地域文化の振興等による<u>個性豊かで自立的な地域社会を構築</u></li> <li>・<u>美しく風格ある国土の形成</u></li> </ul>
2010年	過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・失効期限の6年間延長</li> <li>・過疎地域の要件の追加</li> <li>・過疎対策事業債の<u>ソフト事業への拡充</u></li> <li>・対象施設の追加</li> </ul>

の維持が困難な過疎地域に対する生活環境、産業基盤等の整備を総合的かつ計画的に実施するための対策がとられた。

それ以降、10年ごとに過疎化阻止への対応が図られていったが、過疎地域対策は道路などのインフラ整備が中心で、制定から40年が経っても一向に改善の兆しがみえず過疎化の一途をたどる。

#### **(4) 集落の維持・活性化に関する施策動向**

そうした過疎地域対策の限界が明らかになり、2000年代になるとこれまでの「ものによる支援」から「人による支援」へと明確な方向転換がみられるようになる。その背景には、過疎問題に少子高齢化・人口減少が加わることにより農山村にける小規模高齢化した集落、いわゆる限界集落の問題が顕在化してきたことがある。ここから集落の維持・再生がコミュニティ政策の課題になってくる。住民参加による地域づくり・まちづくり、地域住民組織と行政・NPOとのパートナーシップ確立などが提唱されるようになる。

国の各省による主な事業をあげると、総務省「過疎地域集落再編整備事業(2000～)」、農林水産省「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(2007～)」、総務省「集落対策の推進に対する特別交付税措置(2008～)」、国土交通省「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業(2008～)」などがある。

そうした事業のなかで、総務省の地域活性化事業として、2007年度に「地方再生モデルプロジェクト」の推進が示され、「民間の発意を起点とする取組を後押しする方向への転換の第一歩」として、雇用情勢の厳しい道県を対象に追加支援を緊急かつ総合的に実施するプロジェクトがたちあがる。10月に福田内閣が所信表明演説を行い、11月に「地域活性化統合本部会合」が設置され、省庁を超えて活動できるようになった。2008年1月29日には地方再生のための総合的戦略をとりまとめたものとして、改定「地方再生戦略」がだされた。

2008年度には、「地方の元気再生事業」推進が始まる。専門的人材派遣、社会実験実施などソフト分野を中心に国が集中的に支援するものである。8月1日付で「過疎地域等における集落対策の推進について」が通知され、「集落支援員制度」を自治体に導入するため、支援員を雇用する市町村に特別交付税を配分することを公表した。

### **3. 秋田県における限界集落問題への対策—「あきた型『元気ムラ』再生総合推進事業」プロジェクト**

#### **(1) 秋田県における小規模高齢化集落の維持・再生支援事業**

秋田県において限界集落の問題が注目されるようになったのは、地元紙である秋田魁新報が報じた県内における限界集落の独自調査

による結果公表（2007年）が大きなきっかけとあってよいだろう。県は、2007年11月～12月に農業集落を対象とした「農業集落のコミュニティ機能の実態調査」を行っている（約2,500農業集落のうち125集落を対象、123集落回答）。調査結果は、84集落で戸数が減少、3集落が無人化の可能性があるというものであった。

これを機に、2008年度から「農山村活力向上モデル事業」が行われ、秋田県は2009年度から2カ年計画で、政策課題として総合政策課内に新たなプロジェクト、「あきた型『元気ムラ』再生総合推進事業」プロジェクト事業（通称「元気ムラ」プロジェクト）を立ち上げた。県庁内に設置された特設チーム「活力ある農村集落づくり推進チーム」（通称：元気ムラ支援室）を中心に、集落の活力を再生する事業が展開されるようになる。この取り組みの特徴は、「秋田方式」と呼ばれ、県と市町村とが連携した「高齢化等集落対策協議会」が設置され、元気ムラ支援室の県職員が中心となって個々の集落への支援事業が展開していることである。また地域おこし協力隊等が各地の集落を廻り歴史や文化、地域活動、コミュニティ・ビジネスなど、様々な取り組みを取材し県サイトで詳細に紹介する活動や通信紙の発行、集落同士が互いに交流をもち情報交換や自慢の食文化や活動などを紹介しあう大交流会の開催、地域活動がうまくいかないと悩んでいる集落や町内会のための活動ヒント集の作成、など様々な仕掛けをして続けてきたことが実を結んでいる。これは当該の集落の住民たちだけでなく、全国各地にいる出身者や縁のある人たちがサイトをみることで改めて地域の事に関心を寄せる契機にもなっている。

一般に、県と市町村とは互いに自治を主張し対立するため相互に連携することは難しい。しかし、コミュニティ問題への対応のため、秋田県庁の働きかけにより協力体制を取り始めたのである。衰退する集落への支援が独自ではなかなか取り組めない市町村もある中で、全市町村に対し県が先駆けて働きかけた。

2009年8月以降、県職員と各市町村職員が県内大学3大学関係者の協力を得つつまずは小規模高齢化集落の生活実態調査（集落点検調査）を行い、あわせて地域資源の掘り起こしのための資源調査を行い、集落と企業等各種団体とのマッチング事業とモデル事業を行っている（GBビジネス）。また、一方で、少子高齢化進行により集落機能が困難な集落の自立、活性化を図る県民運動の推進も行ってきており、集落維持や活性化の支援を積極的に求めてくる集落に対しては、相談、座談会、補助金事業、コミュニティ・ビジネスや、県内の集落が交流し情報交換ができる大交流会などのイベントを仕掛けてきた。また特設サイトによる情報発信を頻繁に行い、専門のスタッフが集落を詳細に取材し興味を引く内容となっており、小さ

な集落それぞれが主役となれるような工夫がなされている。

ここでは、国家レベルの地域政策はもとより、2007年の県内メディアによる報道を通じ県内における「限界集落」への認識が高まると同時に、行政による農山村活性化の政策的展開が活発化する経緯がみえてくる。

表2 活力ある農村集落づくり推進チームによる事業展開

年	事業展開
2008年12月24日	庁内関連各課の連携を図り、高齢化等集落に対する施策の検討、市町村の取り組みに対するサポート等をおこなうための「元気集落育成推進会議」設置
2009年度4月1日	「活力ある農村集落づくり推進チーム」設置 高齢化等集落の自立と活性化を促すため、県と市町村は地域や集落の実情に応じた効果的な対策を検討・推進するための「秋田高齢化等集落対策協議会」設置（県と市町村による組織）
2009～2010年度	あきた型「元気ムラ」再生総合推進事業 県と各市町村、大学が連携し支援対策（「秋田方式」と呼ばれる）
2009年8月～	集落点検調査（集落悉皆調査）、資源調査（県内3大学協力）
2010年度～	集落内座談会、WSなどを各地で開催
2011～2015年度	秋田元気村づくり総合推進事業 小規模高齢化集落活性化支援事業 2011年度～ 身にチャレンジ事業 2012年度～ 存続モデル集落活動支援事業
2013年度～	地域コミュニティ自立支援政策研究会 元気ムラ活動における小集落支援活動を都市部も含めた全県域に拡大する方向性を模索
2014年度～2016年度	地域コミュニティ政策推進協議会・地域コミュニティ戦略会議 多様で広域な組織・団体との連携を模索 地域コミュニティ政策として行政役割の再確認

秋田県が目指しているものは、限界集落の悉皆調査から始まり、将来的には集落住民による地域課題の解決ができるような方向性である。

小規模集落の維持・再生には、住民参加による地域活動が求められている。しかし、小規模高齢化し弱体化している集落が自力でコ



コミュニティを再生することは非常に困難であるのが実情である。そうした取り組みには、きっかけとして外部からの支援、特に地方自治体による支援事業が重要である。町内会・自治会等による地域づくりに関する支援事業や、補助金を活用し住民による地域課題解決や交流の場づくりを支援する、全体的な支援が基盤となることによって、集落の維持、再生がしやすくなると考えられる。

地域活動が衰退し自立が困難となりつつあったある集落では、地元行政や地元大学の教員、学生らがサポートすることにより集落の伝統的祭事を復活させることができ、その後も自分たちで様々な活動を展開しようとするようになっていく。また別の集落では、次世代の他出家族との交流の場を設定し、集落の存続について世代間の話し合いを促すサポートを試みている。

## **(2) 事業展開による成果**

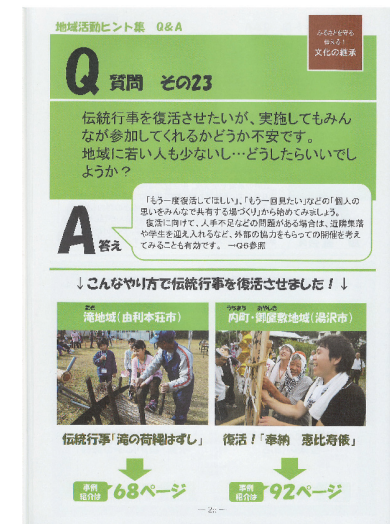
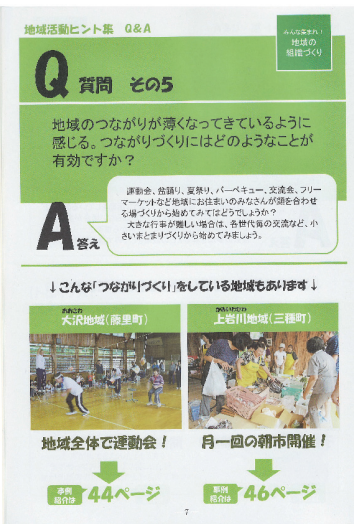
この事業は「元気ムラ支援室」の県職員らによる精力的な活動により、さまざまな事業が取り組まれ展開していった。そうした取り組みは、以下のような相互作用による成果をもたらしている。

- ① 県職員が何度も集落に足を運ぶ一関わりを積極的にもつことを重視している
- ② 県職員が培ってきた集落支援のノウハウは「あきた元気ムラ大交流会」等によって集落と集落を直接結び、また事例を広報して広く紹介することで他の集落の参考になっている
- ③ 集落住民に活動への意欲がみられるようになり、活動が復活する
- ④ 交流会によってコミュニティ、ネットワークが生成されている

こうして、県は市町村と連携することで、各市町村の各集落、また集落間を取り結ぶ役割を果たしているといえる。本来これは市町村が行うべき事業であると県自体も認識しているが、まずはその契機として全県をつなげたことは大きな一歩であったといえる。



資料 1：秋田県高齢化等集落対策協議会「ふるさと秋田の元気ムラづくりガイド」（平成 23 年 3 月） 表紙および本稿対象集落の紹介ページ



資料 2：秋田県地域コミュニティ政策推進協議会「地域活動ヒント集 第一版」（平成 26 年 10 月） 表紙および本稿対象集落を含む具体的実施例の紹介ページ

**あきた元気ムラ大交流会 2015 IN 由利本荘市**

参加無料

平成27年 9月5日(土) 12:00~15:30

場所 由利本荘市 総合体育館

●交流会の内容は裏面をご覧ください。

あきた元気ムラ大交流会2015 参加申込書

市町村名	氏名又は団体名	代表者名	連絡先

参加人数

「地域連携班」	「収入あがり」	「企業や学生と連携」	「参加総数」	「申込締切」
名	名	名	名	8/17(月)

資料 3 : 大交流会の案内

**あきた元気ムラ応援団 募集中!**

～秋田はみんな元気ムラ県民運動～

農作業支援 水路管理 待合品調剤 農産物購入 農業体験 広域芸術鑑賞

協働 交流

農業関係者との交流

あきた元気ムラ応援団のしくみ

あきた元気ムラ応援団のしくみ

あきた元気ムラ応援団のしくみ

資料 4 : 応援団の募集チラシ

**元気ムラ通信 21号**

楽しさを地域につくろう

GB ビジネスコーナー

GB ビジネスは「地産地消」を軸とし、本産品を軸にした取り組みが特徴です。

お知らせ

おらほの地域でこんな活動やっています!

元気ムラ活動に必要な「地域づくり推進報」がスタート!

資料 5 : 元気ムラ支援室「元気ムラ通信」

#### 4. 小規模高齢集落の集落維持・再生の事例—湯沢市内町・御屋敷集落の事例を通して—

前章でみた県の事業による支援を受けた集落のなかで一事例を取り上げ、具体的に集落維持・再生のプロセスをみていきたい。

##### (1) 対象地域の概要

対象集落の位置する湯沢市（旧雄勝町）の院内地区は、江戸初期から明治後期にかけ、院内銀山と呼ばれた日本有数の銀山町として繁栄してきた地域である。羽州街道沿いに秋田藩の南の関所が敷かれ、宿場ができた。特に本章で対象となる集落の辺りは、関所や院内銀山を管理していた大山家（佐竹氏家系）とその家臣たちの家屋敷が建ち並ぶ城下町を形成していた場所である。明治41（1908）年の人口は1万1585人で、明治22（1889）年に上院内村、下院内村、院内銀山町が合併し院内村となり、明治28（1895）年に院内町に改称された。

明治39（1906）年1月に院内銀山で坑内火災が起き大量の死者を出す大惨事が起きて以降、銀山は衰退し、大正9（1920）年に坑内の採掘が中止されると、銀山の衰退とともに銀山町とその周辺の地域の衰退も進み、過疎化が進行していった（佐々木詔男監修『歴史を刻む「銀山と関所」の町 院内』参照2015）。

内町・御屋敷集落のある下院内は江戸期の武家の街並みを残しており、大山家やその家臣の江畑家の住居があった場所である（図 地図参照）。

図1 対象集落周辺の下院内地区



資料：国土地理院地図より引用

## (2) 湯沢市御屋敷集落の調査結果 (2009年8月現在)

秋田県と湯沢市、秋田大学の学生らが協力して行った小規模高齢化集落の聞き取り調査の結果では、御屋敷集落の人口は84人、世帯数33世帯で、高齢化率53.6%であった<sup>(1)</sup>。高齢者世帯割合は54%(18世帯)、そのうち単独高齢者世帯は1/3(6世帯)を占めた。近隣のつきあいは頻繁にある世帯が半数以上ある一方、つきあいはほとんどないという世帯も1/4あり、地域課題として、公共交通の縮小や病院移転に伴い、買い物、通院、冬季の除雪など日常生活の困難、空家の点在などが確認された。住民の聞き取り調査から垣間見られる意識として、秋田県が企図する集落活性化や地域資源の掘り起こし以前に、日常生活に困難がみられ、医療・福祉面での不安が大きい地域と見受けられた。近年の人口・世帯の状況は表3のとおりで、御屋敷集落の高齢化が進んでいる。

表3 現在の集落人口・世帯 (2016年)

集落名	総人口			高齢者人口				世帯 総数	高齢者世帯			
	総数	男	女	総数	男	女	高齢化率 (%)		高齢者等 *	単独 高齢者 世帯	割合 (%)	単独 世帯
内町	51	22	29	22	9	13	43.1	23	18	7	30.4	
御屋敷	62	33	29	36	15	21	58.1	33	24	10	30.3	

資料：「湯沢市行政区別福祉基本情報」より作成。

高齢者等世帯については2015年4月現在。

## (2) 住民による伝統的な祭りの復活にみる集落の変容

2009年に行われた聞き取り調査をきっかけに、御屋敷集落は内町集落とともに、表4のような経緯をたどる。

聞き取り調査を終えたのち、2010年には改めて地域資源調査を行い、それらの調査結果を住民に報告し、あわせてその場で座談会が開かれた。この最初に開催した座談会では、県職員が熱心に「元気なムラづくり」を呼びかけ、支援事業を説明したが、住民たちの反応はなく、行政への不満や要望ばかりが口をついて出てくる状況であった。

表 4 内町・御屋敷集落の支援事業と活動の経緯

2009年8月	県・市・大学とで小規模高齢化集落の実態調査 →買い物・医療・福祉など生活課題が最優先 という雰囲気
2010年6月	県・市・大学生をまじえた地域資源調査、座談会開始 この間、地域資源調査や座談会などを重ねる
2011年5月	Uターン者や女性たちからも意見が出始める 男性たち 廃れていた「えびす俵」祭りの歌 自慢で盛り上がる *秋田県の「ミニチャレンジ事業」活用を検討
2011年7月	職員、学生の草刈り参加
2011年9月	地域住民の手で2集落の祭りを復活させる 大学生たちも積極的に参加
2011年11月	住民同士の交流会を計画 芋の子汁煮会開催
2012年9月	2年目以降も祭を継続 花見や地域の歴史・遺産をめぐるツアー企画
2015年9月	集落内の若い世代も祭りの準備などに協力するようになる 他出家族が帰省し祭りに参加する姿も

しかし、その後も職員らは集落に足を運び、自治会長の話を聞いたり、何度も座談会を開いた。そうしているうちに 2011 年になったが、相変わらず座談会は盛り上がらない。話題も尽きたころ、5月の座談会に、それでは住民の方に自己紹介がてら一言話でもしてもらおうかということになって、その日集まった住民を一人ずつあてて、自己紹介を始めてもらった。

その時である。ある男性が、以前この二つの集落で協力して行っていた地域の伝統的な祭りがあったが、今はなくなってしまったという話をしだし、その祭りのときに歌う祝い唄を高らかに歌い始めたのである。それを聞いた外の高齢男性たちはにわかに活気づき、「オレも歌える」「オレも歌う」と次々に言い出しては歌い始め、一気に場の雰囲気が変わっていった。そうしてにぎやかになったところで、今度は誰もなしに、この集落には面白い店があるとか、あそこの人はこんなことができる人だとか、自然が豊かで住みやすい場所だとか、地域の良さをいろいろと皆が語りだした。

それを学生が急いで書きとめ、ボードにまとめて書き出し、「皆さんの地域にはこんなに自慢できる宝物があります」と紹介し、その日の座談会にはぎやかに締められた（写真1）。住民たちは意気揚々と帰っていった。

日を改めて、市職員や学生たちも交えて、集落の草刈りを手伝い、それが済んだ後に屋外でそのままいくつかの車座になってもらい、間に学生を入れて、自由に話をしてもらった。そこでは住民たちが、進んで楽しい語らいをしてくれるようになっていた。そして県の集落支援事業による補助金を得て、その年の9月には住民たちは伝統的な祭り、恵比寿俵まつりを復活させたのである（写真2, 3）。聞き取り調査開始から、2年の月日が経っていた。祭り当日は県職員、市職員、秋田大学の学生らが参加し、祭りを手伝った。重い俵の担ぎ手として、若い大学生たちがいたことで、祭りが復活できたのである。祭りは「えびす会」という任意の会が主体である。会員になっているのは高齢者世代が中心である。若い世代は入っていない世帯もある。平成16年に鳥居を奉納して、それまですでに廃れてしまっただけで祭りを7年ぶりに復活させたのだが、実はその年だけでまた途絶えてしまった経緯がある。今回はそういう意味で再度の復活である。実質上は復活してから2回目の開催となる。



写真1：ワークショップの様子



写真2：復活した集落の祭の様子



写真3：祭りのクライマックス 神社への俵奉納の様子

### (3) 祭りの復活 6年目にして起きたこと

当初祭りはいつまで続けられるか、もしかしてまた1年で終わってしまうのではないかという危惧もあった。しかし、その後毎年祭りは開かれた。しかし、この9月初旬のえびす俵祭りが復活したのち、途切れることなく続けてきて、6年経った年のことである。祭りは開かれた。しかし祭りのほかに11月に恒例となっていた行事の芋の子汁会に、集落外からの参加者の都合が誰一人つかず、まったく参加できない事態が明らかとなり、集落外の関係者は一時騒然とした。外から来て手伝ってくれる来訪者がいないとなると、住民たちの士気が下がり祭りが盛り上がらないのではないかと危惧したのである。しかし、住民のなかから「そろそろ自分たちだけで静かにやるのもいいよね」という声があがったという。これは、外部からの支援がなくともなんとかなるといふ、集落自立の第一歩とみてよいのではないだろうか。住民たちによる自らのコミュニティへの誇りの回復ともいえるのかもしれない。

### (3) 支援事業による成果—集落住民の変容

この集落への支援は、以下のような住民の意識や行動の変容をもたらした。

①行政、NPO、学生ボランティア、地域おこし協力隊、などよそ者の関わり

行政職員や学生など、外部(よそ者)との連携によるサポートや、住民自らの地域づくり・まちづくりの取り組みにより、集落維持、再生に成果がみられるようになった。近隣集落からの関心もあり、また、「住民同士で自由に意見が言える雰囲気が出てきた」「活動の話をつきかけに夫婦の会話も増えた」といった声もきかれるようになってきている。



## ② 祭りの復活後、さまざまな集落活動を展開

住民は、9月の祭りだけでなく、季節ごとの行事企画（花見・芋煮等）を始めた。また、地域の歴史・文化の探索ツアーを企画したりした。

## ③ 集落の決まりごとの柔軟化

恵比寿俵祭りは、男性の祭りである。女性は裏方に回り、祭り当日は表には出てこない。それを変えようと、女性が参加できる内容を検討しだした。また、ハレの日である祭りには通常不幸があった家は参加できない。しかし人が少なくなっている中、そのようなことを守ってはいは祭りができなくなると、服喪中の家でも参加しやすいように検討して、希望があれば参加できるように決まり事を変えていった。

このように、湯沢市小規模高齢者集落活性化事業に関しては、県職員、市職員、大学生らとの交流により、住民が主体的に行事を復活、WSで生活向上を目指す動きが出てきている。そして連帯・参加のありように変化が出てきている。一方で継承の問題があり、2016年には若い世代への祝い唄、札もちの継承を試みている。

## （４）集落活動が展開してきた要因

集落の住民による活動が活発化してきた要因はいくつか考えられる。

### ① 地域資源の存在と地元愛

この地域には、院内地区の院内銀山という著名な歴史文化資源があり、また羽州街道沿いの宿場町、城下町であった歴史もあり、住民がそれらを再発見、利活用し、共有することが可能であったことは大きい。地域への愛着が強く、住民がそうした地元への意識を共有し、共同できるきっかけになる。地元愛を再認識することで、地域アイデンティティとしてのシティズンシップが改めてはぐくまれてきたこともいえるだろう。

### ② 支援組織の存在

県や市が中間支援団体の機能を果たし、それらによる支援事業をうまく活用し、地域の祭りを復活させることができた。相談できる場や人、補助金の活用で物資を調達し活動に使えるようになったことは祭りの復活に大いに役立った。支援組織が存在したことできっかけをつくれたといえる。

### ③ 住民の主体性・住民自治

行政は支援組織として存在したが、しかしそれに依存するのではなく、祭りの復活は最終的には住民同士で話し合っただけで決定してきている。また、ほかの行事も、自分たちで考えて始めている。自分たちの「必要」は自分たちで検討する合意形成のプロセスが形成されていた。もともと集落の寄り合いの延長線上に話し合いがありそれが功を奏したと言えるが、しかし県からの働きかけがあったことで、より自由闊達に住民たちが自分の意見を出し合う場がつけられていった経緯がみられる。

### ④ 継続性

表4の経緯をみればわかるが、住民の活動は一時的なものではなく、非常に長い時間をかけて少しずつ活動を広げていっている。集落の聞き取り調査による実態把握、座談会開催から住民同士の話し合い、補助事業の活用、そして祭りの復活、新しい活動開始と、次々とアイデアを出し合い、継続させてきた。この継続性は非常に注目すべき点である。一度派手に立ち上がった行事が一度きりで終わってしまうことはよくあることだが、小さくても継続的に途切れなく何か活動をしていること自体が重要である。

### ⑤ よそ者、若者・ばか者の存在 人々の多様性

地域活性化でよく引き合いに出される3要素がそろっていた。よそ者、若者として大学生、また秋田県や湯沢市の地域おこし協力隊等がボランティアとして祭りを手伝ってきたこと、ばか者として世話役、まとめ役を担う人の存在があった。それによって徐々に地元の若い世代・子どもたちが祭を手伝うようになっていった。またUターン移住者の存在があり、異なった視点からの捉え方、意見、情報の提供がみられたことも大きい。

### ⑦ 結節点の存在

集落の世話役の自治会長は、自らの家を開放し住民たちの交流場所、祭りの準備作業場の提供をしている。さらに冬場、こもりがちな高齢者が自然と集まれる場にもなっている。いわば地域の結節点となる場が存在する。

## (5) 課題

この集落の事例は、県の集落維持・再生事業のなかでも、最も成功した事例の一つといえる。すべての集落がこのようにうまくいくわけではないことは注意しなければならない。

この最も成功している集落でさえ、しかし課題はある。日常生活

における課題解決の難しさはその一つである。イベント型の行事は楽しみもあり次々行われるようになってきたが、一方で日常生活における地域課題に対応した活動は、これからというところである。

また、せっかく復活し継続させてきた恵比寿俵祭りであるが、次世代への継承（世代間交流）の難しさが残っている。また行政、地域おこし協力隊、大学生等もいつも手伝ってくれる状態ではなく、綱渡りのところもある。2019年、今年もまた祭りは行われた。しかし、その前に住民たちは話し合いの場を設けていた。そろそろ高齢の世代は継承が厳しくなってきた。次の世代に次いでもらいたい。しかし、次世代からは、継承が難しいという厳しい意見が出された。今後、どうなるかはまだわからない。今の時点では行方を見守るしかないが、また新たなかたちでコミュニティを維持しようとする住民の姿勢も垣間見られた。引き続きそのプロセスを追い、ローカル・コミュニティにおけるシティズンシップのゆくえを考察する手掛かりとしたい。

## おわりに

地域に根差した小集落の伝統的な祭りという文化資源を通し、高齢化し衰退する集落は、これまでの集落のままでは立ちいかなくなる状況であった。そのなかで、外部とのつながりをきっかけに住民活動が活発化していくプロセスをみてきた。そこには消えかかっていた地域の一体感と住民の結びつきが、祭りの復活という活動を通して強まっていく様がみてとれた。今も集落は高齢化が進み人口減少も止まらない。しかし祭りをきっかけに地域コミュニティが再生し、地域住民の新たなシティズンシップが立ち現れたといってもよいであろう。課題でみたように、しかし次世代がいるかといえ、継承は現実的に難しい時期に差しかかってきた。しかし、振り返った時にこの10年という時間の流れは、確実にローカル・コミュニティの変容をみせ、そして新たなシティズンシップをかたちづくった軌跡であるといえるだろう。

## 終章 ローカル・コミュニティにおけるシティズンシップの可能性

### 1. 各事例研究において見いだされたシティズンシップのあり様

グローバル化時代のシティズンシップ論として、ポストナショナル・シティズンシップ論を基軸にしつつ、第2章から第6章にかけ、グローバル化や少子高齢化といった社会変動の影響を受け変容していくローカル・コミュニティにおけるシティズンシップのあり様を示す事例をみてきた。

序章では、ポストナショナル・シティズンシップ論の後の議論の展開として、リベラル・ナショナリズムの台頭から再びナショナル・シティズンシップ論が注目されてきている再評価の動きを捉えた。しかし、かえってポストナショナル・シティズンシップについて改めて再考されうる余地が生じてきたことを論じた。移民や難民の増加に伴う文化的多元性を考えると、「ナショナルな境界を超えるコミュニティをどのように構想しうるのか」(伊豫谷 2013:87)という問いをし続ける姿勢、つまりグローバル時代におけるポストナショナル・シティズンシップの議論はなお必要であるといえる。

一方で、実際の地域社会における社会参加、地域再生、地域づくりといった実践を具体的に考えようとするれば、ローカル・レベルでのコミュニティにおけるシティズンシップ論も必要である。ローカル・コミュニティは、かつての村落としての社会的統合、閉鎖性、排除性を伴うコミュニティとは異なる、多様性や流動性を含みもつものへと変容を遂げつつある。改めて多様性を含みもつメンバーシップのあり方が問われることを示した。

第1章では、マーシャル以降の社会学におけるシティズンシップ論の系譜を改めて整理した。グローバル化以前、国民国家の枠組みを前提としていた時代には、国家内のシティズンシップの平等性を重視し、その平等性を形式的に拡大するような主張が展開されてきた。権利と義務の諸形態に関心をよせる形式的シティズンシップに関する研究であるが、それは成員間の平等性を重要視する点で、国家における資格付与としてのナショナルなシティズンシップの限界をもつ。そのナショナルな枠組みが前提とされているなかでの平等性の希求として、外国人の権利拡大に関するデニズンシップの扱いをめぐる議論など、シティズンシップ拡大の主張がなされてきた傾向がある。

しかし、1980年代後半以降のグローバル化による社会変動が、国民国家の枠組みを前提としていたナショナル・シティズンシップ論の限界を明らかにし、文化的シティズンシップをはじめとしたポスト・ナショナルなシティズンシップ論への展開をもたらした。グローバル化が進展した時代においては、国境を越える移民労働者の急

増や普遍的な人権意識の高揚を背景にナショナル・シティズンシップ論の意義に対して疑義がもたらされる。普遍的なレベルで考えるならば、むしろ人権として考えるべきという議論の下では、シティズンシップの意義は失われかねない議論も出てきた。そして形式的な平等性を重視した権利・義務論、平等性の議論から、文化的差異を前提としその承認を求めるアイデンティティや能動的シティズンシップとしての参加の議論に関心が寄せられ、ポストナショナル・シティズンシップ論へと移行していく。このことを、主にデランティのシティズンシップ論をもとに整理し、グローバル化のなかで様々な変容を余儀なくされるローカル・コミュニティにおけるシティズンシップ論として、参加、アイデンティティの議論が必要であることを論じた。しかし、序章でふれたように、こうしたポストナショナル・シティズンシップ論も盤石とはいえなかった。ポストナショナル・シティズンシップ論を支持するデランティにおいてさえも、「グローバルな市民」という構想を強調するあまり、人々が実際の生活を営むコミュニティとの結びつきを欠いたままの議論になりがちであるといった限界を示しており（Delanty 2000）、ナショナルからポスト・ナショナルな議論へと展開して以降、シティズンシップの議論は停滞したかに思われた。

2000年代に入ると、シティズンシップはこれまでとは異なるナショナル・シティズンシップ論へと向かう方向性がでてきた。グローバル化や個人化が進み、少子高齢化や人口減少により、人々が拠り所としてきた家族や地域といったコミュニティの機能が失われその喪失感が大きくなっている現在において、リベラル・ナショナリズム論といわれる政治哲学的な議論が注目され、新たなシティズンシップへの新たな関心、議論が展開してきている。グローバル化が進み人々が帰属する場としてのコミュニティの喪失感が大きくなっている反動としてかえってコミュニティへの希求が高まり、社会統合の方向性としてリベラル・ナショナリズムが展開してきた。

このように、戦後の社会学におけるシティズンシップ論は、ごく簡単に整理すれば、ナショナル・シティズンシップからポストナショナル・シティズンシップ論へ、そしてまたリベラル・ナショナリズムを基盤としたナショナル・シティズンシップが浮上してきているということになる。本論は、こうしたシティズンシップ論の流れを抑えつつ、新たなナショナル・シティズンシップ論には懐疑できない立場をとりつつ、ポストナショナル・シティズンシップ論における展開の可能性を考察すべく、ローカル・コミュニティにおけるシティズンシップ論を事例を通して示そうとした。第2章から第6章の事例研究がそれである。

第2章では、1990年代の日本のグローバル化、特に国際労働移民

の流入が顕著になってくる時代に、改めて日本における古くからの定住外国人である在日コリアンの存在に焦点を当て、シティズンシップの課題を通して再考した。活発な民族差別撤廃運動の展開をみせ、1980年代以降、国に先駆けて外国人施策を推進してきた川崎市における古くからの定住外国人である在日韓国人の地域運動の経緯を追い、施設設立の過程で町内会組織との対立、葛藤を生む民族関係を捉え、定住外国人の社会的権利とコミュニティを関係させた研究の重要性を示した。ここから、在日韓国人の地域運動から市による定住外国人政策が展開され一定の社会保障が制度上整備されてきた一方で、権利の能動的な行使としてのコミュニティへの主体的参加の回路は現実のコミュニティにおいて、特に町内会組織がコミュニティへの主体的参加の手段として開かれていなかったことを示した。しかし、「ふれあい館」設立過程における桜本地区住民の対立の意味をポジティブに捉えかえすならば、施設設立という共通の課題をめぐり三者の激しい対立や葛藤が表面化したこと自体は、コミュニティに内包する問題へのまなざしを培い、異質性との現実的な出会いを生み、新しい共同性をもつコミュニティ形成の可能性を開く契機ということもでき、ここにシティズンシップのあり方を問う課題がみえてきた。

ちょうど日本社会において移民労働者の増加によりエスニシティ研究が注目されるようになっていた時期と重なるが、筆者はあえてニューカマーではなく長年日本に存在しながら、社会学においてはほとんど注目されずマイナーな存在であった在日韓国人とその多住地域におけるコミュニティ問題を改めて取り上げた。そして依然として差別状況におかれたままであった在日韓国人が、社会的マジョリティである日本人コミュニティの中でいかにしてそのシティズンシップを得るか、特に福祉国家体制におけるシティズンシップとして社会保障や教育を受ける権利をいかにして勝ち取ってきたかを示すプロセスを、川崎市の沿岸部桜本地区を事例に示そうと試みた。

この研究で特に注目したのは定住外国人の社会的シティズンシップであるが、それは社会保障や教育の権利をもつ国民を対象とする点で、外国籍住民は排除されてしまう構造をもつ。このことはグローバル化時代においては大きな矛盾を抱えるものである。そういう意味で、この第2章は、ナショナル・シティズンシップの限界とそれがグローバル化のなかで外国人の社会的シティズンシップの受容拡大という新たなシティズンシップの在り方について再考せざるを得ない状況、過渡期にきていることを示す事例となった。日本社会が共生思想について考えさせられる契機を示したといえる。

第3章では、秋田県羽後町を事例に、農村における外国人妻の社会参加のプロセスを追った。外国人にとって生活の基盤となり社会

的権利として保障されるべき教育、特に日本語教育を中心とした外国人への生活支援と、それによって地域コミュニティにおける相互補完的な社会参加がみいだされる状況を示した。地方小規模自治体では、外国人が少なく外国人住民への対応が遅れていた。しかしそれゆえに、県や市町村の行政の役割は大きく、早急な対応をせまられてきた。そうしたなかで、1995年から県をあげての日本語支援事業、その他日本語指導者の養成講座等が展開され全国でも数少ない日本語教育システムが築かれ、羽後町では、秋田県の支援を受けつつ独自の判断をして地域コミュニティ全体で外国人妻を住民として迎え入れる積極的な意識をもち、地道な体制づくりを続けてきた。日本語能力を認められて職を得る場合、教育と雇用の場の連携により相互に支援しあう関係がつくられ、それをきっかけに地域社会との関係を築いていくことが可能になり、地域コミュニティの新しい創生がなされていく契機を示した。

1980年代から地方農村における後継者不足への対策として自治体が斡旋するかたちで行われるようになった国際結婚による定住外国人、いわゆる外国人妻やその子供たちが、日本語教育の支援を受けることにより、農山村における定住外国人の地域住民との社会関係をつくりだしていく事例をみた。もちろん、こうした農村における国際結婚の背景には、日本人男性と外国人女性、特にアジア人女性との間に深く刻まれているジェンダー構造とエスニックな差別構造、教育による同化問題を無視しては論じられない側面があり、本論ではそこに深く立ち入ることができていない点が課題ではある。しかし、そうした背景、課題がありつつも、日本社会において、日本語を理解し使えるようになることは、母語が異なるものにとって、また定住し生活する者にとって、生きるための重要なスキルとなることは明らかであり、実際のコミュニティにおいて、彼女らが社会参加の場を得てコミュニティに受け入れられるようになってきていることもまた事実である。こうした点から、第3章は、日本語教育により、定住外国人が生活基盤とする地域において社会参加を果たすことが可能になる、ローカル・コミュニティのシティズンシップの可能性を捉える事例となっている。

第4章では、グローバル化や高齢化の影響を受けて衰退する伝統的地場産業集積地である秋田県稲川町の川連漆器産業を事例に、職人集団やその家族、女性たちとの社会関係が従来のタテの関係から水平的な関係へと変容するプロセスを捉えた。川連漆器産業において2000年代以降、従来の川連漆器の伝統的な工芸技術の枠を越えた新しい製品づくりの試みや、技術者間の新しいネットワークがたちづくりられ、これらを通して地場産業展開の活路を見いだそうとする動きがみられるようになっている。こうした社会関係の変容を

通して、地場産業と密接に結びついてきたローカル・コミュニティの再形成プロセスと課題を捉えた。古くからの伝統的な地場産業が続いている地域においては、それが地域コミュニティの基盤構造となっており、産業の動向が地域の生活に深くかかわっている。伝統技術をもつ職人が集落単位で生活と労働を同地域で展開してきた稲川町は、グローバル化、少子高齢化といった現代社会の大きな変化により従来の職人集団をはじめとした関係が変容するプロセスを、同時に地域生活の住民の変容としてとらえることができた。

伝統的地場産業の町における旧来の漆器職人集団がグローバル化、高齢化の影響により地域の基盤であった地場産業の川連漆器が衰退していく中で、これまでなかった異部門の職人同士が連携しあい、また男性中心の職人社会における性別役割のなかで、商品づくりの現場に係ることがなかった女性たちが活動を始めたり、事業所同士の付き合いが希薄であった状況から、新しいネットワークを通じて情報を共有しあったりすることで、新たな社会関係が生まれてきたことを示した。これは、一つは旧来の徒弟制や親方を中心とした閉鎖的なタテ関係で分断されていたコミュニティ内に、これまでにないコミュニティへの参加の在り方が見いだされた例といえるだろう。女性がかかわり、また異部門同士の職人がチームを組むことで、川連漆器の新しい商品開発や情報発信が試みられ、多様な連携をうみだすシティズンシップを生み出したといえる。

第5章では、近世、近代に商人の町として栄えた秋田県増田町を事例に、豪商たちがひそかに建て生活空間として使用していた豪華な内蔵が、時代とともに役立たずになったものの、近年住民によってその価値が再発見されることにより、地域づくりに活用できる地域文化資源へと変容を遂げ、それをきっかけに住民参加の地域づくりが盛んにおこなわれるようになるプロセスをみた。これは地域コミュニティにおける社会関係の変容でもある。この変容は、地域の支配的な社会関係にも影響を及ぼし、住民参加によるまちづくりを展開させる契機になり、コミュニティ参加における対等性、多様性がみられるようになった。かつての支配関係から、対等な関係が構築されることにより、コミュニティへの参画の道筋がつけられた。地域の歴史的支配構造、権力構造においてみられた増田商人層（地主層）と一般住民（小作層）との分断が、時代を経て、富の象徴であった内蔵が、地域の衰退とともに「たなぎもの」として打ち捨てられつつあったものが、近年の地域住民によるまちづくりの活動をきっかけに地域資源として再評価されるプロセスを下敷きに、まちづくりによって広がるコミュニティのシティズンシップを捉えた。行政の支援ではなく、住民自体がNPOを立ち上げ、また元支配層である内蔵の所有者はもとより、町内会、婦人会、中学生からその



他の個人的ボランティアまで、イベントの開催や、観光のまちづくりに多様な住民層がかかわっていることを事例で示した。これは、社会変動とシティズンシップの関係でみれば、地域コミュニティにおけるシティズンシップが付与されるプロセスとしてみることができると示したが、ローカル・シティズンシップの変容、拡大、多様化を示す事例となったといえる。

第6章では、少子高齢化、人口減少が最も進行し単独高齢者世帯、夫婦のみの高齢者世帯が急速に増加している秋田県の集落維持・再生事業の展開を追いつつ、鈴木栄太郎のいう第一社会地区規模の小集落におけるコミュニティの現状と、住民参加による集落維持、再生のプロセスを追った。高齢化し衰退する集落は空き家も多く高齢化が進み集落維持が危ぶまれる状況にあった。しかし秋田県や湯沢市が集落維持・再生事業を通して中間支援組織の機能をもち、大学生や地域おこし協力隊のようなよそ者とのつながりをきっかけに、廃れてしまっていた集落の伝統的な祭りを復活させ、それきっかけに主体的な住民活動が活発化していくプロセスをみてきた。この事例から、集落外のよそ者の存在が、住民に働きかけることで、ローカル・コミュニティに変容をもたらし、シティズンシップの能動的側面の成熟と多様性を産む契機になることが示された。また地域文化資源の存在とそれらへの愛着が、改めて彼らのアイデンティティを強く意識し、シティズンシップの醸成に結びついたといえる。

行政職員、地域おこし協力隊、大学生、新たな移住者といった「よそ者」や、人々の集う場所づくりやリーダー役を買って出る「ばか者」の存在が不可欠であったといえるが、なかでも集落内だけでなく、よそからの人々とのかかわりが、社会関係を変え、またローカル・コミュニティの在り方さえも変えていくプロセスがみえた。ここでは、高齢化し解体しかけていたコミュニティにおけるシティズンシップの再生と、集落を超えた多様な人々との交流によるシティズンシップの変容とがみてとれた。

このように、各事例をみてきたが、これらに通底するのは、シティズンシップの捉え方として、これまでのナショナル、ポストナショナルの抽象的な議論では押え切れていない、ローカル・コミュニティレベルでのシティズンシップのあり様である。地域に根差した住民のローカル空間における、多様性と流動性をもったシティズンシップである。

従来の地域構造（支配、上下、対立などの社会関係）が維持されているうちは、参加型社会としての地域コミュニティの形成はみられない。従来の地域構造がグローバル化や少子高齢化といった社会変動によって崩壊、変容していくなかで、新たな関係性—対等性、多様性、流動性といった社会関係の変容によって参加が、旧来のコ

コミュニティにおいて所与とされてきた地域性を超えて広がりを見せ、それが地域再生や活性化へのきっかけとなっている。そしてそれは新しいローカル・コミュニティにおける新しいシティズンシップの在り方として捉えることができる。

## 2. 本論の意義の再確認と今後の課題

伊豫谷が指摘したように、グローバル化が進展する今日においては、「ローカルな諸課題は不可避免的にグローバルな課題に接続」しており、その「グローバルな課題は、具体的な実践の場としてローカルに展開される」（伊豫谷 2002: 45）。しかし、このようにグローバルとローカルの関連性が常に指摘され取り上げられていながら、シティズンシップ論は一般に抽象論の域をでることはなく、具体的なコミュニティの地域構造分析をふまえたシティズンシップ論は展開していない。このことを、本論では第一に掲げた。そして具体的、実践的レベルでの議論に踏み込むべき段階に踏み込むべきことを指摘した。この点から、本論の特色は、一般に都市空間を想定したシティズンシップ論が多い中、東北地域のなかでも北東北に位置する秋田県のその中でも都市部ではなく山間地、中山間地域のローカル空間を対象に、シティズンシップのあり様を捉えようと試みた点であると考えている。

1990年代、コミュニティといえばまだ都市コミュニティを意味した時代であったが、筆者は定住外国人の増加によるエスニシティ研究や環境社会学における農村研究の新たな展開をみるなかで、今後「農山村における」コミュニティ研究が必要ではないかと考えていた。当時あまり「農村コミュニティ」という表現はみられなかったが、その後、2000年代に入ると、少子高齢化による限界集落問題が東北でも注目されるようになり、集落維持や活性化が重要な地域課題となり、そうした中で農山村においてもコミュニティという言葉が当たり前のよう使用されるようになってきたと感じている。

そのようなこともあり、シティズンシップ研究においても、もやは都市空間を前提としたシティズンシップだけでなく、シティズンシップ研究において都市はもとより地方におけるローカリティを意識した研究も必要であるというスタンスでこの本論を試みた。これが一つの本論におけるシティズンシップ研究の特徴ではないかと考える。

ローカリティに根差すシティズンシップは、本来グローバル化とは相いれない。ローカルな閉ざされた空間が、あるいは固有の文化、アイデンティティが反グローバル的であるからだ。しかし、そうした見解とは相対して、新しいかたちのシティズンシップがローカル空間に生じていることを、本論でみてきた事例が示しているといえ

る。一方でリベラル・ナショナリズムという新たなナショナル・シティズンシップによる社会的統合が求められている。そしてこれまでのナショナルなシティズンシップも、完全に消失し存在意義を失っているわけではない。むしろ強固に存在し続けている。しかし国家の枠組が揺らいでいるのは確かであり、また新しく生まれるコミュニティへの新しい形での帰属が生じてきていることも事実である。そうしたなか、ローカル・コミュニティにおける新しく生じては変化していくシティズンシップを捉えていく議論も成り立つ余地があるのではないだろうか。

本論は、シティズンシップ論の系譜をたどり、近年台頭してきたリベラル・ナショナリズムを超えたところにあるシティズンシップの新しいあり様を、ポストナショナル・シティズンシップに依拠しつつ捉えることを試みた。また、抽象論的議論を超え、具体的、実践的なシティズンシップ論の必要性を説き、ローカル・コミュニティの事例研究を示すことでその展開を試みた。ここでは図らずも、1990年代から2010年代に至る長期にわたる、社会変動により変容を迫られてきたローカル・コミュニティの多様な現状を捉えることにもつながったと考える。

しかし、課題として、では本論で注目する多様なシティズンシップとは何か、あるいはローカル・シティズンシップにおけるシティズンシップといったものがありうるのか、といった問いがだされたときに、それに対して理論的に説明できる内容が十分論じられているとは言い難い。また、1990年代から2010年代までの長いスパンでシティズンシップの変容を捉えようと試みたが、次元の異なるシティズンシップを事例ごとに区別せずに扱ってしまうことで、議論がまとまらない点もみられる。今後の課題としては、現在も継続してきている事例の新しい動向を踏まえたうえで、さらなる理論的探究を充実させていくことが重要であると考えている。すでに1990年代半ばには、斎藤・岩永（1996）が新しい市民権として「都市住民権」を唱えているが、こうした路線を踏襲し、都市住民権よりさらに普遍的な意味で、地域住民権的なシティズンシップの議論を深めていくことが必要ではないかと考える。

## 〔注〕

### 序章

- 1) 樽本は、シティズンシップ論が、シティズンシップ論自体の展開というより移民政策論や政策比較論に矮小化された議論に終始していることを指摘している（樽本 2000）。
- 2) キムリッカは、左派、右派それぞれの主張の方向性として、特に能動的なシティズンシップへの影響に関し次のように指摘している。「左派は、経済的な不平等が能動的シティズンシップをいかにして浸食するのかを探求している。右派は、経済的不平等を軽減することを目的とする福祉国家がいかに市民的徳性を侵食するのかを探求している。フェミニスト、ゲイ、多文化主義者は、ジェンダーやセクシュアリティ、人種に関する伝統的な地位ヒエラルキーがいかに能動的シティズンシップを浸食するのかを探求しており、保守主義者は、女性、ゲイ、マイノリティを支援する政策がいかに市民的徳性を浸食するのかを探求している」（Kymlika 2002=2005:462-463）。
- 3) ナショナル・シティズンシップに関して、特に権利と義務の形式的なシティズンシップ論の限界やデニズンシップの議論については別拙稿において整理しており、本稿では紙幅の関係もあり詳述しない（石沢 1997；2005 参照）。
- 4) ナショナル・シティズンシップ後のシティズンシップ論では、「ポストナショナル・シティズンシップ」、「グローバル・シティズンシップ」、「コスモポリタンなシティズンシップ」など様々な呼称、構想が示されており必ずしも統一されているわけではない。本稿ではそれらを総称するものとして、基本的に「ポストナショナル・シティズンシップ」の表現を用いることとする。
- 5) 一方で、移民や若年層の失業問題などいわゆる新しい貧困の問題がヨーロッパを中心に顕著化し格差問題の広がりを背景に、グローバル化の影の部分である社会的排除、そして社会的包摂の議論も関心をもたれるようになってくる時代でもある。
- 6) キムリッカは、シティズンシップへの関心に火がついた理由を、世界で起きている多くの政治的事象や傾向によるものとし、「合衆国における有権者の無関心の広がりや長期にわたる福祉への依存、東欧におけるナショナリズム運動の再燃、西欧における多文化化・多人種化によって生み出された緊張、サッチャー政権下のイギリスにおける福祉国家に対する反動、市民の自発的な協力に依拠した環境政策の失敗、グローバル化への不満、国家単位の主権の喪失感」などをあげている（Kymlika 2002=2005:414）

## 第 1 章

- 1) デランティによれば (Delanty 2000=2004:29)、デュルケムがその契機を示したとしている。マーシャル以前の社会学と社会政策内部の古い議論では、劇的な社会変動に関して規範的な議論がなされてきた。
- 2) マーシャルの批判については、主に伊藤周平 (1996)、B.S.ターナー (1990) を参照している。
- 3) 統計的資料を示している文献として、例えば、宮島喬 (1986:117-118 表 1,2) を参照のこと。
- 4) 上野千鶴子は、「人権宣言 (les droits de l'homme et du citoyen)」が文字どおり「男性」と「市民」の権利にほかならないことを指摘しており (上野千鶴子,1996:13)、また、J.クリステヴァは、「人権宣言における『人間』は、『国民』と同一視された上で、『市民』と区別されているとしている (Kristeva,J.,1988=1990:184-191)。このことは、男性ではない、市民ではない、そして国民ではない人間を、人間とみなさない前提を暗示する。
- 5) 伊藤るりは、ブルベーカーの議論から定住外国人のシティズンシップ問題を 3 点にまとめているが、そのなかで、国民国家の下でのシティズンシップは、個人と国家の固定的な関係を前提としており、国家間移動の激しい時代における人間の諸権利の保証を、単一国籍の原則が阻害しているという事実への着目の重要性を主張している (伊藤 1991:90)。
- 6) たとえば、ロッシュ (Roche) の研究論文は、Feminism and Citizenship, Ecology and Citizenship, Work and Citizenship, Historicality and Citizenship … といったテーマで続いていく。伊藤周平も福祉国家論からエスニシティ、高齢者福祉へ、ターナーも高齢者 (Turner 1989) からリプロダクティブ (Turner 2001) まで対象を変えて議論している経緯がみられる。
- 7) それは、ターナーの議論の誤りというよりはむしろターナーの主張する社会階級や国内外の境界を越えたシティズンシップの議論であわせて主張されている社会運動や参加の議論の重要性 (Turner1986) を見据えることなく、ナショナルな枠組みのなかの議論に終始した結果であり、ターナーの議論の誤用から生じた混乱といえるものだろう。
- 8) 移民のシティズンシップをめぐる議論は、他にも Hammar,T.,1990,*Democracy and the Nation-state*, Layton-Henry,Z., 1990,*The Political Rights of Migrants Workers in Western Europe*, Parekh,B.,1991"British Citizenship and Cultural Difference", in Andrews,G.(ed.),*Citizenship* などがあげられる。
- 9) ブルベーカーに対し、伊藤るりが社会的・経済的権利の議論の不十分さを批判している (伊藤るり「書評 W.R.Brubaker, *Immigration and the*

*Politics of Citizenship in Europe and North America*,1989」『国際政治学』第7号,Nov.,1990)。また拙稿：石沢真貴 1997「エスニシティとシティズンシップ」『東北大学教育学部研究年報』第45集も参照。

- 10) ターナーやソイザルは *personhood* (「人格的個性」) という表現をもちいて議論している。
- 11) たとえばターナー (Turner 2001) は、ナショナル・シティズンシップの侵食については、マーシャルの議論した三要素が、グローバルな権利、いわゆる環境や土着の文化的権利によって議論されてきているとする。
- 12) 吉原直樹は、コミュニティ復権の考察において、「伸縮自在な縁」が「多種多様な人々の活動の場の総体を包含するものである」として、可変的なコミュニティのありようを示している (吉原 2000)。

## 第2章

- 1) シティズンシップ (*citizenship*) の社会学的研究の先駆者マーシャルによれば、シティズンシップとは、「コミュニティの完全な成員に与えられる地位」であり、この地位身分をもっている「すべての人々が、その地位が付与する権利と義務において平等であるという平等主義的性格をもつ (Marshall 1963)。
- 2) 移民のシティズンシップをめぐる議論は他にも Hammar1990, Layton-Henry1990, Parekh1991 などがあげられる。
- 3) ブルベイカーに対し、伊藤るりが社会的・経済的権利の議論の不十分さを批判している (伊藤 1990)。石沢 1997 も参照。
- 4) 例えば清野正義,1993,「人権と市民権の新しい領域」、中野秀一郎,1993,「エスニシティの社会学に向けて」(『エスニシティの社会学』世界思想社)などはシティズンシップを日本の定住外国人問題研究の視角として提言するが、具体的な議論にはなっていない。駒井洋,1994,「段階的市民権を提唱するー在日イラン人への調査をふまえてー」(『世界』596)は具体的な事例をもとにしているが、シティズンシップを定住の程度に応じ段階的に外国人にも認めていくべきという提言にとどまる。姜尚中,1996,「内的国境とラディカル・民族主義」(『思想』867)は民主主義との関係で在日韓国・朝鮮人のシティズンシップをとりあげるが、具体的な権利内容の議論ではない。具体的な問題の議論としては、徐龍達,1996,『共生社会への地方参政権』(日本評論)、近藤敦,1996,『外国人参政権と国籍』(明石書店 1996) などがあるが、参政権を主とした政治的権利の議論に限定されている。これに対し宮島喬,1993,『外国人労働者と日本社会』(明石書店)、梶田孝道,1994,『外国人労働者と日本』(日本放送出版協会)らは社会的権利についても言及するものの、ニューカマーの問題が中心になっている。李光一,1995,「デニズンと国民国家」(『思想』854)は、社会的権利および政治的権利へのアクセスがど

れほど保障されているかを欧州の事例で分析し、また伊藤周平（1996）は社会的権利への言及で日本における社会福祉サービスのアクセス問題を指摘しているものの、両者とも日本における定住外国人の問題としては、具体的な議論に至っていない。

- 5) 在日韓国・朝鮮人多住地域の研究で、コミュニティの民族関係を捉えているものは、他に原尻英樹,1989,『在日朝鮮人の生活世界』弘文堂があげられる。それ以外は小川伸彦・寺岡伸吾,1993,「マイノリティ組織のエスニシティー在日光山金氏親族会調査よりー」『社会学評論』44-2、文貞実,1994,「『在日』コミュニティの可能性」奥田道大・広田康生・田島淳子『外国人居住者と日本の地域社会』（明石書店）などにみるように、民族集団内組織の分析が主となっている。
- 6) より詳細な教育運動の経緯については高橋・石沢・内藤（1996）を参照。
- 7) 桜本地区の小、中学校では、地域性から特に在日韓国・朝鮮人を主とした「人権尊重教育」が実践されている。市教育委員会の指定を受け、1984~89年の委嘱研究を経て、1990年から「一人一人が互いに話し合い、温かな人間関係の中で、あらゆる差別を許さない人間を育成する」という目的をもって推進されている。
- 8) 事業内容として、識字学級、ハングル講座、チャンゴ講座、人権啓発活動、学童保育、サークル、学習活動の拠点となっている。
- 9) 聞き取り調査より。以下特に注のない引用文は聞き取り調査より引用。
- 10) 「ふれあい館」設立をめぐる過程については高橋・石沢・内藤,1996,第3章をもとに一部修正整理。
- 11) 高橋・内藤・石沢 1996 参照。調査は川崎市立桜本中学校全校生徒の父母を対象に、1996年2月上旬から中旬にかけ、調査票を当中学校に発送し、生徒を通じその両親に依頼、学校で一括し返送してもらった。回収票 438 票、うち有効票 419 票、有効回収率は 71.0%（1995年9月時点の全校生徒数 295名より算出）である。

### 第3章

- 1) 1990年以降、秋田県において海外生活体験のある日本人主婦層を中心に日本語ボランティアが結成され、全県で支援活動が行われてきた経緯があるが、本稿では外国人妻の社会参加に力点をおいた論考であるため、この日本人によるボランティア活動の経緯等については特に触れない。これについては小林健一（1995）に詳しいので参照されたい。
- 2) 移民労働者の定住化については、梶田孝道 1993などを参照。
- 3) 欧州における移民増加は各地で暴動が起きるなど文化的摩擦が非常に大きな社会問題であり、多文化教育については批判的議論もある。多文化教育は概して、そもそも産業社会下で発展してきたもので、同化主義に対立し、少数民族、女性、障害者といった社会的マイノリティに配慮す

る多文化主義を基本とするものである。それはいわば人間の尊厳、平等、自由のための西洋的理想によって導かれ、住宅、公共施設などの差別をなくすために生じた 1960 年代アメリカ公民権運動から展開したとされる。多文化教育は現在多様な地域、国家において行われているが、その意味をめぐる混乱や政治的、文化的に複雑な問題を抱えている。バンクス, J. A. は、「民主主義社会に全面的に参加するためには、他の生徒と同じように、他者を理解し、急速に変化する多様な世界で成功するために、多文化教育によって与えられるスキルを必要としている」として、西洋伝統主義者と多文化主義者の論争は多元的な民主主義の伝統と本来的にはうまく一致するという。しかし、レイシズムやセグリゲーションで、地域的リーダーの他地域への移住により喪失、また実質的な教育政策の議論、実践の希薄さがあり、それが更なる議論への誤解を招いてきたとする（バンクス 1996：14-15）。また佐久間孝正は、多文化主義教育とは、「もともと矛盾の産物でもある」「各民族固有の文化や宗教は、経済の単一システムに対する反システム運動の典型」と指摘する。また「国民国家が相対化され、国境が以前ほどの意味をもちえなくなり、国籍をことにした多くの民族が共存しながらも、依然として特定の国民国家を前提とした教育のあり方なのである。すなわち経済的には、単一のシステムとなりながらも文化的には単一のシステムとはなりえない時代の国家存続の手段なのである。となると多文化主義教育とは、国民国家が経済的には過去のものとなった時代の文化に名を借りた国民国家の維持装置といってもよい。」（佐久間 1996：57）

- 4) 日本における在日韓国・朝鮮人の多文化教育については、中島智子 1985、1996、佐久間孝正 1996 などに詳しい。日本における在日研究の扱われ方については、198 年代後半以降の日本におけるエスニシティ研究の興隆によって改めて再考されてくる経緯があり、質的転換がみられる。これについては石沢 1998 を参照のこと。
- 5) 川崎市は在日韓国・朝鮮人の多住地域であり、また外国人施策においても市政の重要課題として位置づけ、早くから先駆的な動きをみせてきた都市である。この川崎市の南部に位置し、戦時中の強制連行により来住した韓国・朝鮮人が定住化し、多住地域を形成してきた地域がある。紙幅の関係もあり本稿では扱わないが（注 多住地域形成の経緯や概況について、そして地域教育運動、「ふれあい館」設立をめぐる一連の運動プロセスの詳細は、高橋満・石沢真貴・内藤隆史（1996）を参照のこと。「川崎市市民代表者会議」に関しては梶田孝道（1996）、樋口直人（2000）、山田貴夫（2000）を参照のこと。
- 6) 佐久間孝正は、「多文化」化による日本語教育の重要性の一方で、子供たちの母国語教育が不十分なインドシナ系難民、日系南米人などはむしろ母国語教育が重要であり、出身地や滞在歴といった背景によって、異なる教育の課題があることを指摘している（佐久間 2000：96）。



- 7) ユネスコの動向については佐藤（1998）参照。
- 8) たとえば、日本社会教育学会は『日本の社会教育』で日本語教育の事例研究に関して特集を組んでいる。
- 9) 秋田県学術国際部 2005、および『在留外国人統計（平成7年版、17年版）』参照。
- 10) 秋田さきがけ 2001年2月19日付「在住外国人 秋田の生活快適に」、同 2002年2月23日付「時点視点 指導者足りません」参照。秋田県内の市町村については、平成の市町村合併以前の状況で記している。
- 11) 2003年に行なった秋田県教育委員会での聞きとり調査より
- 12) 秋田県労働政策課「緊急雇用創出特別基金事業」資料一覧、および朝日新聞 2003年5月14日付参照。
- 13) 羽後町役場ホームページ参照。  
(<http://www.yutopia.or.jp/~ugo/tpo/top.htm>)
- 14) 秋田県羽後町（2003a）および秋田県（2006）参照。
- 15) 羽後町「事務報告書」参照
- 16) 秋田県学術国際部『国際化の現状』（平成17年度）参照。
- 17) 羽後町町民課「平成15年 交流定住担当事業計画」、および産経新聞 2003年5月9日付参照。
- 18) 羽後町における聞きとり、および産経新聞 2003年5月9日付「教室が町にやって来た～アジア人妻のいま～⑥」も参照。なお、羽後町における聞きとりの内容は、主に2003年9月から10月にかけて9人の外国人妻および中学校教員、生徒、その他羽後町関係者を対象とした現地調査によるものである。外国人妻の出身地国は中国、フィリピンで、中国の外国人妻は中国東北部の朝鮮民族出身が多い。
- 19) 羽後町の日本語教育講座の紹介に関しては長谷山洋文（2001）も参照のこと。
- 20) 秋田県「美の国あきたネット」参照。  
(<http://www.pref.akita.lg.jp/icity/browser?ActionCode=genlist&GenreID=1000000000416>)
- 21) 羽後町町民課資料「平成15年交流定住担当事業計画」参照。は日本で出生したこどもを指している。この「国際結婚の子供」および「外国籍の子供」という表現は、当資料の表記にならってそのまま使用した。
- 22) 聞きとりより
- 23) 聞きとり内容の表記については筆者が部分的に日本語に訳しているところがある。
- 24) ( ) は筆者による内容の補足。
- 25) 秋田県全域において県、市町村レベルの対応が羽後町のようにうまくいっているわけではない。たとえば秋田市が位置する県中央部では外国人支援に関する養成講座や活動が集中しており、一方地方においては支援の担い手が不足している。指導者不足、あるいは指導力不足の問題は

依然として深刻であり、人材の、質量ともにアンバランスな問題が生じている。また日本語教室が県から市町村に運営委譲されても、自治体によって日本語教室を運営できないところもある。市町村合併後の動向によっても日本語教室等のあり方は大きく影響を受ける可能性がある。

- 26) 川崎市の1980年代に展開された在日韓国・朝鮮人の教育運動の歴史をみても、まさに保育、学校教育と、成長する子どもたちの成長に伴い生じてくる様々な教育問題が、地域コミュニティにおける外国人たちの社会参加のあり方を変えてきた経緯がみてとれる。この経緯については高橋満・石沢真貴・内藤隆史1996、石沢真貴1998を参照のこと。

#### 第4章

- 1) 秋田県漆器工業協同組合による2000年、2002年の資料が『広報いなかかわ』（平成15年8月号No.800）に記載されているが、表1による従業員数のデータと著しい差異がみられるなど、同等の資料としては扱えないと判断し、本稿本文中には記載しなかった。参考までに2000年の生産高は1億3千400万円、2002年は1億3千500万円とされている。
- 2) 表1と別資料であるため事業所数が異なっているが、部門別の内訳が確認できるため参照した。
- 3) 川連漆器産業関係の事業所は零細企業が多く、産地内で細かな分業体制がとられている。製品の企画や発注、販売を手がけるのが製造卸部門の事業者であるが、彼らは同時に本塗りの工程に携わる技術者でもある場合が多く、実質上彼らの動向が川連漆器業界の方向性に大きく影響するといえる。
- 4) 毎年10月中旬に開催される漆器の販売会。会場内には職人による製造実演コーナーや稲庭うどんが食べられるコーナーなどもある。普段より割安な漆器を求め遠方からの客も多く賑わいをみせる。
- 5) 『広報いなかかわ』平成15年8月号No.800 p.12、および聞き取り調査より。

#### 第5章

- 1) 17世紀に院内峠を開いて羽州街道が整備され、その後に領内支配と産業開発のため、重要な町村を結ぶ脇街道がつくられた。古くから交通の要衝となっていた増田町には二つの脇街道がつくられた。一つは湯沢町から増田を経て小安村（旧皆瀬村）に至る、仙台領温湯村（旧栗原郡花山村）に通じる小安街道と、もう一つは増田から田子内村・岩井川村（東成瀬村）を通り仙台領下嵐江（おろせ）村（胆沢郡胆沢村）に通じる手倉街道である。仙台藩との交易に江戸期から使われてきた。
- 2) 増田町の地主は、寄生地主・不在地主のタイプといえるが、古くから代々住んでいたわけではなく、台帳を調べると、商人が財を成して、土地所有の変化で町場に移りすむ「商人地主」といわれるタイプである。流地

や町人請負新田の開発で土地集積し財を成した町方の商人が地主となっている。村内で財を成す在郷商人（在方商人）ともまた異なる。

- 3) 江戸末期から昭和初期に樹齢数百年のケヤキや杉を使用して造られた蔵。商人地主が贅を競って建てたものであり、本屋、漆器蔵、米蔵、味噌蔵、座敷蔵など用途は各家によって様々。鞘と呼ばれる外囲いで覆われていて、外部からはその存在が分からない。また、冠婚葬祭などを行うプライベートな空間であり、内蔵は他人には決して見せてはいけないという意識が根付いている。
- 4) 参考までに、増田町の中心部の増田地区内における主要な寺社である月山神社の氏子や満福寺の檀家層、民間信仰をあつめる「ころり地蔵」等の祭事の際の役割に明確な相違がみてとれるという。周辺集落が祭りの囃子を担う機能を果たしたり、神輿が練り歩くエリアから一部の集落が除外されていたりと、階層格差が地理的に布石されている（高橋舞 2011）。
- 5) 市町村が条例で定めた伝統的建造物群保存地区のうち、国がとくに価値が高いと認め、文化財保護法に基づき選定した地区である。文化庁によると 2011 年（平成 23 年）月現在、日本全国で 88 地区が選定されている。（増田町が重要伝統的建造物群保存地区に選定されれば県内で 2 番目の選定となる）
- 6) 一民間組織の NPO 主催のイベントに行政がボランティア活動することはできないため、便宜上、主催は蔵の日実行委員会として、区別しているが、実質上構成員はほとんど重なっている。

## 第 6 章

- 1) 地域のまとまりとしては内町集落と御屋敷集落を合わせて笈形町という区域になっているが、調査時点では御屋敷集落だけが対象となった。

## [ 引用参考文献 ]

はじめに

- 伊豫谷登士翁,2002,『グローバリゼーションとは何か』平凡社  
岩永真治 2005「<ローカル>の再審」地域社会学会年報 第17集  
Urry,J.,2000a,*Sociology beyond Societies: Mobilities for the  
twenty-first century*, Routledge. [=吉原直樹監訳,2006,『社会を超  
える社会学—移動・環境・シチズンシップ』法政大学出版会]  
———,2000b,“Global flows and global citizenship”, In Engin F Isin  
ed.,*Democracy, citizenship and Global city*, Routledge.

序章

- 安達智,2012,「リベラルな多文化主義における文化とアイデンティティ—  
再帰性、エージェンシー・モデル、自律性—」『社会学評論』250  
安達智史,2013,『リベラル・ナショナリズムと多文化主義 イギリスの社会  
統合とムスリム』勁草書房  
Alcock,P.,1989,“Why citizenship and welfare rights offer new welfare in  
Britain”, *Critical Policy*, No26.  
Barbalet,1988, *Citizenship*, Open University Press.  
Bowden,B.,2003,“The Perils of Global Citizenship”, *Citizenship Studies*  
,vol. 7.  
Brubaker,R., 1992, *Citizenship and Nationhood in France and Germany*,  
Harvard University Press,Cambridge.[=佐藤成基・佐々木てる監訳,  
2005,『フランスとドイツの国籍とネーション—国籍形成の比較歴史社  
会学』明石書店]  
Delanty, G., 2000, *Citizenship in a Global age*, Open University Press.  
[=佐藤康行訳,2004,『グローバル時代のシチズンシップ』日本経  
済評論社]  
Giddens,A., 1985, *The Nation-State and Violence*, Polity Press. [=松尾  
精文・小幡正敏訳,1999,『国民国家と暴力』而立書房]  
Glennerster,H.,1983,“Toward a Larger Concept of Citizenship”, in  
Glennerster,H.(ed.),*The Future of Welfare State*, Heineman.  
Heater,D.,1990,*Citizenship:The Civic Ideal in World History, Politics  
and Education*, Longman.  
Heater,D., 1999,*What is Citizenship*, Polity Press [=田中俊郎・関根  
政美訳,2002,『市民権とは何か』岩波書店]  
Hall,S.&Held,D.,1989,“Citizens and Citizenship”,in Hall,S. and  
Jacques(eds.), *New Times*, Lawrence and Wishart.  
石沢真貴,1997,「エスニシティとシチズンシップ—国民国家変容にみるシ  
チズンシップ理論の考察—」『東北大学教育学部研究年報』第45集

- , 2005, 「グローバル時代におけるシティズンシップ—ポストナショナルなシティズンシップとローカリティの関係の構築に向けて—」『秋田大学教育文化学部研究紀要 人文科学・社会科学』第 60 号
- 稲田恭明, 2002, 「ポストナショナル・シティズンシップの可能性—市民権は国民国家を超えるか? G・デランティ『グローバル時代のシティズンシップ』に寄せて」『法哲学年報』2001 巻
- , 2007, 「コスモポリタン・シティズンシップの射程と限界」『法哲学年報』2006 巻
- 岩永真治, 2005, 「<ローカル>の再審」『地域社会学会年報』第 17 集
- 伊豫谷登士翁, 2013, 「豊かさを共有できた時代の終焉」, 伊豫谷登士翁・齋藤純一・吉原直樹, 2013, 『コミュニティを再考する』平凡社
- Jordan, B., 1989, *The Common Good: Citizenship, Morality, and Self-Interest*, Blackwell.
- 木前利秋・亀山俊朗・時安邦治, 2011, 『変容するシティズンシップ—境界をめぐる政治』白澤舎
- King, D.S., 1987, *The New Right: Politics, Markets and Citizenship*, Macmillan.
- Kymlika, W., 2001, *Politics in the Vernacular: Nationalism, Multiculturalism and Citizenship*, Oxford University Press.
- , 2002, *Contemporary Political Philosophy: An Introduction, Second Edition*, Oxford University Press. [= 千葉眞・岡崎晴輝訳, 2005, 『新版 現代政治理論』日本経済評論社]
- Lister, R., 1990, “Woman, economic dependency and citizenship”, *Journal of Social Policy*, 19(4).
- Marshall, T.H., 1963, *Sociology at the Crossroads and other essays*, Heinemann.
- Miller, D., 2000, *Citizenship and National Identity*, Polity Press
- Moor, R. 1992, “Preface”, in Marshall, T.H. and Bottomore, T., *Citizenship and Social Classes*, Pluto Press.
- Mouffe, C., 2001, “Globalization and Democratic Citizenship” [= 石田雅樹訳, 2001, 「グローバル化と民主主義的シティズンシップ」『思想』No.924 岩波書店]
- Plant, R., 1988, *Citizenship, Rights and Socialism*, Fabian Society.
- Roche, M., 1992, *Rethinking Citizenship*, Polity Press.
- 齋藤純一, 「コミュニティ再生の両義性—その政治的文脈」, 伊豫谷登士翁・齋藤純一・吉原直樹, 2013, 『コミュニティを再考する』平凡社
- Soysal, Y.N., 1994, *Limits of Citizenship: Migrants and postnational Membership in Europe*, University of Chicago.
- 樽本英樹, 2000, 「社会学的市民権論の性能と課題—比較移民政策論と戦後英

国の経験から一」関東社会学会『年報社会学論集』13

- Tamir, Y., 1993, *Liberal Nationalism*, Princeton University Press. [= 押村高・森分大輔・高橋愛子・森達也訳, 2006, 『リベラルなナショナリズムとは』夏目書房]
- Turner, B. S., 1986, *Citizenship and Capitalism*, Allen and Unwin.
- , 1993, “Contemporary Problems in the Theory of Citizenship”, in Turner, B.S.(ed.), *Citizenship and Social Theory*, Sage.
- , 2001, “The Erosion of Citizenship”, *British Journal of Sociology*, vol.52.no.2.
- Urry, J., 2000a, *Sociology beyond Societies : Mobilities for the Twenty-First Century*, Routledge.
- , 2000b, “Global flows and global citizenship”, In Isin, E.F., (ed.), *Democracy, citizenship and Global city*, Routledge.
- Van Gunsteren, Herman, 1978, “Notes towards a Theory of Citizenship”, in Birnbaum, P. et al (eds), *Democracy, Consensus and Social Contract*, Sage.
- 吉原直樹, 2011, 『コミュニティ・スタディーズ』作品社
- , 2013, 「ポスト3・11の地層からいまコミュニティを問うことの意味」, 伊豫谷登士翁・齋藤純一・吉原直樹, 2013, 『コミュニティを再考する』平凡社
- Walzer, M., 1996, “Spheres of Affection”, Nussbaum, M.C. and Cohen, J., *For Love of Country*, Beacon Press. [= 辰巳伸智・能川元一訳, 2000, 「愛情の圏域」『国を愛するということ—愛国主義の限界をめぐる論争』, 人文書院]

## 第1章

- Anderson, B., 1983, *Imagined Communities : Reflections on the Origin and Spread of Nationalism, Verso*. [= 白石隆・白石さや訳, 1987, 『想像のコミュニティー—ナショナリズムの起源と流行—』, リプロポート]
- Bauböck, R., 2007, *Stakeholder Citizenship*, Amsterdam University Press.
- Bauman, Z., 1993, *Postmodern Ethics*, Routledge. [= 中島道男訳, 2009, 「社会理論の射程—ポストモダニティと倫理—」青弓社]
- Bolaria, B.S., 1995, “Foreign Professional Labor: Opportunities and Constraints”, in Wotherspoon, T., & Jungbluth, P.(eds.), *Multicultural Education in a Changing Global Economy : Canada and the Netherlands*, Waxmann Verlag.
- Bottomore, T., 1992 “Citizenship and Social Class, Forty Years On”, in Brubaker, W.R.(ed.), 1989, *Immigration and the Politics of Citizenship in Europe and North America*, University Press of

- America.
- Brubaker, W.R., 1989a, "Introduction", in Brubaker, W.R.(ed.), op.cit.
- , 1989b, "Membership without Citizenship :  
The Economic and Social Rights of Noncitizens, in  
Brubaker, W.R.(ed.) , op.cit.
- , 1992, *Citizenship and Nationhood in France and Germany*,  
Harvard University Press.
- 分田 順子, 1993, 「国籍と市民権—イギリスにおけるアイルランド国民の参政  
権に関する議論を中心に—」『福岡教育大学紀要』第 42 号 第 2 分冊
- Carens, J.H., 1989, "Membership and Morality : Admission to Citizenship  
in Liberal Democratic States" , in Brubaker, W.R(ed.), op.cit.
- Delanty, G., 2000, *Citizenship in a Global Age: society, culture, politics*,  
Open University Press. [= 佐藤康行訳, 2004, 『グローバル時代のシテ  
ィズンシップ』日本経済評論社]
- 江成幸, 1994, 「市民権とメキシコ系移民」『社会学評論』第 45 卷 1 号
- Freeman, G.P., 1986, "Migration and the Political Economy of the Welfare  
State" , *Annals of the Political and social science*, vol.485.
- 福岡安則, 1993, 『在日韓国・朝鮮人』中央公論社
- Giddens, A., 1973, *The Class Structure of the Advanced Societies*  
, Hutchinson. [= 市川統洋訳, 1977, 『先進社会の階級構造』みすず書房]
- Giddens, A., 1982, *Profieles and Critiques in Social Theory*, Macmillan.
- Giddens, A., 1985, *The Nation-state and Violence*, Polity Press. [= 松尾精  
文・小幡正敏訳, 1999, 『国民国家と暴力』而立書房]
- Habermas, J., 1992, "Citizenship and National Identity: Some Reflections  
on the Future of Europe" , *Praxis International*, Vol.12, No.1. [= 住  
野由紀子訳, 1996, 「シティズンシップと国民的アイデンティティ—ヨー  
ロッパの将来について考える—」, 『思想』, No.867]
- Habermas, 1998, *Inclusion of the Other : Studies in Political Theory*,  
MIT Press.
- Hammar, T., 1989 , "State, Nation, and Dual Citizenship" , in  
Brubaker, W.R.(ed.), op.cit.
- Hammar, T., 1990 , *Democracy and the Nation State: Aliens, Denizens and  
Citizens in a World International Migration*, Avebury. [= 近藤敦  
訳, 1999, 『永住市民（デニズン）と国民国家：定住外国人の政治参加』  
明石書店]
- Hall, S. and Held, D., 1989, "Citizen and Citizenship" , in Hall, S. and  
Jacques, M(eds)., *New Times*, Lawrence and Wishart.
- Held, D., 1995, *Democracy and the Global Order: From the Modern State  
to Cosmopolitan Governance*, Polity. [= 佐々木寛訳, 2002, 『デモク  
ラシーと世界秩序：地球市民の政治学』N T T 出版]

- 広渡清吾,1990,「外国人『統合』政策を襲う大きな揺らぎ」『日本が多民族国家になる日』別冊宝島 106
- 今田克司,1995,「1990年代米国の公民権問題を考える② 都市再生・エンパワーメントにむけて」,『部落解放』,p.387
- 石川一雄,1994,『エスノナショナリズムと政治統合』有信堂
- 石沢真貴,1997,「エスニシティとシティズンシップ—国民国家変容にみるシティズンシップ理論の考察—」『東北大学教育学部研究年報』第45集
- 伊藤周平,1996,『福祉国家と市民権』法政大学出版局
- 伊藤周平,1992,「福祉国家の政治社会学序説—T.H.マーシャルの市民権理論を手掛かりとして—」『社会学評論』第42巻4号(168)
- 伊藤るり,1990,「書評 W.R.Brubaker, 1989, *Immigration and the Politics of Citizenship in Europe and North America*, Univesity Press of America. [=伊藤るり,1990「定住外国人と市民権—欧米6カ国の比較研究—」,『国際政治学』第7号,Nov.]
- 伊藤るり,1991,「<新しい市民権>と市民社会の変容」,宮島喬・梶田孝道編,1991,『統合と分化のなかのヨーロッパ』有信堂,
- 伊豫谷登士翁・梶田孝道編,1992,『外国人労働者論—現状から理論へ—』弘文堂
- 徐龍達,1996,『共生社会への地方参政権』日本評論社
- 梶田孝道,1988,『エスニシティと社会変動』有信堂高文社
- 梶田孝道,1993,『新しい民族問題』中央公論社
- 梶田孝道,1994,『外国人労働者と日本』日本放送出版協会
- 姜尚中,1996,「内的国境とラディカル・民主主義—『在日』の視点から—」『思想』No.867
- 金明秀,1995,「エスニシティの形成論」『ソシオロジ』No.124
- 近藤敦,1996,『外国人参政権と国籍』明石書店
- 清野正義,1993,「人権と市民権の新しい問題領域」,中野秀一郎・今津孝次郎編,1993,『エスニシティの社会学』世界思想社
- Kristeva, J., 1988, *Etrangers a nous-memes, Fayard*. (=池田和子訳, 1990, 『外国人—我らの内なるもの』法政大学出版局)
- 駒井洋, 1994, 「段階的市民権を提唱する—在日イラン人への調査をふまえて—」『世界』596
- Kymlicka, Will, 1995, *Multicultural Citizenship: A Liberal Theory of Minority Rights*, Oxford University Press. [=石山文彦・山崎康仁監訳, 1998, 『多文化時代の市民権—マイノリティの権利と自由主義』晃明書房]
- 李光一, 1985, 「エスニシティと現代社会」『思想』No.730
- 李光一, 1995, 「デニズンと国民国家」『思想』No.854
- Macqpkerson, C.B., 1985, *The Rise and Fall of Economic Justice and other papers*, Oxford University Press.



- Marshall, T. H., 1963, *Sociology at the Crossroads and other essays*, Heinemann.
- Marshall, T. H., 1965, *Social Policy*, Hutchinson University Library  
 , Politics. [=岡田藤太郎訳, 1981, 『社会政策；二十世紀英国における』  
 相川書房]
- Marshall, T. H., 1981, *The Right to Welfare and other essays*, Free Press.
- Marshall, T. H., and Bottomore, T., 1992, *Citizenship and Social Classes*,  
 Pluto Press. [=岩崎信彦・中村健吾訳, 1993, 『シティズンシップと  
 社会階級—近現代を総括するマニフェスト』, 法律文化社]
- Miller, M. J., 1989, “Politipation and Representation of noncitizens”  
 , in Brubaker, W. R (ed.), op.cit..
- Mishra, R., 1981, *Society and Social Policy: Theories and Practice of  
 Welfare*, 2nd, Macmillian.
- 宮原浩二郎, 1994, 「エスニックの意味と社会学の言葉」『社会学評論』第44  
 卷4号(176)
- 宮島喬, 1984, 「現代国家と『相違への権利』—フランスにおける文化的少数  
 者と移民の問題—」『世界』3月号
- 宮島喬, 1985, 「統合と反目」, 宮島喬・梶田孝道・伊藤るり編, 1985, 『先進社  
 会のジレンマ』有斐閣
- 宮島喬, 1986, 「移民労働者問題と西欧『国民国家』の変容—供給国と受入  
 国の関係をめぐって—」, 庄司興吉編 1986, 『世界社会の構造と動態』  
 法政大学出版局
- 宮島喬, 1991, 「『国境なきヨーロッパ』と移民労働者」, 宮島喬・梶田孝道編,  
 『統合と分化のなかのヨーロッパ』, 有信堂, 1991
- 宮島喬, 1993, 『外国人労働者と日本社会』, 明石書店
- 宮島喬・梶田孝道編, 1996, 『外国人労働者から市民へ』有斐閣
- Mouffe, C., 1993, *The Return of political, Verso*. [=千葉真・土井美徳・田中  
 智彦・山田竜作訳, 1998, 『政治的なるものの復興』日本経済評論社]
- 岡野八代, 2009, 『シティズンシップの政治学 [増補版] —国民・国家主義批  
 判』白澤社
- 中野秀一郎, 1993, 「エスニシティの社会学に向けて」, 中野秀一郎・今津孝  
 次郎編, 1993, 『エスニシティの社会学』世界思想社
- Parker, J., 1975, *Social Policy and Citizenship*, Oxford University Press.
- Parsons, T., 1969, *Politics and Social Structure*, Free Press. [=神明正道監  
 訳, 1973-1974, 『政治と社会構造(上下)』誠信書房]
- Plant, R., 1985, ‘The Very idea of a welfare state’, in Bean, P., Ferris,  
 J., Whynes, D. (eds.), *In Defence of Welfare*, Tavistock  
 Publications.
- Rees, A. M., 1996, “T. H. Marshall and the progress of citizenship” , in

- Bulmer, M., & Rees, A. M. (eds.), 1996, *Citizenship Today*.
- Roche, M., 1987, "Citizenship, Social Theory, and Social Change", *Theory and Society*, Vol. 16, No. 3.
- Roche, M., 1992, *Rethinking Citizenship: welfare, ideology, and change in modern society*, Polity Press.
- Sassen, S., 1996, *Losing Control? : Sovereignty in an Age of Globalization*, Columbia University Press [= 伊豫谷登士翁訳, 1999, 『グローバルゼーションの時代』平凡社]
- 佐藤宏, 1995, 「エスニシティ論の今日的位相」『思想』No. 850 第 4 号
- 関根政美, 1994, 『エスニシティの政治社会学』名古屋大学出版会
- 新原道信, 1995, 「“移動民”の都市社会学—方法としての“旅”をつらねて」  
奥田道広編, 1995, 『コミュニティとエスニシティ』勁草書房
- 斉藤日出治, 1998, 『国家を超える市民社会—動員の世紀からノマドの世紀へ』  
現代企画室
- 斉藤日出治・岩永真治著, 1996, 『都市の美学 (アーバニズム)』平凡社
- Soysal, Y. N., 1994, *Limits of Citizenship: Migrants and postnational Membership in Europe*, University of Chicago.
- Schuck, P. H., 1989, "Membership in the Liberal Polity: The Devaluation of American Citizenship", in Brubaker, W. R. (ed.), op. cit.
- 斉藤日出治・岩永真治, 1996, 『都市の美学』平凡社
- 谷富夫, 1993, 「都市国際化と『民族関係』」, 中野秀一郎・今津孝次郎編, 1993, 『エスニシティの社会学』世界思想社
- 樽本英樹, 2000, 「社会学的市民権論の性能と課題—比較移民政策論と戦後英国の経験から—」関東社会学会『年報社会学論集』13
- Taylor, C., 1994, *Multiculturalism: Examining the Politics of Recognition*, Princeton University Press. [= 佐々木毅・辻康夫・向山恭一訳, 1996, 『マルチカルチャリズム』岩波書店]
- 堤要, 1993, 「アメリカにおけるエスニシティ理論—エスニシティと階層構造の関係を中心に—」『社会学評論』第 44 卷 2 号 (174)
- Turner, B., S., 1986, *Citizenship and Capitalism*, Allen & Unwin.
- , 1989, "Aging, Status Politics and Social Theory", *British Journal of Sociology*, vol. 40. no. 4
- , 1990, "Outline of a Theory of Citizenship", *Sociology*, vol. 2. no. 2.
- , 1993, "Contemporary problems in the theory of citizenship", in Turner, B. S. (ed.), *Citizenship and Social Theory*, Sage.
- , 2001, The erosion of citizenship, *British Journal of Sociology*, vol. 52. no. 2
- 上野千鶴子, 1996, 「『国民国家』と『ジェンダー』」, 『現代思想』, 10 月号

- Urry, J., 2000a, *Sociology beyond Societies: Mobilities for the twenty-first century*, Routledge. [= 吉原直樹監訳, 2006, 『社会を超える社会学—移動・環境・シチズンシップ』法政大学出版会]
- 山本泰, 1993, 「マイノリティと社会の再生産」『社会学評論』, 第 44 卷 3 号 (175)
- 安江則子, 1992, 『ヨーロッパ市民権の誕生』丸善 (丸善ライブラリー 071)
- 安江則子, 1995, 「EU 市民の地方参政権と『市民』概念をめぐる一考察」『法学研究』 68
- Young, I., M., 1989, "Polity and Group Difference: A Critique of the Ideal of Universal Citizenship," *Ethics*, Vol.99.NO.2 [= 施光恒訳 1996 「政治体と集団の差異—普遍的シチズンシップの理念に対する批判—」『思想』 No.867]
- \_\_\_\_\_, 1990, *Justice and the Politics of Difference*, Princeton University Press.
- 吉原直樹, 2000, 「地域住民組織における共同性と公共性: 町内会を中心として」『社会学評論』 50 (4)
- 吉原直樹, 2002, 『都市とモダニティの理論』東京大学出版会
- 吉見俊哉, 2003, 『カルチュラル・ターン、文化の政治学へ』人文書院

## 第 2 章

- Brubaker, W.R.(ed.), 1989, *Immigration and the Politics of Citizenship in Europe and North America*, Univesity Press of America.
- 千葉眞, 1995, 『ラディカル・デモクラシーの地平』新評社
- Hammar, T., 1990, *Democracy and the Nation State: Aliens, Denizens and Citizens in a World International Migration*, Avebury. [= 近藤敦訳, 1999, 『永住市民 (デニズン) と国民国家: 定住外国人の政治参加』明石書店]
- 星野修美, 1993, 「川崎市における『外国人教育基本方針』の制定と運用上の課題」月刊社会教育編集部編『日本で暮らす外国人の学習権』国土社
- 石沢真貴, 1997, 「エスニシティとシチズンシップ」『東北大学教育学部研究年報』第 45 集
- 伊藤るり, 1990, 「書評 W.R.Brubaker, 1989, *Immigration and the Politics of Citizenship in Europe and North America*, Univesity Press of America. [= 伊藤るり, 1990 「定住外国人と市民権—欧米 6 カ国の比較研究—」, 『国際政治学』第 7 号, Nov.]
- 伊藤周平, 1996, 『福祉国家と市民権』法政大学出版局
- 徐龍達, 1995, 『共生社会への地方参政権』日本評論社
- 梶田孝道, 1994, 『外国人労働者と日本』日本放送出版協会
- 川崎市, 1985, 「川崎市桜本地区<川崎・南部>青少年問題調査研究報告書 (1)」

- 川崎市ふれあい館・桜本こども文化センター,1993,「だれもが力いっぱい生きていくために」
- 清野正義,1993,「人権と市民権の新しい領域」『エスニシティの社会学』世界思想社
- 駒井洋,1994,「段階的市民権を提唱するー在日イラン人への調査をふまえてー」『世界』596
- 近藤敦,1996,『外国人参政権と国籍』明石書店
- 倉沢進,1990,「町内会と日本の地域社会」倉沢進・秋元律郎編著『町内会と地域集団』ミネルヴァ書房
- Layton-Henry,Z.,1990,*The Political Rights of Migrants Workers in Western Europe*,
- 李光一,1995,「デニズンと国民国家」『思想』854
- Macqpkerson,C.B.,1985, *The Rise and Fall of Economic Justice and other papers*,Oxford University Press.
- Marshall,T.H., 1983,*Sociology at the Crossroads and other essays*.
- 宮島喬,1993,『外国人労働者と日本社会』明石書店
- 宮島喬・梶田孝道編,1996,『外国人労働者から市民へ』有斐閣
- 中野秀一郎,1993,「エスニシティの社会学に向けて」『エスニシティの社会学』世界思想社
- 奥田道大・広田康生・田島淳子,1994,『外国人居住者と日本の地域社会』明石書店
- Parekh,B.,1991,“British Citizenship and Cultural Difference” ,in Andrews,G.(ed.),*Citizenship*,Lawrence & Wishart.
- 斐重度,1995,「民族差別を克服し、共に生きる地域社会の創造をめざすふれあい館のとりくみ」読売新聞社編『第43回読売教育賞受賞社論文集「実践活動の記録」』
- 姜尚中,1996,「内的国境とラディカル・民族主義」『思想』867
- 社会福祉法人青丘社桜本保育園,1974,「真実の連帯を求めて」同人社『動く』第3号
- 高橋満・石沢真貴・内藤隆史,1996,「在日韓国・朝鮮人の地域教育運動と社会教育ー川崎市『ふれあい館』設立過程の事例ー」『東北大学教育学部研究年報』第44集
- 高橋満・内藤隆史・石沢真貴,1996,「定住外国人多住地域の地域社会と学校教育・社会教育の課題ー国際化と人権教育をめぐる住民意識調査からー」在日コリアン研究会
- 谷富夫,1993,「都市国際化と『民族関係』」『エスニシティの社会学』世界思想社
- Wolin,S.S.,1987,“democracy and the Welfare State”,*Political Theory*,Vol.15.No.4..

### 第 3 章

- 秋田県調査統計課,『秋田県県勢要覧』(平成 21~31 年版)  
(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/12817>)
- 秋田県,2006,『秋田県市町村要覧平成 17 年版』  
(<http://www.pref.akita.jp/sityoson/d/youran/youran.htm>)
- 秋田県学術国際部,2005,『秋田県の国際化の現状平成 17 年度』
- 秋田県国際課,2019,『平成 30 年秋田県の国際化の現状』  
(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/1932>)
- 秋田県羽後町,2003a,「町勢要覧資料編(平成 15 年度版)」
- 秋田県羽後町,2003b「平成 15 年度 羽後町日本語学習講座開設事業」
- 秋田県羽後町,2003c「平成 15 年交流定住担当事業計画」(町民課資料)
- 長谷山洋文,2001,「人が輝き、人が活きるまち秋田県羽後町」『社会教育』  
656 号(2001 年 2 月)
- バンクス,J.A.,1996,『多文化教育』サイマル出版会
- 樋口直人,2000,「対抗と協力—市政決定メカニズムのなかで」,宮島喬  
編,2000,『外国人市民と政治参加』有信堂高文社
- 広田康生編,1996,「多文化教育としての在日韓国・朝鮮人教育—日本の多文  
化教育にむけて」『講座外国人定住問題第 3 巻 多文化主義と多文化  
教育』明石書店
- 石沢真貴,1998,「定住外国人の社会的権利とコミュニティ」東北社会学会『社  
会学年報』第 27 号
- 石沢真貴,2004,「定住外国人の現状と地域コミュニティの課題—秋田県羽後  
町の外国人妻に関する聞きとり調査を事例にして—」『秋田大学教育文  
化学部研究紀要 人文科学・社会科学第』第 59 集
- 梶田孝道,1993,『新しい民族問題』中央公論社
- 小林健一,1995,「日本語ボランティアの活動と自治体社会教育行政の課題—  
秋田の都市部と農村部における実践と社会教育行政の対応を中心に—」  
日本社会教育学会編 1995『多文化・民族共生社会と生涯学習 日本の  
社会教育第 39 集』東洋館出版社
- 佐久間孝正,1996,「地域社会の『多文化』化と『多文化教育』の展開—イギ  
リスの『経験』、日本の『可能性』」広田康生編『講座外国人定住問題  
第 3 巻 多文化主義と多文化教育』明石書店
- 宮島喬編,2000,『外国人市民と政治参加』有信堂高文社
- 宮島喬・梶田孝道編,1996,『外国人労働者から市民へ』有斐閣
- 中島智子,1985,「日本の学校における在日朝鮮人教育」,小林哲也・江渕一  
公編,1985,『多文化教育の比較研究—教育における文化的同化と多様化  
—』九州大学出版会
- 入管協会,『在留外国人統計』(平成 7 年版および 17 年版)
- 佐藤一子,1998,『生涯学習と社会参加—おとなが学ぶことの意味』東京大  
学出版会

- 佐藤隆夫,1989,『農村と国際結婚』日本評論社
- 高橋満・石沢真貴・内藤隆史,1996,「在日韓国・朝鮮人の地域教育運動と社会教育—川崎市『ふれあい館』設立課程の事例—」『東北大学教育学部研究年報』第44集
- 高橋満,2001,「地域労働市場と社会的排除の構造」『東北都市学会研究年報』Vol.3
- 山田貴夫,2000,「川崎市外国人市民代表者会議の成立と現状」,宮島喬編,2000,『外国人市民と政治参加』有信堂高文社

#### 第4章

- 秋田県,1997,「匠の里構想推進事業調査事業—秋田県稲川町における特定中小企業集積の活性化調査—報告書」
- 秋田県企画振興部統計課,2001,『秋田県勢要覧 平成14年版』
- 秋田県漆器工業協同組合,1993,「平成4年度における振興事業の実施状況報告書」
- 稲川町,「稲川町商工業種別生産高調」
- いなかわ地域・農業振興推進会議,1990,「水と緑と豊かさを求めてⅡ」,報告第5号
- 上野和彦他,1984,「会津および川連漆器業の生産構造」『新地理』31-4
- 斉藤実則,1982,「続・地場産業の町—川連漆器・仏壇」『地理』27(2)
- 酒井宣昭,2003,秋田経済研究所『あきた経済』10月号
- 佐藤守・羽田新,1964,「漆器業における産地構造の工人型と商人型」『社会学評論』14
- 菅原香織・山本毅,2001,「伝統工芸品産業活性化のための産学協同研究—川連漆器の商品開発」『秋田公立美術工芸短期大学紀要』6
- 初沢敏生,2000,「国際競争化の地場産業」,福島大学地域研究センター『グローバル化と地域—21世紀・福島からの発言—』八朔社
- 半田市太郎,1970,『近世漆工業の研究』吉川弘文館
- ,1975,「明治期以降における川連漆器産業」『秋大史学』22

#### 第5章

- 日高水穂・石沢真貴,2010,「横手市増田町のまちづくりの現状と課題」『地域に開いた大学の「コンシェルジュ・デスク」～秋田大学横手分校からの発信～』平成22年度大学改革シンポジウム資料
- 日高水穂,2011,「層をなす『増田』の地域表象」,内山純蔵監修,中井清一,ダニエル・ロング編,『世界の言語景観 日本の言語景観』桂書房
- 稲川町教育委員会,1984,『稲川町史』ぎょうせい
- 増田町史編纂委員会,1997,『増田町史』
- 中村吉治,1965,『社会史Ⅱ』山川出版社

高橋舞,2011,秋田大学教育文化学部卒業研究「横手市増田町の信仰形態に関する民族調査」

横手市増田地域局 増田地域づくり協議会,「増田地域づくり計画(平成23～25年度)」

横手市,2012,「増田 横手市増田町伝統的建造物群保存対策調査報告書」

読売新聞,2009,平成21年9月16日付「ひと紀行 秋田に生きる 増田の内蔵」

吉澤弥生,2007,「文化政策と公共性—大坂市とアートNPOの協働を事例に—」『社会学評論』58-2

## 第6章

秋田県,2007,「農業集落のコミュニティ機能の実態調査」

秋田県高齢化等集落対策協議会,2011,「ふるさと秋田の元気ムラづくりガイド」

秋田県地域コミュニティ政策推進協議会,2014,「地域活動ヒント集 第1版」

秋田県,「元気ムラ通信」

秋田魁新報社,2007,「限界集落調査」に関する記事

厚生労働省,「国民生活基礎調査の概況」

国土地理院地図

国民生活審議会調査部報告書,1969『コミュニティ』

## あとがき

本論は、シティズンシップの理論をベースに、ローカル・コミュニティの変容を具体的事例をもとに捉え、そこにいかなるシティズンシップのあり様を捉えることができるのか考察しようとしたものである。モノグラフ研究自体は目新しいものではないが、そこにシティズンシップという概念によってどのように説明できるのか捉え返すことを試みたものである。

序章は、拙稿「ポストナショナル・シティズンシップ後の理論展開とその課題」をもとに少し手直ししたものである。第1章は、シティズンシップ論を整理した拙稿「エスニシティとシティズンシップー国民国家の変容にみるシティズンシップ理論の考察ー」、「グローバル化時代におけるシティズンシップーポストナショナルなシティズンシップとローカリティの関係の構築に向けてー」をもとに、新たに書き直したもので、かなり手を入れたので書下ろしといってもよいものである。第2章は、研究論文として発表した拙稿「定住外国人の社会的権利とコミュニティ」『社会学年報』(1997)、第3章は「社会参加支援としての定住外国人教育の役割と課題ー秋田県羽後町の日本語教育を事例としてー」『秋田大学教育文化学部研究紀要 人文科学・社会科学』第59集、第4章は「グローバル化にみる地場産業と住民参加の変容ー稲川町の川連漆器産業を事例としてー」が初稿で、少し手直ししたものである。続く第5章「近代地方都市の文化資源化と住民参加のまちづくりー横手市「増田蔵の日」を事例としてー」、第6章「落維持・再生支援事業の展開と地域コミュニティにおけるシティズンシップの変容ー秋田県湯沢市を事例としてー」は書下ろしである。以下に初出を一覧にして記しておく。

### 初出一覧

- 序章 2018, 「ポストナショナル・シティズンシップ後の理論展開とその課題」『東北都市学会研究年報』vol.17・18
- 第1章 1997, 「エスニシティとシティズンシップー国民国家の変容にみるシティズンシップ理論の考察ー」『東北大学教育学部研究年報』第45集, 1997 「定住外国人の社会的権利とコミュニティ」『社会学年報』第27号, 2005, 「グローバル化時代におけるシティズンシップーポストナショナルなシティズンシップとローカリティの関係の構築に向けてー」『秋田大学教育文化学部研究紀要 人文科学・社会科学』第60集をもとに、大幅に書き直し
- 第2章 1997, 「定住外国人の社会的権利とコミュニティ」『社会学年報』(東北社会学会) 第27号



- 第 3 章 2004,「社会参加支援としての定住外国人教育の役割と課題—秋田県羽後町の日本語教育を事例として—」『秋田大学教育文化学部研究紀要 人文科学・社会科学』第 59 集
- 第 4 章 2004,「グローバル化にみる地場産業と住民参加の変容—稲川町の川連漆器産業を事例として—」東北都市学会『東北都市学会研究年報』vol.6
- 第 5 章 書下ろし
- 第 6 章 書下ろし
- 終章 書下ろし

本論を完成させるのに、途方もない時間がかかってしまった。シティズンシップに関する研究に興味をもったのは 1990 年代半ばのころである。東北大学大学院教育学研究科の大学院生のときに、当時指導していただいた高橋満先生のもと、日本でようやく注目され始めてきていたエスニシティ研究を川崎市の在日コリアンの活動を事例に共同研究しつつ、社会学演習で扱ったホールとヘルドの『NEW TIMES』のなかの一つの章で論じられていたシティズンシップに関心をもち訳を試み、その概念を学ぶ機会を得た。

1990 年代末には、大学では大学院在籍中に学位論文に着手し学位を取得するのが当たり前になりつつあり、同期生や後輩たち周りの優秀な学生は次々に論文を執筆し課程博士を習得していった。私も高橋先生はじめ諸先生方に、早く論文を書きなさいと再三指導されていたが、とにかく不器用な私は、自らの研究への自信のなさからなかなか着手することができないでいた。そのうちに秋田大学講師の採用が決まり、業務をこなしながらの論文執筆は、計画しては挫折しての繰り返しでますます困難なものになっていき、結局延び延びになり今日までかかってしまった。

その間、私的にもさまざまな困難をかかえ、調査研究も中断を余儀なくされた月日が長く続いたが、そのような情けない様の私をいつも励まし、指導、助言をしてくださっていたのが、当時東北大学大学院文学研究科にいらっしゃった、横浜国立大学の吉原直樹先生である（東北大学名誉教授）。コミュニティ研究をされている吉原先生は、シティズンシップ研究の重要性を早くから指摘されていた。私があるとき、シティズンシップ研究はもう行き詰っているのではないかと意見を述べたところ、シティズンシップはこれからますます重要になるよと、おっしゃられたことがあった。それではっと思ひ直し、ぼつりぼつりと手探り状態で秋田県内各地の地域調査を続けながら、一方で先生にご助言をいただきながらシティズンシップ研究との関連を探ってきた。そして、ようやく今回、稚拙ながら地

域研究のモノグラフとシティズンシップ論を結びつけて論文をまとめることができた。とにかく長い時間がかかったが、結果としてはこのタイミングでよかったのかもしれない。吉原先生があきらめることなく前向きなご助言を繰り返しくださっていたことによって、やっと自分でも納得できるようになったからである。

何度も論文執筆に挫折していたにもかかわらず、今回ようやく提出することができたのは、吉原先生のおかげである。またご多忙を極めるなか学位論文の審査を快く引き受けていただいたことは、感謝してもしきれない思いがある。改めてお礼を申し上げたい。そして、大学院時代にエスニシティ研究を薦めてくださり、またシティズンシップ研究を指導してくださった高橋満先生はじめ、秋田大学に着任して以降、実証的な地域研究の重要性を学ばせてくださった秋田大学名誉教授の松岡昌則先生、政治学の視点から時折ご助言をくださった中村裕先生には大変お世話になった。この場をお借りしてお礼申し上げます。また、いちいちお名前は申し上げないが、他にも長きにわたり愚図な私を見放さずに暖かく見守ってくださった諸先生方、また様々な面で助けていただいた同業者である友人・知人たち、そして現地調査にご協力いただいた自治体職員の方や地域住民の皆様にも、この場をお借りしてお礼申し上げます。ありがとうございました。